Ⅷ　公園緑地・景観課関係

Ⅷ－１　都市公園・緑地保全等事業の推進について…… 279

Ⅷ－２　都市公園、緑地保全・緑化推進制度について…… 299

Ⅷ－３　景観・歴史まちづくりの推進について…… 319

公園緑地・景観課　ポイント

Ⅷ－１　都市公園・緑地保全等事業の推進について

１．都市公園・緑地・景観関係予算について

Ⅷ－２　都市公園、緑地保全・緑化推進制度について

２．都市公園、緑地保全・緑化推進に関する主な制度の運用状況と
市民緑地認定制度の概要について

３．全国「みどりの愛護」のつどい及び全国都市緑化フェアについて

４．ガーデンツーリズムの推進について

５．公園緑地における国際的な取組について

Ⅷ－３　景観・歴史まちづくりの推進について

６．景観計画の策定・見直しの推進について

７．歴史的風致維持向上計画の策定の推進について

Ⅷ－１　都市公園・緑地保全等事業の推進について

１．都市公園・緑地・景観関係予算について

第１．令和２年度公園緑地・景観・歴史環境等関係予算のポイント

【１．基本方針】

以下の政策課題に対応するため、都市公園法、都市緑地法、景観法等に基づく取組の的確な推進、都市公園事業や緑地保全事業等の一体的実施、民間事業者が行う緑化等との協働等により、総合的・効率的・効果的に緑とオープンスペースの確保・活用と良好な景観の形成を図るとともに、歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりへの支援による地域の活性化を図り、もって良好な景観と緑豊かな都市環境の形成を推進する。

① **持続可能なまちづくりへの対応**

今後の人口減少・高齢社会の進展に対応したコンパクトシティの実現、地域活性化、低炭素まちづくりの推進、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の確保や自然再生等に資する公園緑地の保全・創出に係る取組への支援

② **安全・安心な都市の形成への対応**

地震災害時の避難地・避難路、復旧・救援活動の拠点、延焼防止帯等となる防災公園等の整備、都市公園の雨水貯留・浸透機能等の向上による豪雨対策、都市公園における施設の戦略的な維持管理・更新（老朽化対策、バリアフリー化対策、長寿命化計画の策定等）への支援

③ **歴史と文化等に根ざした美しい地域づくりへの対応**

歴史まちづくり法や景観法等を活用したまちなみ形成、城跡・古墳等の歴史的・文化的資源と一体となった都市公園の整備など、地域独自の魅力の向上等を図り求心力のある市街地の形成に向けたハード・ソフト一体の取組への支援

④ **参画社会への対応**

地域住民やボランティア、民間事業者等の多様な主体の参画・協働による緑とオープンスペースの確保・活用に係る取組への支援

【２．予算のポイント】

① **首里城の復元に向けた取組**

令和元年10月に焼失した首里城について、関係閣僚会議において策定された「首里城復元に向けた基本的な方針」に基づき、関係省庁や沖縄県と緊密に連携しながら、復元に向けた取組を実施する。

② **グリーンインフラの創出に向けた事業の創設・拡充**

官民連携・分野横断によるグリーンインフラの創出を集中的に支援するため、下記事業を創設・拡充し、都市型水害対策や生産性向上等の「緑や水が持つ多面的効果」を活用した持続可能で成長力の高い都市の形成を推進する。

- グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設
- 市民農園等整備事業の拡充

③ **国営公園等の整備推進**

国営公園等において、地域活性化や観光振興をより一層推進するため、我が国固有の優れた歴史文化資産や豊かな自然を活かした施設の整備とともに、誰もが利用しやすい環境の整備を推進する。また、震災の記憶や歴史・文化を後世に伝えるための施設整備を推進する。

④ **明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の拡充**

明日香法に基づく第５次明日香村整備計画（計画期間：R2～11）を踏まえ、民間等との連携・協働の取組をはじめとした、明日香村による歴史的風土の創造的活用を支援する。

⑤ **特色ある庭園を活かした訪れたくなる地域づくり**

全国各地の「ガーデン」を核とした地域づくりを推進するため、平成31年に創設した「ガーデンツーリズム登録制度」に基づく、各地で行われる取組の磨き上げを支援する。

⑥ **地域の景観を活かした魅力あるまちづくりの推進**

景観計画の策定・改定や景観規制上の既存不適格物件の是正等により、地域における魅力ある景観形成に向けた取組を支援し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。

- 景観改善推進事業の創設

⑦ **日本庭園などの造園緑化技術や文化の海外展開の強化**

日本から造園技術者を派遣し、海外における日本庭園を修復することで造園緑化技術や文化の海外展開を促進する。また、2021年にカタール・ドーハで開催される国際園芸博覧会に日本国出展するために必要な調査を実施する。

第２　令和２年度都市公園・緑地・景観関係予算概要

【１．費目別予算概要】

（１）公共事業関係予算

（単位：千円）

区分	令和2年度予算額（A） 事業費	国費	うち優先課題推進枠	前年度予算額（B） 事業費	国費	倍率（A／B） 事業費	国費
国営公園等							
国営公園等事業費	26,125,425	26,125,425	2,785,000	25,791,425	25,791,425	1.01	1.01
整備費	8,895,072	8,895,072	1,624,000	8,544,239	8,544,239	1.04	1.04
維持管理費	14,971,659	14,971,659	1,161,000	14,971,659	14,971,659	1.00	1.00
工事諸費	2,210,975	2,210,975	0	2,227,808	2,227,808	0.99	0.99
営繕宿舎費	47,719	47,719	0	47,719	47,719	1.00	1.00
営繕費	45,819	45,819	0	44,779	44,779	1.02	1.02
宿舎費	1,900	1,900	0	2,940	2,940	0.65	0.65
国営公園等事業調査費	152,000	152,000	0	152,000	152,000	1.00	1.00
国営公園等事業調査諸費	30,575	30,575	0	30,575	30,575	1.00	1.00
都市公園防災事業費補助	7,587,000	2,737,000	0	7,396,000	2,737,000	1.03	1.00
小計	33,895,000	29,045,000	2,785,000	33,370,000	28,711,000	1.02	1.01
都市環境整備							
都市再生推進事業費補助	200,000	100,000	100,000	5,240,000	2,620,000	0.04	0.04
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	200,000	100,000	100,000	0	0	皆増	皆増
景観まちづくり刷新支援事業	0	0	0	5,240,000	2,620,000	皆減	皆減
都市開発資金貸付金（賑わい増進事業資金融資）	145,510	72,755	0	40,000	20,000	3.64	3.64
小計	345,510	172,755	100,000	5,280,000	2,640,000	0.07	0.07
合計	34,240,510	29,217,755	2,885,000	38,650,000	31,351,000	0.89	0.93

１．本表のほか、
　・社会資本整備総合交付金の全体額　762,652百万円（臨時・特別の措置含み）がある。
　・防災・安全交付金の全体額　1,038,804百万円（臨時・特別の措置含み）がある。

２．本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。
　・国営追悼・祈念施設整備事業　1,495百万円がある。
　・社会資本整備総合交付金の全体額　119,782百万円がある。

３．「景観まちづくり刷新支援事業」は令和元年度で終了するところであるが、景観の向上に関する取組に関しては、都市再生整備計画事業（まちなかウォーカブル推進事業等）において、引き続き支援する。

① 国営公園等の整備及び維持管理

国営公園について、広域の見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営沖縄記念公園、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園、海の中道海浜公園等１０公園において整備を推進する。特に、令和元年１０月の火災により焼失した首里城について、復元に向けた取組を推進する。また、１７公園において適正な維持管理を行う。

なお、国営公園の維持管理業務については、一層の効率化を図りつつ、安定的な公園利用サービスの提供を図るため、国庫債務負担行為を活用し、複数年度契約を行っている。

また、神奈川県大磯町において明治記念大磯邸園の整備を推進するとともに、北海道白老町の国立民族共生公園については、国営公園等事業により施設点検等、維持管理の一部を行う。

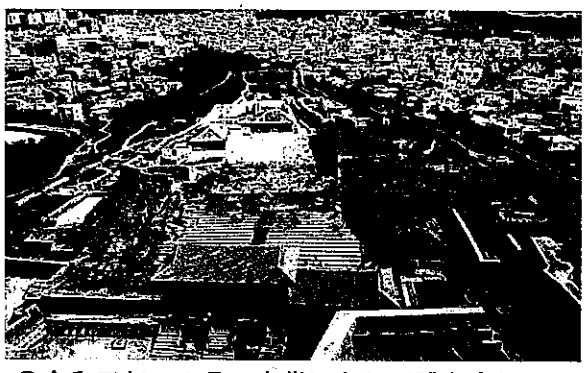

○令和元年１０月の火災により正殿を含む９施設が焼失（一部焼失含む）した国営沖縄記念公園首里城地区

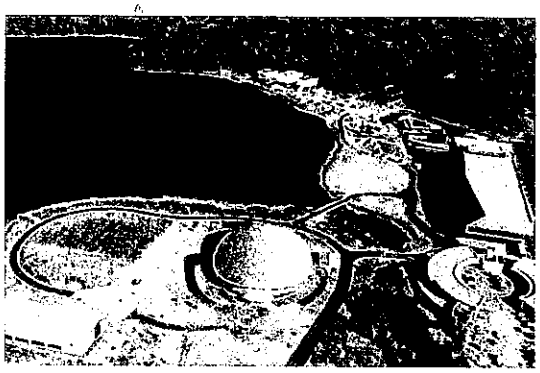

○令和２年４月に一般公開予定の国立民族共生公園（整備状況）

② 国営公園等事業調査費

都市公園事業を推進する上での技術的諸問題を解決するとともに、社会情勢の変化を鑑み、適切かつ効率的に事業を実施するため、都市公園等の整備及び管理の推進に関する調査、都市緑化推進に関する調査、緑化技術推進に関する調査を実施する。

③ 都市公園防災事業費補助

○独立行政法人都市再生機構による防災公園の整備

安全で安心できる都市づくりを図るため、防災公園と周辺市街地の一体的な整備改善を行う防災公園街区整備事業を推進する。

④　グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

人口減少や社会資本の老朽化が進行し、気候変動の影響等により自然災害が激甚化する中、官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水の厚みやつながりを向上させるため、都市空間の形成を図るグリーンインフラをソフト・ハード両面から総合的に支援する補助制度を創設し、もってグリーンインフラを活用した都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等の多様な社会的課題の解決を図る。

⑤　賑わい増進事業資金融資（都市開発資金貸付金）

公募設置管理制度（Ｐａｒｋ－ＰＦＩ）に基づき選定された者が行う、飲食店、売店等の収益施設と園路、広場等の公共部分の一体的な整備に要する費用について、地方公共団体が貸し付ける額の一部を低利の有利子で貸付けることで、民間活力を効果的に活用しつつ、効率的に都市公園の整備を推進する。

⑥　まちなかウォーカブル推進事業

人中心のウォーカブルな空間に転換すべきまちなかの区域において、既存ストックを最大限活用した修復・利活用を行うための重点的・一体的な支援の強化を図り、内外の人々を惹きつけ、交流・滞在を促し、民間投資を呼び込むウォーカブルなまちなか都市空間を形成するため、まちなかウォーカブル推進事業を創設し、景観資源の活用を図る取組を引き続き支援する。

※街路交通施設課所管事業

【２．新規・拡充事項等】

（１）公共事業関係費

①首里城の復元に向けた取組

○　概　要

令和元年１０月の火災により焼失した首里城について、首里城復元のための関係閣僚会議において策定された「首里城復元に向けた基本的な方針」に基づき、復元に向けた取組を進める。

令和２年度予算額

国営公園等事業（沖縄分）　直轄　3,800 百万円の内数

※令和元年度補正予算　国営公園等事業　直轄　800 百万円

復元に向けた調査等（技術的な検討）

○基本的な方針に基づき内閣府沖縄総合事務局に設置した「首里城復元に向けた技術検討委員会」において検討を実施

○首里城復元に向けた技術的な検討を進めるとともに、正殿の復元に関する調査等を実施

令和元年度　第１回
首里城復元に向けた技術検討委員会
（令和元年 12 月 27 日）

がれきのていねいな撤去、北殿等の施設解体等

○焼け残った瓦の保全回収を行いながら、がれき等の撤去を実施

○北殿等の施設について、焼け残ったコンクリート構造物等の解体を実施

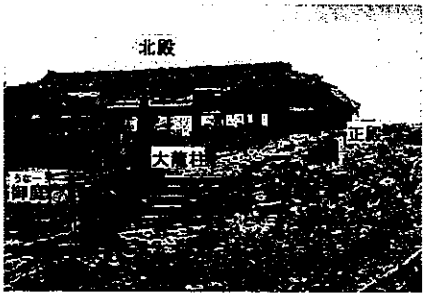

焼け残ったコンクリート構造物等を解体

園内電気設備の仮復旧等

○大龍柱や遺構の保護・公開に係る取組等を実施

○火災により被害を受けた園内の電気設備について、仮設設備を整備し仮復旧を実施

仮設の電気設備を整備（イメージ）

【参考】首里城復元のための関係閣僚会議

○概要

令和元年 10 月 31 日に発生した火災により焼失した首里城正殿等の復元のための計画策定等に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応するため、首里城復元のための関係閣僚会議を開催する。

○構成

議　長	内閣官房長官
副議長	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 国土交通大臣
構成員	総務大臣　財務大臣 文部科学大臣　農林水産大臣

②台風第19号を受けた緊急施策

○ 概　要

令和元年10月の台風第19号等の被害を踏まえ、都市公園の雨水貯留・浸透機能等の向上し、都市の防災対策を推進する。

※令和元年度補正予算

国営公園等事業　直轄　　600百万円
防災・安全交付金　229,203百万円の内数

都市公園における防災性の向上

○今般と同規模の災害発生に備え、都市公園の避難地機能や雨水貯留機能等を高める対策を支援

＜避難地機能＞

①停電対策
（非常用発電設備の整備 等）

②避難所となる屋内施設等の整備・改修
（施設の嵩上げ、耐震改修、冷暖房施設更新、非常用井戸掘削 等）

③豪雨・浸水・暴風対策等
（法面崩壊対策、備蓄倉庫の整備 等）

＜雨水貯留・浸透機能＞
雨水を一時的に貯留する遊水池の整備

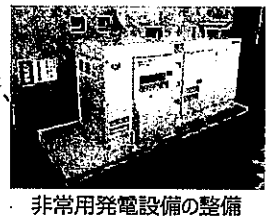
非常用発電設備の整備

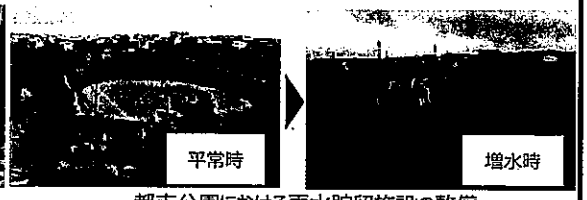

都市公園における雨水貯留施設の整備

台風19号で活用された公園施設

長野運動公園（長野市千曲川流域・広域避難地）

避難所として利用される屋内施設

（写真提供）長野市

避難所として機能

自衛隊の災害派遣拠点として活用

（写真引用）陸上自衛隊西部方面隊 公式ツイッター

入浴支援の場として機能

新横浜公園（横浜市鶴見川流域・鶴見川多目的遊水地）

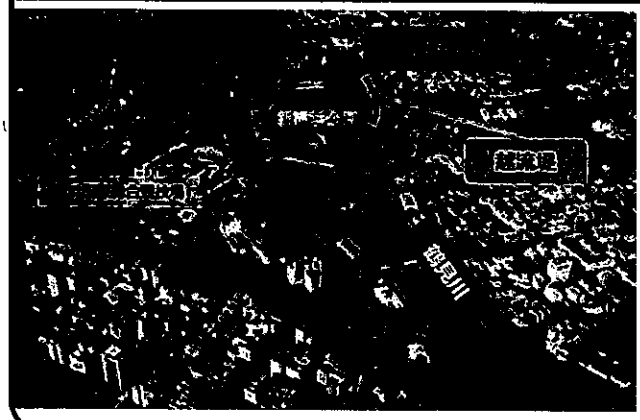

平常時はスポーツレクリエーションに親しむ運動公園として、
鶴見川の増水時には遊水地として多面的に機能

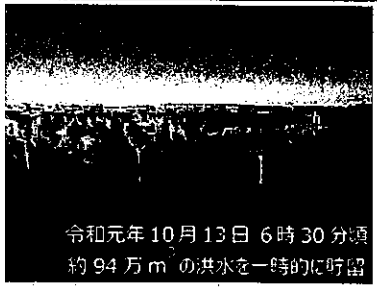

○遊水地が無かった場合、鶴見川の水位がさらに約0.3m上昇し、氾濫危険水位を超過

○台風翌日(10/13)のラグビーワールドカップ「日本対スコットランド」戦は無事開催

（写真）「関東地方整備局 京浜河川事務所　10月16日（水）記者発表資料」を都市局で一部追記

③グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設

○ 概　要

官民連携・分野横断により、積極的・戦略的に緑や水の厚みやつながりを向上させるため、緑地関連事業の統合等により、グリーンインフラの整備事業を創設し、都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等を推進する。

令和２年度予算額

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業　補助　100 百万円（皆増）
社会資本整備総合交付金　762,652 百万円の内数
防災・安全交付金　1,038,804 百万円の内数

■事業内容（グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）

◆事業目的

① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

◆事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定

■目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要な内容
雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援

■支援対象

♠ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を３つ以上設定し、そのうち２つ以上は定量的な目標であること
♠ ①～⑤のうち２つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
♤ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業　：　民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）**
♤ **都市公園・緑地等事業　：　地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）**

ハード
① 公園緑地の整備
② 公共公益施設の緑化
③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る）
④ 市民農園の整備
⑤ 緑化施設の整備（①～④の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る）

＋

ソフト
⑥ グリーンインフラに関する計画策定
⑦ 整備効果の検証

◆事業実施イメージ

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ

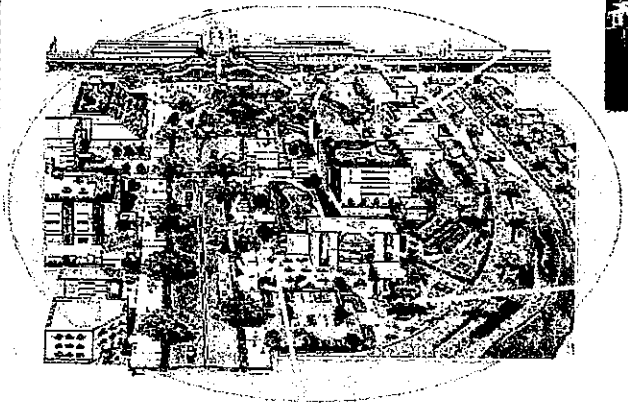

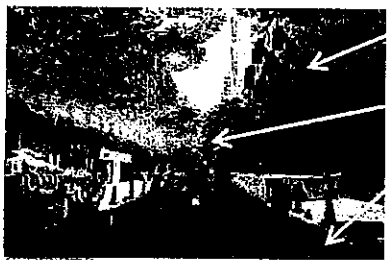

民 民間建築物の緑化

官&民 緑化施設（ミスト）の整備

官 公共公益施設（街路空間）の緑化

官&民 雨水を貯留しやすい土壌を使用したレインガーデンの整備

官&民 **雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備**

局地的な大雨に強いまちづくりの一環として都市公園に雨水貯留浸透施設を整備

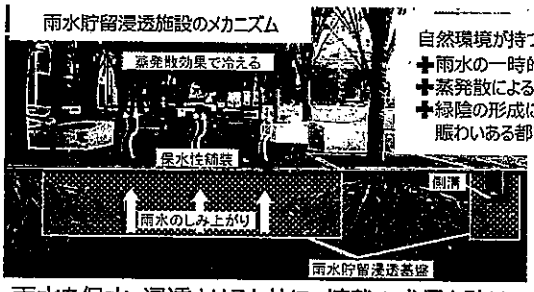

自然環境が持つ多様な機能を発揮
- ✚雨水の一時的な流出抑制
- ✚蒸発散による路面温度上昇抑制
- ✚緑陰の形成による夏でも涼しく、賑わいある都市空間の形成

雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

【都市郊外部における事業イメージ】

✓環境に配慮し、潤いある豊かな生活・交流空間の創出

グリーンインフラを活用することで、より効果的・効率的に、持続可能で魅力的な都市づくりを推進

※グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」をいう（国土形成計画より）

④まちなかウォーカブル推進事業の創設

○ 概　要

人中心のウォーカブルな空間に転換すべきまちなかの区域において、既存ストックを最大限活用した修復・利活用を行うための重点的・一体的な支援の強化を図り、内外の人々を惹きつけ、交流・滞在を促し、民間投資を呼び込むウォーカブルなまちなか都市空間を形成するため、都市再生整備計画事業の拡充（まちなかウォーカブル推進事業の創設）を行う。

令和２年度予算額

まちなかウォーカブル推進事業　補助　150百万円（皆増）

社会資本整備総合交付金　762,652百万円の内数

事業内容

【補助対象】

【交付金】市町村等　　【補助金】都道府県、民間事業者等

【国費率】

45%（40%）⇒1／2 拡 充

【制度概要】

○対象事業：以下のメニューを基幹事業とする新たな支援制度を創設

ウォーカブルな空間の整備

・道路、公園、広場等、既存ストックの修復・改変等に対して限定的かつ重点的に支援

アイレベルの刷新　拡 充

・沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間を提供する取組や、1階部分の透明化等の修景整備などを支援対象化

滞在環境の向上　新 規

・『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設し、滞在者の快適性の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備、社会実験・コーディネート等を支援対象化

景観の向上

・外観修景や歴史的建造物の修理、照明施設の整備、道路の美装化等の景観資源の活用を図る取組を重点的に支援

支援の明確化

・上記の他、荷さばき駐車場や駐車場出入口付替、給電・給排水施設の整備について支援を明確化

【対象区域】

都市再生整備計画事業区域内のまちなかウォーカブル区域※（周辺環境整備に係る事業を含む）※概ね1km程度以内の区域を想定

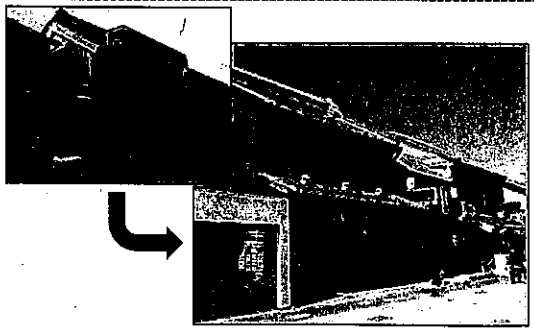

景観の向上（外観修景）

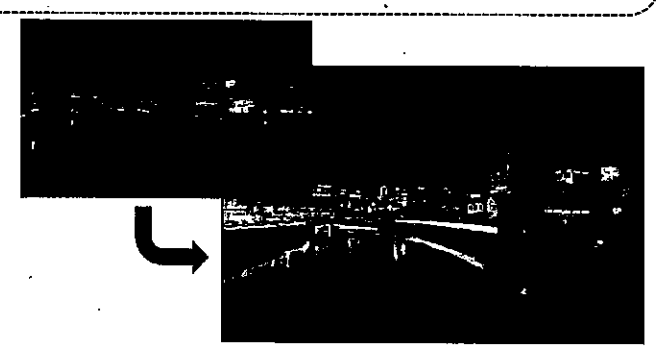

景観の向上（照明施設の整備）

※「景観まちづくり刷新支援事業」が令和元年度で終了するところであるが、景観の向上に関する取組に関しては、本事業のほか、都市構造集中再編支援事業、都市再生整備計画事業等にて引き続き支援する。

（本事業は街路交通施設課所管事業）

⑤市民農園等整備事業の拡充

○ 概　要

都市農地のもつ多様な機能を活かしたグリーンインフラの推進及びコンパクトシティ推進のため都市農地の保全・活用が必要とされているところである。

都市農地貸借円滑法の成立をはじめとする制度環境変化に対応し、都市農地保全メニューを強化するため、都市公園として開設する市民農園に加え、生産緑地において、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に規定する特定都市農地貸付け又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する特定農地貸付けの承認を受けた地方公共団体や緑地保全・緑化推進法人（※1）が開設する市民農園（開設期間が10年以上にわたって継続されるもの）について、交付の対象に追加する。

※1　都市緑地法に基づき市町村が指定する法人。この場合、交付金の交付対象は地方公共団体で、みどり法人には地方公共団体から間接補助

※2　面積要件については生産緑地を買い取った場合に準ずる

令和2年度予算額　社会資本整備総合交付金　762,652百万円の内数

市民農園等整備事業（平成6年～）

国土交通省

良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の保全活用を図り、市民農園の整備を行う事業
【国費率：施設整備（園路、広場、植栽、休憩施設等）1/2、用地取得1/3】

事業要件

○ 交付対象事業
①分区園を主体とする都市公園（市民農園）
②一団の農地を主体とする農体験の場となる都市公園（農業体験公園）

○ 面積要件
原則として2,500㎡以上。ただし、
・都市緑地：概ね1,000㎡以上
・生産緑地を買取る場合（※）：500㎡以上［生産緑地の下限面積が条例定められている場合 300㎡以上まで引き下げ］
※以下に掲げる場合
居住誘導区域外 ・ 居住誘導区域内かつ教育・防災上の位置づけ ・ 緑の基本計画上の位置づけ等

市民農園

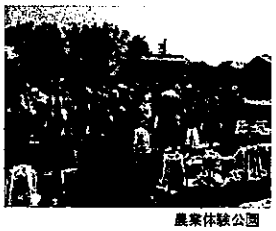
農業体験公園

2017年度　都市緑地法改正（みどり法人の管理対象に農地が追加）
2018年度　都市農地貸借円滑化法成立（生産緑地を対象とした都市農地の貸借の円滑化）
これらを踏まえ、令和2年度より、対象となる事業を拡充

拡充内容

○地方公共団体及びみどり法人※が都市農地貸借円滑化法等により生産緑地を借り開設する市民農園（開設期間が10年以上にわたって継続されるもの）等を交付対象事業に追加

※ 都市緑地法に基づき市町村が指定する法人。交付対象は地方公共団体で、みどり法人には地方公共団体から間接補助

⑥Park-PFIを活用した都市公園整備の推進

○ 概　要

平成 29 年度の都市公園法改正により創設された公募設置管理制度（Park-PFI）を活用する都市公園に対して、官民整備の強調に向けて引き続き重点的な支援を行う。

令和 2 年度予算額　社会資本整備総合交付金　762,652 百万円の内数

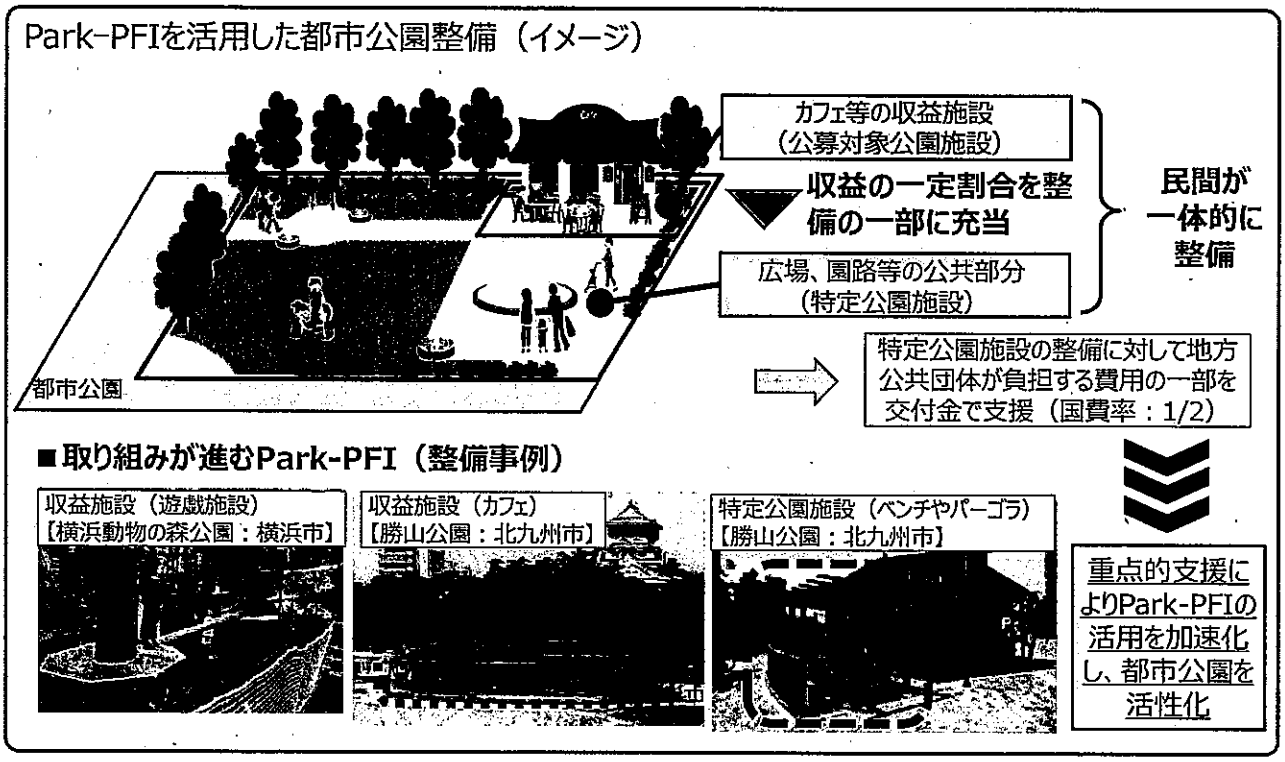

Park-PFIの活用状況（供用済みの公園）※下図（）内は所在地

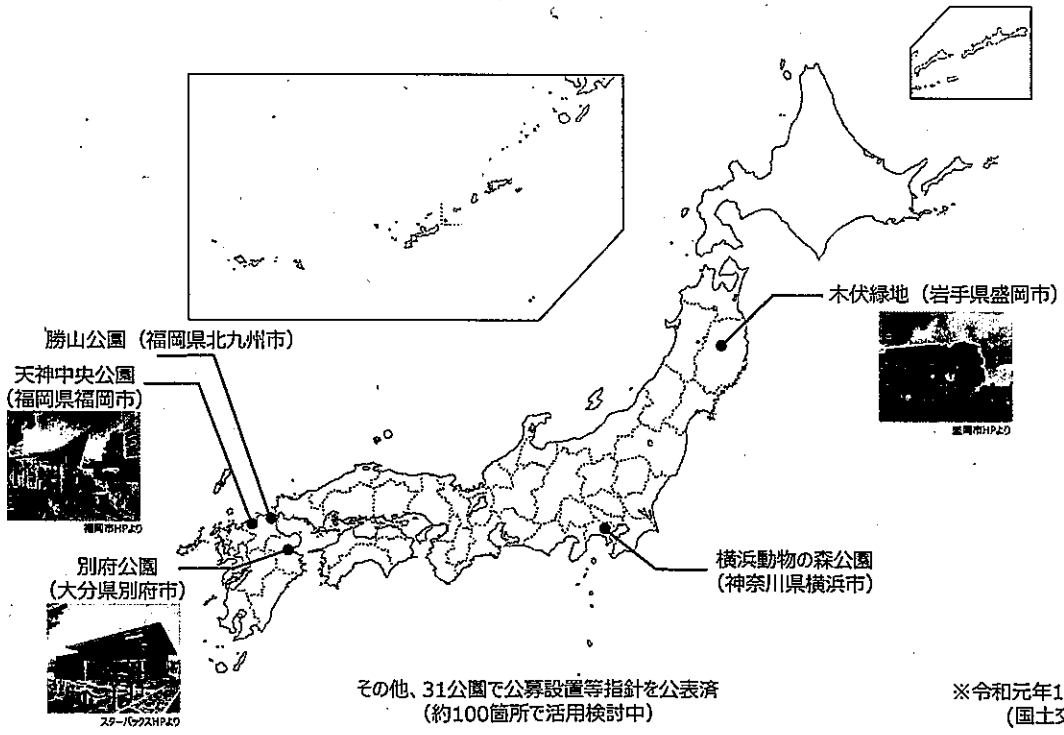

⑦国営公園等の整備推進

○ 概　要

国営公園等において、地域活性化や観光振興等をより一層推進するため、我が国固有の優れた歴史文化資産や豊かな自然を活かした施設整備とともに、誰もが利用しやすい環境の整備の推進や公園施設の防火対策を実施する。

また、我が国の震災や歴史・文化を後世に伝えるための施設整備を推進する。

令和２年度予算額　国営公園等事業　直轄　23,867 百万円（前年度比 1.01 倍）等

地域活性化や観光振興

国営公園のハード・ソフト両面の魅力向上

・歴史文化資産や自然を活かした魅力的な施設整備等
・魅力的な体験プログラムの展開
・入園料等の柔軟な設定の検討

国営常陸海浜公園（茨城県）

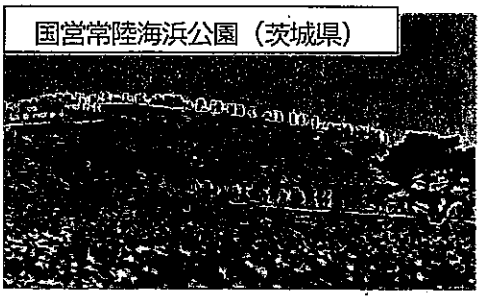

一面のネモフィラが絶景として注目され、地域の観光拠点に

公園施設の防火対策

歴史的・文化的資源となる公園施設の防火対策

・復元施設等における消火施設の設置等

国営吉野ヶ里歴史公園（佐賀県）

弥生時代の建物等を復元した園内

〈対策イメージ〉

スプリンクラーの設置

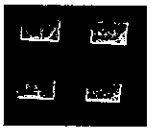

煙感知器の設置

震災の記憶や歴史・文化の伝承

国営追悼・祈念施設
（岩手県・宮城県・福島県）

国営の追悼・祈念施設(※)の整備を推進
※地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を整備

【整備目標】
○岩手県・宮城県
　令和２年度末完成予定
○福島県
　令和２年度中の一部利用

明治記念大磯邸園
（神奈川県大磯町）

地方公共団体との連携の下、旧伊藤博文邸等の建物群及び緑地の一体的な保存・活用に向けて整備を推進

【整備目標】
○令和２年夏頃を目途に、旧大隈別邸及び陸奥別邸跡の庭園等の一部区域を公開

民族共生象徴空間（ウポポイ）
（北海道白老町）

国立民族共生公園の夜間公開等に対応可能な施設整備を実施

【整備目標】
○令和２年４月２４日一般公開予定

高田松原津波復興祈念公園（岩手県）

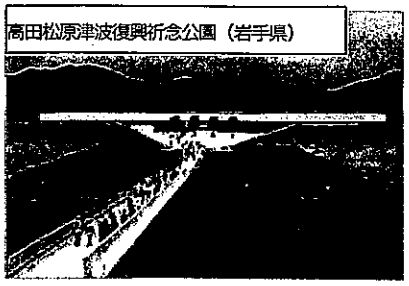

令和元年９月の一部利用開始後の様子

平成 30 年秋の記念公開の様子

令和元年 11 月の整備状況　エントランス棟

（２）行政経費

①景観改善推進事業の創設

○　概　要

地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進するためには、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図ることが重要である。

このため、景観計画を策定する市区町村に対する支援や景観規制上の既存不適格物件の是正措置等を支援するための補助制度を創設し、地域の活性化や観光立国の実現等を図る。

令和２年度予算額　景観改善推進事業　補助　130 百万円（皆増）

支援内容

【支援メニュー】（補助率）

① 景観計画の策定・改定に要する経費（下記による）

② 外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費（下記による）

③ 景観規制上の既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費（１／３）

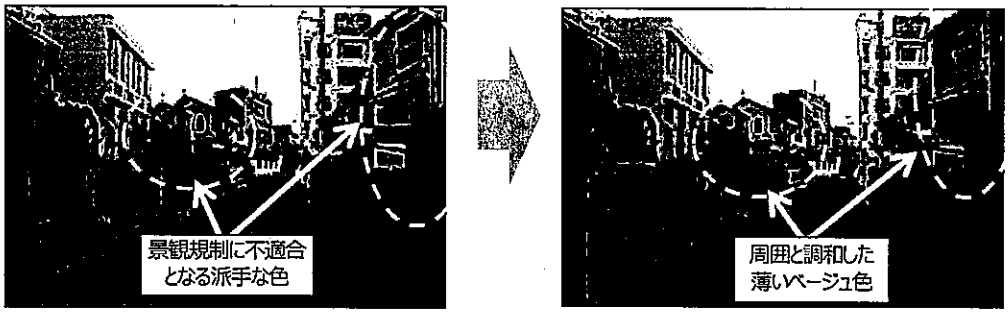

景観規制上の既存不適格となった建築物の外観の塗り替え

補助事業者　a.立地適正化計画を策定または策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市区町村（１／２）

b.景観に関連のある計画等※を定めている市区町村（１／３）

※景観に関連のある計画等
・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画　等

②明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の拡充

○ 概　要

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金は、明日香村の歴史的風土の創造的活用により、学び、体験し、実感できる歴史文化学習の場としての整備を推進するために、村が行う事業について助成することを目的としている。

令和２年度予算においては、明日香法に基づく第５次明日香村整備計画（計画期間：R2～11）を踏まえ、村の自立性の向上を図るため、交付対象に「民間企業・地域団体・外部人材等と連携した地域活性化に関する事業」を追加する。

令和２年度予算額　明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金　160 百万円（1.05 倍）

拡充内容

＜現行の対象事業＞

１．歴史文化学習の推進　　２．景観の創出　　３．地域産業の振興

４．国民啓発の推進　　５．観光･交流による魅力向上

＋

＜対象事業の追加＞

６．民間企業･地域団体･外部人材等と連携した地域活性化に係る事業

観光等に取り組む
地域団体の自走支援

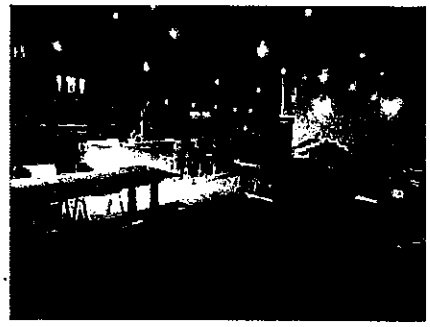

古民家を店舗に改修し
賑わいを創出

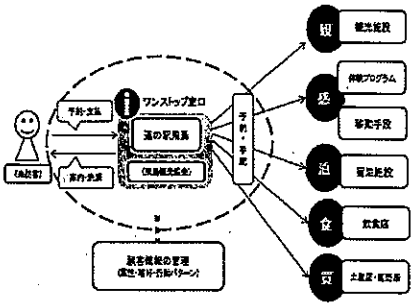

ワンストップ窓口としての
観光協会の機能強化

③特色ある庭園を活かした訪れたくなる地域づくり

○ 概　要

平成３１年４月に「ガーデンツーリズム登録制度」を創設し、全国各地の８計画が登録され、また多くの地域で登録に向けた動きがある。先行事例の横展開や幅広いニーズに応じたＰＲを実施し、「ガーデン」を核とした地域づくりを推進する。

令和２年度予算額　庭園間交流連携促進調査　28 百万円(1.00 倍)

庭園間交流連携促進調査

◆ガーデンツーリズム推進の狙い

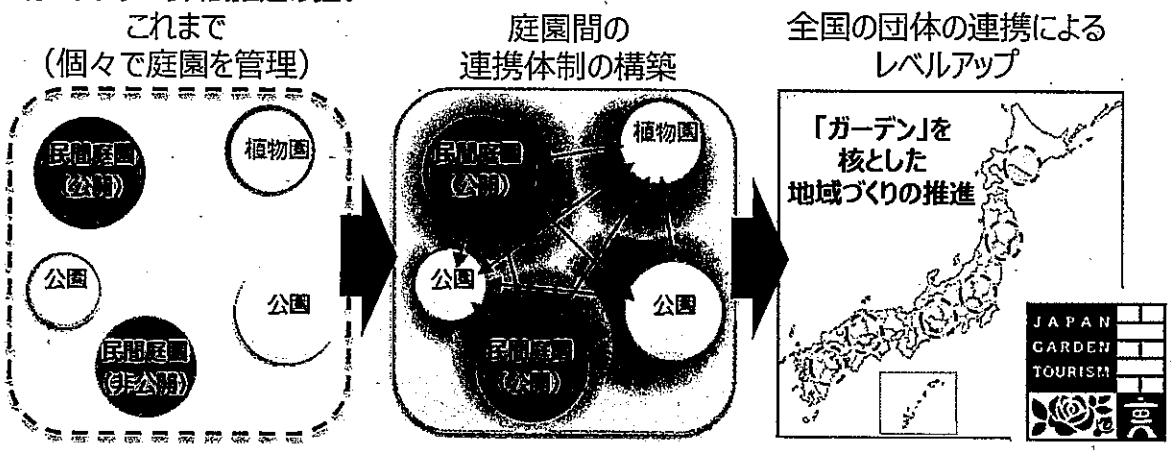

ガーデンツーリズム
登録ロゴマーク

◆取組内容

・先行事例・ノウハウを横展開し、計画策定・実施取組の検討を支援

・国登録「庭園間交流連携促進計画」に基づくモデル事業の実施、幅広いニーズに応じたＰＲを実施

宮崎花旅 365 の事例

取組内容の検討

全国団体・民間ノウハウの横展開

実践

モデルツアーの先行実施

効果

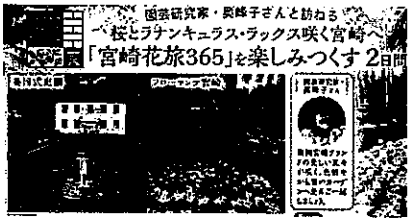

旅行会社によるツアーの構築

提供：クラブツーリズム株式会社

◆登録計画一覧（令和元年10月時点：８計画）

	計画名	所在地
第1回	北海道ガーデン街道	北海道　旭川市、富良野市、帯広市ほか
	ガーデンネックレス横浜	神奈川県　横浜市
	富士・箱根・伊豆「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム	神奈川県　箱根町、静岡県沼津市、三島市ほか
	にいがた庭園街道	新潟県　新潟市、村上市、新発田市ほか
	アメイジングガーデン・浜名湖	静岡県　浜松市、湖西市、袋井市、掛川市
	宮崎花旅365	宮崎県　宮崎市
第2回	いばらきガーデン＆オーチャードツーリズム	茨城県　水戸市、ひたちなか市、笠間市ほか
	湘南邸園文化ツーリズム	神奈川県　小田原市、茅ヶ崎市、大磯町ほか

④日本庭園などの造園緑化技術や文化の海外展開の強化

○ 概 要

海外における日本庭園は、日本の魅力を発信する拠点であり、インバウンドの拡大や対日理解の促進、造園緑化技術の海外展開に貢献している。しかし、その多くは適切な維持管理が行われておらず、修復支援が必要である。そこで、日本から造園技術者を派遣し、日本庭園を修復することで造園緑化技術や文化の海外展開を促進する。

また、2021年にカタール・ドーハで開催される国際園芸博覧会に日本国出展するために必要な調査を実施する。

令和2年度予算額

海外日本庭園保全再生方策検討調査　45百万円（1.10倍）
ドーハ国際園芸博覧会出展調査　10百万円（皆増）

■海外日本庭園の再生

修復する日本庭園を選定
↓
日本から造園技術者を現地へ派遣
↓
現地の技術者と共に海外日本庭園を修復
↓
多言語の維持管理マニュアルを作成

○平成29年度から令和元年度にかけて、15箇所の日本庭園に対して修復支援を実施。

○令和２年度は、日本側の支援体制の確立を踏まえ、より効率的な修復支援を図る。

（平成29年度から５年間で50箇所程度の庭園の修復を想定）

【カリフォルニア州グレンデール市の修復事例】

修復前

H30.1 修復作業実施

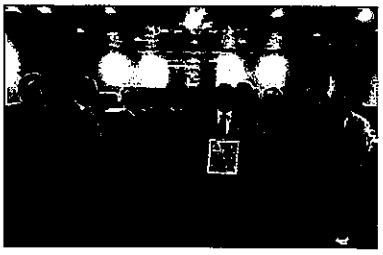
表彰される総領事

■ドーハ国際園芸博覧会への出展

（会場イメージ）

【名　　称】 EXPO 2021 DOHA
【開催期間】 2021年10月14日～2022年3月17日
【テ ー マ】 GREEN DESERT, BETTER ENVIRONMENT
【会場所在地】カタール・ドーハ

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

○ 概　要

歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させる。

令和２年度予算額　　国際観光旅客税財源充当事業　国費　2,535 百万円の内数

歴史的観光資源高質化支援事業（事業イメージ）

建築物等の美装化・除却による歴史的なまちなみの質の向上

○歴史的なまちなみを阻害する建築物の外観を和風に美装化し、まちなみとの調和を実現

○歴史的建造物への視線を遮る景観阻害物件を除却し、まちあるきを楽しめる環境整備を推進

【美装化・除却（イメージ）】

補助事業者：地方公共団体、民間事業者等
補助率：1／3　※観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上計画認定都市において実施されるものが対象

【3．災害からの復興と安全・安心の確保】

（1）国営追悼・祈念施設整備事業

【背景・目的】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市に、国営追悼・祈念施設を設置することについて、平成26年10月31日に閣議決定が行われた。これを踏まえ、両県においては平成27年度より国営追悼・祈念施設の事業に着手しており、東日本大震災から10年後である令和2年度末を目途に整備を行っていくこととしている。なお、岩手県の国営追悼・祈念施設においては、令和元年9月22日に一部利用開始した。

また、平成29年9月1日に閣議決定の一部変更が行われ、福島県については双葉郡浪江町に国営追悼・祈念施設を設置することとなった。今後、令和2年度中の一部利用に向け整備を行っていくこととしている。

【概要】

令和2年度は、岩手県及び宮城県においては国営追悼・祈念施設の園路広場工事等を、福島県においては国営追悼・祈念施設の敷地造成工事等を実施する。

令和2年度予算額　直轄　1,495百万円（0.61倍　工事諸費含む）

＜復興庁一括計上予算＞

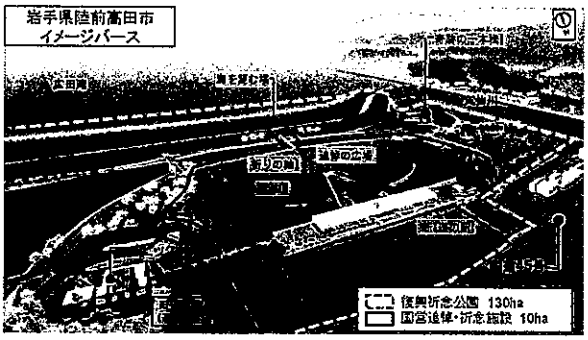

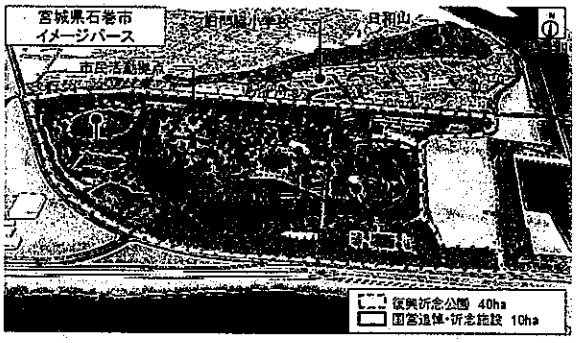

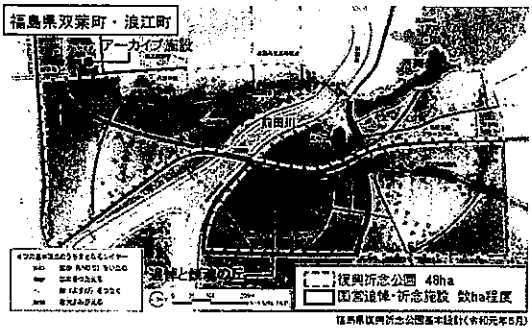

地方公共団体が設置する復興祈念公園及び国営追悼・祈念施設のイメージパース・空間構成

(2)震災復興事業として行う都市公園事業（社会資本整備総合交付金）

【背景・目的】

東日本大震災においては、想定以上の大津波により、津波避難地として指定されていたものも含めて多くの公園が浸水した一方、高台や内陸部の公園が復旧・復興活動の拠点や生活物資等の中継基地、周辺住民の避難生活の場等としての機能を発揮した。

東日本大震災により被災した沿岸部の地方公共団体では、復興計画に基づき復興交付金による被災市街地の復興が進められているところであるが、大規模地震の発生確率が依然高い状況に鑑み、被災市街地の復興と合わせて、災害時に浸水しない区域に存する防災拠点等となる都市公園の整備について緊急的に推進する。

【概要】

東日本大震災の被災地において、津波による被災が想定される市街地へのアクセス性が確保される場所に整備する避難地、防災拠点の機能を有する都市公園について、被災地域の復旧・復興のために一体不可分な緊急に実施すべきものとして、社会資本整備総合交付金による支援を行う。

令和２年度予算額　社会資本整備総合交付金（復興）　119,782 百万円の内数

東日本大震災において復旧・復興活動の拠点等としての機能を発揮した都市公園の事例

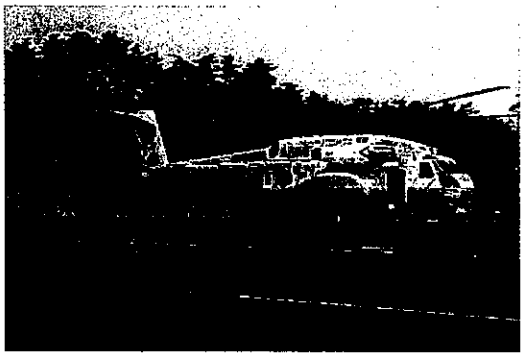

被災した釜石市や宮古市に隣接した内陸部に存する遠野市内の遠野市運動公園は、災害発生直後より人員物資の集結、宿営、物資輸送等の拠点として活用された。当該公園からは約１カ月で被災地域に 250 回の物資搬送が行われた。

（３）熊本城公園の早期復旧及び耐震化等の推進

【背景・目的】

平成 28 年熊本地震により、熊本城公園では天守閣や本丸御殿、飯田丸五階櫓等に加え、特別史跡を構成する石垣や重要文化財の櫓等、多数の施設が甚大な被害を被った。

現在、「熊本城復旧基本計画」（熊本市 H30.3 策定）に基づき、熊本のシンボルである天守閣の早期復旧が進められており、令和 3 年春頃には天守閣全体の復旧を完了する予定。

【概要】

災害復旧事業により天守閣等の早期復旧を進めるとともに、観光施設としての安全性を確保するため、防災・安全交付金により天守閣の耐震化やエレベーター設置などのバリアフリー化の取組を支援する。

なお、令和元年 10 月からは、ラグビーワールドカップ 2019 等の熊本開催に合わせて、復旧した大天守外観の公開を開始しており、令和 2 年 4 月 29 日に特別見学通路を公開開始予定。

令和 2 年度予算額　防災・安全交付金　1,038,804 百万円の内数　等

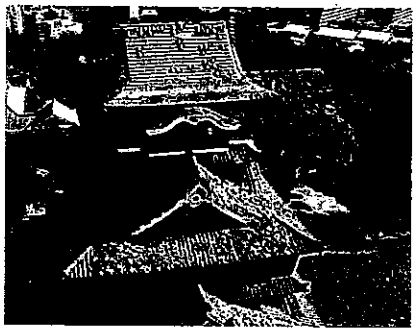

熊本地震により被災した天守閣（左：瓦の多数崩落、右：石垣の一部崩落）

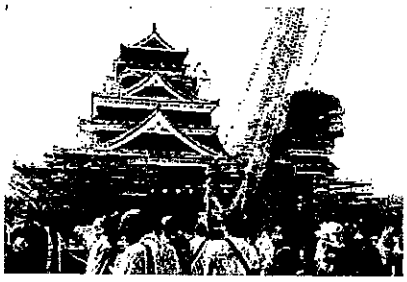

大天守外観の公開状況（令和元年 10 月 5 日より）

2. 都市公園、緑地保全・緑化推進に関する主な制度の運用状況と市民緑地認定制度の概要について

(1)都市緑地法等の一部を改正する法律による制度改正の運用について

改正都市公園法の運用状況　公募設置管理制度(Park-PFI)の活用状況

公募設置管理制度とは・・・

○都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き

○事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして**適用される**

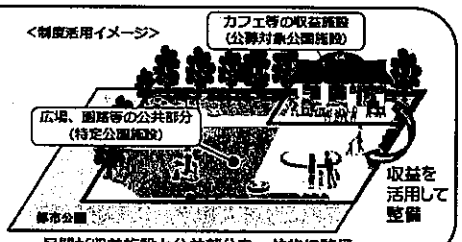

(令和元年9月末時点)

年度	Park-PFI 活用事例一覧（35公園［28自治体、2地方整備局］）	
平成29年度	北九州市(勝山公園) 豊島区(造幣局地区防災公園)	名古屋市(久屋大通公園) 岐阜県(ぎふ清流里山公園)
平成30年度	福岡県(天神中央公園)5/31公表 盛岡市(木伏緑地)6/4公表 仙台市(榴岡公園)6/25公表 恵庭市(漁川河川緑地)8/1公表 新宿区(新宿中央公園)9/18公表 別府市(別府公園)10/3公表 鹿児島市(加治屋まちの杜公園(仮称))10/4公表 近畿地方整備局(国営明石海峡公園)10/11公表 群馬県(敷島公園)11/13公表 横浜市(横浜動物の森公園)11/21公表 和歌山市(本町公園)11/22公表	盛岡市(盛岡城跡公園)11/26公表 堺市(大浜公園)11/28公表 京都市(大宮交通公園)12/7公表 大津市(大津駅前公園)12/10公表 むつ市(おおみなと臨海公園)12/14公表 別府市(鉄輪地獄地帯公園)1/30公表 盛岡市(中央公園)2/8公表 二戸市(金田一近隣公園)2/12公表 湯河原町(万葉公園)3/6公表 神戸市(海浜公園)3/29公表
令和元年度(9月末)	平戸市(中瀬草原)4/17公表 福岡県(大濠公園)4/26公表 渋谷区(北谷公園)5/24公表 佐世保市(中央公園)7/8公表 木更津市(鳥居崎海浜公園)7/31公表	九州地方整備局(海の中道海浜公園)8/7公表 平塚市(湘南海岸公園)8/22公表 神戸市(東遊園地)8/26公表 愛知県(小幡緑地)9/6公表 所沢市(東所沢公園)9/13公表
以降	千葉市(千葉公園、千葉みなと桟橋公園)　本巣市(本巣ＰＡ公園(仮称))　岡山市(烏城公園)　など、約１００箇所で活用を検討中。	

(国土交通省調べ)

改正都市公園法の運用状況
都市公園における保育所等の設置

■改正概要

○ 国家戦略特区法改正(H27.9施行)により、国家戦略特区内に限り占用許可による都市公園内での保育所等の設置が認められていたが、都市公園法改正(H29.6施行)により全国で可能に。

※保育所等の占用に関し、地方公共団体内の公園部局と保育部局との連携が図られるよう関係省庁連名通知を発出

(「都市公園における保育所等施設の設置に係る連携について」、(平成29年6月15日) 国土交通省都市局公園緑地・景観課長、内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長　等　通知)

■占用許可による保育所等の設置(開設済み)事例一覧　(令和元年10月1日時点)

公園管理者	公園名	開設時期	設置(予定)事例
愛知県一宮市	真清公園	H30.3	放課後児童クラブ
青森県むつ市	柳町児童公園	H30.4	認可保育園
長崎県雲仙市	上山公園	H30.4	認可保育園
茨城県常陸太田市	山吹運動公園	H30.4	社会福祉施設
熊本県大津町	昭和園	H30.7	放課後児童保育施設
東京都江東区	南砂三丁目公園	H30.8	認可保育園
奈良県生駒市	生駒山麓公園	H30.9	社会福祉施設
東京都港区	江南緑水公園	H31.4	認可保育所
東京都日野市	浅川スポーツ広場	H31.4	認可保育所
愛知県名古屋市	平和公園	H31.4	認可保育所
静岡県静岡市	新宮公園	H31.4	放課後児童クラブ

新宮公園(愛知県一宮市)

江南緑水公園(東京都港区)

※上記の他8施設が開設予定

※その他国家戦略特区法による保育所等の設置状況:全18施設開設

改正都市緑地法の運用状況
市民緑地認定制度の活用状況

■市民緑地認定制度の概要

・民間主体が緑地を整備・管理し、公園と同等の空間を創出する取組について市区町村が認定する制度を創設。

・みどり法人の指定を受けた民間主体が整備する場合は、固定資産税等の軽減措置※や社会資本整備総合交付金による支援の対象。

※当該市民緑地について、最初の3年間、1/3(1/6～1/2で条例に規定)の軽減

■制度活用・検討状況 (令和元年12月末時点)

・中川自治会広場(埼玉県さいたま市)
H29.8　中川自治会をみどり法人指定。市民緑地認定

・かしわ路地裏市民緑地(千葉県柏市)
H29.9　NPO法人(urban design partners balloon)をみどり法人指定
H29.11　市民緑地認定

・コクーンシティ(埼玉県さいたま市)
H30.5　片倉工業(株)をみどり法人指定。市民緑地認定

・紡ぐ広場(愛媛県西条市)
H30.8　(株)アドバンテックをみどり法人指定
H30.10　市民緑地認定

・ノリタケの森(愛知県名古屋市)
H30.11　株式会社ノリタケカンパニーリミテドをみどり法人指定
H30.12　市民緑地認定

・ソシエルみどりの　ファームプレイス　(茨城県つくば市)
H31.2　市民緑地認定

・ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地(兵庫県神戸市)
H31.3　ミズノスポーツサービス(株)をみどり法人指定　市民緑地認定

・一号館広場　(東京都千代田区)
R1.12　三菱地所(株)をみどり法人指定、市民緑地認定

※ 上記に加え、約60の自治体で制度の活用に向けて検討中。

かしわ路地裏市民緑地(千葉県柏市)

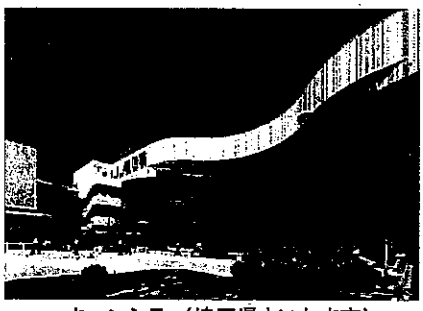
コクーンシティ(埼玉県さいたま市)

改正生産緑地法の運用状況
生産緑地地区の面積要件の引下げに関する取組み状況

■改正概要

・生産緑地地区を都市計画に定める際の規模要件について、一団で500m²以上とされていたものを市区町村が条例で300m²まで引き下げることが可能に。

■制度活用・検討状況　(R1.12月末時点)

・令和元年12月末現在、全国113都市で面積要件の引下げ条例を制定。
(全て下限面積を500㎡から300㎡に引下げ)

生産緑地制度活用都市:233都市

東京都	目黒区、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、八王子市、青梅市、あきる野市
埼玉県	さいたま市、川口市、越谷市、朝霞市、新座市、八潮市、所沢市、蕨市、志木市、富士見市、川越市、草加市、坂戸市、ふじみ野市
千葉県	千葉市、流山市、柏市、市川市、船橋市、松戸市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、海老名市、平塚市、厚木市、大和市、秦野市、南足柄市
静岡県	静岡市
愛知県	名古屋市、一宮市、小牧市、碧南市
三重県	四日市市
京都府	京都市、長岡京市、宇治市、城陽市
奈良県	大和郡山市、天理市
大阪府	大阪市、堺市、箕面市、豊中市、高槻市、茨木市、摂津市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、岸和田市、池田市、泉大津市、八尾市、松原市、大東市、羽曳野市、門真市、藤井寺市、守口市、交野市、四條畷市、河内長野市
兵庫県	神戸市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市

（2）緑地保全・緑化推進に関する主な制度の運用状況と市民緑地認定制度の概要について

【制度の概要と運用状況】

都市における緑地保全及び緑化推進に関する主な制度の概要と運用状況は以下のとおりである。

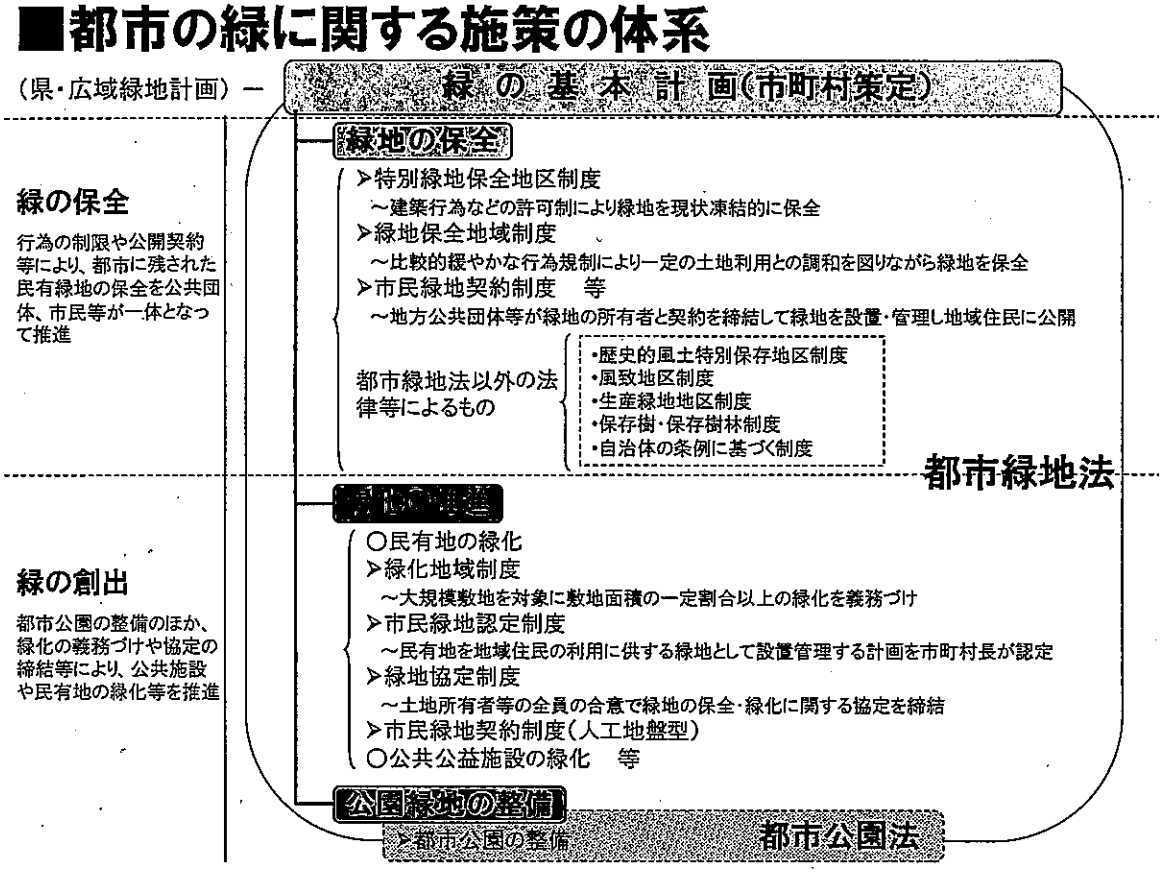

1. 緑の基本計画（都市緑地法第4条）

都市緑地法第４条に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」は、平成31年３月末時点で686市町村において策定済みである。（うち、288市町村において改定作業が行われている。）

① 平成23年の地域主権改革一括法（第２次）において、記載事項の例示化や公表の努力義務化等の改正が行われたところであり、策定、改定にあたっては留意されたい。

② 社会情勢の変化や事業の進捗等により内容の見直しを行う必要が生じたときは、遅滞なく変更すべきであり、計画内容の充実に努めることが望ましい旨、都市緑地法運用指針に位置付けられており、平成29年に改正された都市緑地法等の内容を踏まえた対応などが望まれる。

③ 平成29年都市緑地法改正により、法定記載事項に「公園の管理の方針」「生産緑地地区内の緑地の保全」が追加された（平成30年４月１日施行）。

④ 都市の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化を計画的に推進するため、都市における総合的な緑のマスタープランである緑の基本計画に生物多様性に関する方針や施策を位置づけることが有効である。

参考：平成30年４月「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」

平成23年10月「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」

⑤令和元年７月に「グリーンインフラ推進戦略」が公表され、行われる公園緑地、緑化施設、市民農園の整備など、地方公共団体等における総合的なグリーンインフラ※の取組を支援するため、緑の基本計画においても、グリーンインフラを体系的に組み込めむことが有効である。

※社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

２．特別緑地保全地区（都市緑地法第 14 条）

（１）制度の概要

①都市計画区域内の枢要な緑地について、建築行為など一定の行為を許可制とし、緑地を現状凍結的に保全する制度。

②支援措置としては、(ア)土地の買入れや施設整備に対する社会資本整備総合交付金の活用、（イ）相続税評価額の８割評価減等の税制優遇措置がある。

③指定地区内においては、土地所有者等と地方公共団体等が管理協定を締結し、土地所有者に代わって緑地の適切な保全を推進することが可能。

※　平成 23 年の地域主権改革一括法（第２次）で、２以上の市町村の区域にわたらない 10ha 以上のものについて、都市計画決定を行う権限が、都道府県から市町村に移譲された。また、標識の設置、行為許可、土地の買入れ等を行う権限が、都道府県から市に移譲された。

（２）運用実績

・特別緑地保全地区：621 地区、2,817.6ha（平成 31 年３月末時点）
＜対前年度＋14 地区、＋43.4ha＞

・管理協定：２地区（平成 31 年３月末時点）

３．緑化地域（都市緑地法第 34 条）

（１）制度の概要

①緑化地域は、用途地域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、都市計画に定めることができる地域地区である。

②緑化地域に関する都市計画には、建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度を定める。

③緑化地域内においては、敷地面積が一定規模（1,000 ㎡以上。条例により 300 ㎡まで引下げ可）以上の建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を都市計画に定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならず、また建築基準関係規定であるため実効性の高い制度である。

④平成 29 年都市緑地法改正により、緑化率の最低限度について、建ぺい率に関わらず「敷地面積の 25%まで設定可能」と改正された。また、壁面緑化の面積算定方法について、従来の「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さ×１m」から、壁の正面から見た際の面積（鉛直投影面積）に改正された（いずれも平成 30 年４月１日施行）。

（2）運用状況（平成29年3月末時点）

①名古屋市（平成20年10月施行）※緑化実績：約467.9ha（条例による緑化分を含む）
市街化区域全域を対象に、300㎡以上（建ぺい率60%を越える場合は500㎡以上）の敷地における緑化率を建ぺい率に応じて段階的（10%～20%）に設定。

②横浜市（平成21年4月施行）　※緑化実績：約130.8ha
住宅系用途地域を対象に、500㎡以上の敷地における緑化率を10%以上として設定。

③世田谷区（平成22年10月施行）※緑化実績：約101.7ha（条例による緑化分を含む）
市街化区域全域を対象に、300㎡以上の敷地における緑化率を敷地面積と建ぺい率によって段階的（5%～25%）に設定。

④豊田市（平成24年10月施行）　※緑化実績：約0.48ha（条例による緑化分を含む）
市街地中心部を対象に、500㎡以上の敷地における緑化率を20%以上（建ぺい率60%）、10%以上（建ぺい率80%）に設定。

4. 地区計画等緑化率条例制度（都市緑地法第39条）

（1）制度の概要

①地区整備計画等において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で建築物の新築等に関する制限として定めることが出来る制度。

②緑化率の最低限度は、条例において10分の2.5を超えない範囲で定める。

③地区レベルでの緑化率規制が可能であり、柔軟な地区設定が可能。また、緑化地域制度では緑化率設定の対象外となる敷地においても緑化率を定めることが可能。

（2）運用実績：51都市150地区1,904.1ha（平成31年3月末時点）
＜対前年度＋3都市、＋14地区＞

4. 市民緑地認定制度（都市緑地法第60条）

（1）制度の概要

民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、空き地等を地域住民が利用できる緑地（認定市民緑地）として設置管理する制度

民間活力を最大限活用した地域のオープンスペースの確保を推進することで、都市の良好な環境形成の実現を図る。
✓民間事業者による緑地の管理運営水準を法的に担保
✓市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能
✓みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地（無償貸付又は自己保有に限る）に係る固定資産税・都市計画税の軽減
［3年間 原則1／3軽減（1/2～1/6で条例で規定）］ ※令和3年3月31日までの時限措置

（2）運用実績：7都市8地区（令和2年3月末時点）

令和2年度の上半期の動き
○「市民緑地認定制度の手引き（仮）」の公表
○ 第4回認定市民緑地等連絡会議の開催
（第1回：H30.5 さいたま市，第2回：H31.1名古屋市，第3回：R1.11神戸市）

市民緑地認定制度

国土交通省

平成２９年６月施行

概要

○都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
○地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
○市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。
（市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能）

市民緑地認定制度の創設

概　要

空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

対象要件

○対象区域
緑化地域又は緑化重点地区内

○設置管理主体
民間主体（NPO法人、住民団体、企業等）

認定基準

○周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足

○面積
300m²以上

○緑化率
20%以上

○設置管理期間
5年以上

等

支援措置

税制
みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地（無償貸付又は自己保有に限る）に係る固定資産税・都市計画税の軽減
［3年間　原則1／3軽減（1/2～1/6で条例で規定）］
※令和3年3月31日までの時限措置

予算
みどり法人が設置管理する認定市民緑地における植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助　（1／3負担）
【社交金：市民緑地等整備事業の拡充】

制度のフロー

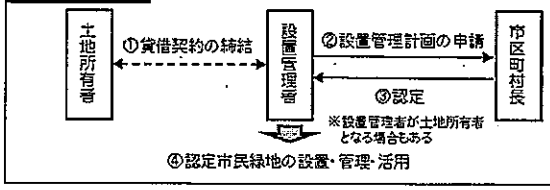

本制度を公有地（普通財産）で活用する自治体のメリット

○民間の開発に合わせて活用することで、公園的空間を創出
○緑地の管理運営を、民間事業者の資金で実施することが可能
○緑地の管理運営水準を、法的に担保することができる
○住民1人当たり都市公園面積を増やすことが可能

⇒ **いずれも自治体の財政負担なし**

認定市民緑地のイメージ

みどり法人制度の拡充

国土交通省

概要

○財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて管理し、緑地の保全・整備を行うことは限界。
○一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組が広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図る。

みどり法人制度の拡充

○ 改正概要

	従　前	改　正
名　称	緑地管理機構	緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）
指定権者	都道府県知事	市区町村長
指定対象	・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人	・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 ・その他の非営利法人（例：認可地縁団体） ・都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社（例：まちづくり会社）

○ みどり法人として実施できる活動　（指定を受けた市区町村の区域内において活動）
- 市民緑地の設置及び管理
- 特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- 都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全　等

○ 指定状況　（合計13法人）　（令和2年1月現在）

都道府県	市区町村	名称
茨城県	つくば市	株式会社プレイスメイキング研究所
埼玉県	さいたま市	中川自治会（認可地縁団体）
		片倉工業株式会社
千葉県	柏市	NPO法人 urban design partners balloon
東京都		公益財団法人　東京都公園協会
	世田谷区	一般財団法人　世田谷トラストまちづくり
	千代田区	三菱地所株式会社
神奈川県		公益財団法人　神奈川県公園協会
愛知県	名古屋市	公益財団法人　名古屋市みどりの協会
		株式会社ノリタケカンパニーリミテド
大阪府	泉佐野市	一般財団法人　泉佐野市公園緑化協会
兵庫県	神戸市	ミズノスポーツサービス株式会社
愛媛県	西条市	株式会社アドバンテック

※ 従前、都道府県知事から指定を受けていた緑地管理機構は、施行日においてその業務を行う住所地の市区町村長から指定を受けたみどり法人とみなす

<みどり法人による緑地の設置・管理イメージ>

３．全国「みどりの愛護」のつどい及び全国都市緑化フェアについて

【全国「みどりの愛護」のつどい】

全国「みどりの愛護」のつどいは、「みどりの日」制定の趣旨を踏まえ、全国の緑の関係者が一堂につどい、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進していくことを目的として、平成２年度から開催。

原則としてみどりの月間（４月１５日～５月１４日）中に、全国の主要な都市公園において、国土交通省と開催地の都道府県及び市町村等の主催で開催。

式典では、例年、「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰、記念植樹等を実施。

「みどりの愛護」のつどい（令和元年：鳥取県）

(国土交通大臣賞授与)

(記念植樹)

（１）「みどりの愛護」のつどいの有効活用

市制施行周年記念や新幹線開通記念などの節目等の機会に合わせることで、行政施策全般においての発信力・普及力のある事業として積極的な活用が期待される。

■記念事業等に合わせて開催

第３２回　神奈川県	横須賀市中核市移行 20 周年記念
第３０回　鳥取県	鳥取市政 130 周年記念
第２８回　石川県	北陸新幹線金沢開業
第２６回　宮崎県	東九州自動車道（佐伯～蒲江）開通

開催申請は原則として開催希望日の２年前までに行うこととしているが、実行委員会の開催は、開催希望日の約１年前から行うこと等によ

り準備にかかる期間を短縮することが可能。

（２）新たなステージをむかえた「みどりの愛護」のつどい

これまでの表彰式、誓いの言葉、記念植樹といった行事に加え、新たに式典前日の交流会、式典会場内の緑化装飾など緑化関係団体、ボランティア団体、民間企業等との新たな交流の場を充実。

開催都市におけるこれまでの花・緑の取組を反映し、開催時期や会場の形態・規模を柔軟に設定。

■会場内の緑化装飾のイメージ

(コンテナガーデン)

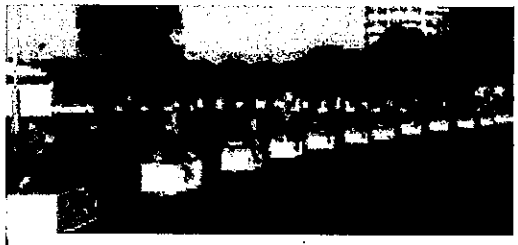

(飾花プランター)

（４）今後の開催予定

【令和２年度（第３１回）】

主　　催：国土交通省、福井県、福井市
開　催　日：令和２年５月１６日（土）
場　　所：福井運動公園

【令和３年度（第３２回）】

主　　催：国土交通省、神奈川県、横須賀市
開　催　日：令和３年春（予定）
場　　所：中央公園及び横須賀市文化会館

（福井運動公園）

（横須賀市中央公園）

みどりの愛護のつどい　開催状況

開催年	主催＊	開催日	会場
第１回 （平成２年）	大阪府、大阪市	４月23日（月）	国際花と緑の博覧会会場
第２回 （平成３年）	埼玉県、東松山市 熊谷市、滑川町	４月24日（水）	国営武蔵丘陵森林公園
第３回 （平成４年）	宮城県、仙台市 川崎町	４月25日（土）	国営みちのく杜の湖畔公園
第４回 （平成５年）	福岡県、福岡市	４月29日（木）	海の中道海浜公園
第５回 （平成６年）	奈良県、橿原市 明日香村	４月23日（土）	国営飛鳥歴史公園
第６回 （平成７年）	岐阜県、大垣市 海津町、平田町、南濃町 （財）河川環境管理財団	４月27日（木）	国営木曽三川公園
第７回 （平成８年）	北海道開発庁 北海道、札幌市	６月５日（水）	滝野すずらん丘陵公園
第８回 （平成９年）	茨城県 ひたちなか市 東海村	４月26日（土）	国営常陸海浜公園
第９回 （平成１０年）	広島県、庄原市	４月23日（木）	国営備北丘陵公園
第１０回 （平成１１年）	東京都、立川市 昭島市	４月28日（水）	国営昭和記念公園
第１１回 （平成１２年）	香川県、満濃町	４月29日（土）	国営讃岐まんのう公園
第１２回 （平成１３年）	沖縄県、那覇市 本部町	４月22日（日）	国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区
第１３回 （平成１４年）	新潟県、長岡市	４月27日（土）	国営越後丘陵公園
第１４回 （平成１５年）	兵庫県、神戸市 淡路町、東浦町	４月26日（土）	国営明石海峡公園
第１５回 （平成１６年）	佐賀県、神埼町 三田川町、東脊振村	４月24日（土）	国営吉野ヶ里歴史公園
第１６回 （平成１７年）	大阪府、大阪市 高槻市、枚方市 （財）河川環境管理財団	４月23日（土）	淀川河川公園
第１７回 （平成１８年）	愛知県、名古屋市 一宮市 （財）河川環境管理財団	４月22日（土）	国営木曽三川公園
第１８回 （平成１９年）	長野県、松本市 安曇野市、大町市、松川村	６月２日（土）	国営アルプスあづみの公園
第１９回 （平成２０年）	山口県、山口市	４月19日（土）	山口県立維新百年記念公園
第２０回 （平成２１年）	神奈川県、横浜市	４月19日（日）	横浜動物の森公園
第２１回 （平成２２年）	兵庫県、三木市	５月23日（日）	兵庫県立三木総合防災公園
第２２回 （平成２３年）	富山県、富山市	５月14日（土）	富山県富岩運河環水公園 富山市総合体育館
第２３回 （平成２４年）	秋田県、秋田市	６月２日（土）	秋田県立中央公園
第２４回 （平成２５年）	三重県、紀北町	５月18日（土）	熊野灘臨海公園
第２５回 （平成２６年）	徳島県、鳴門市	５月24日（土）	鳴門・大塚スポーツパーク
第２６回 （平成２７年）	宮崎県、宮崎市	５月30日（土）	宮崎県総合文化公園
第２７回 （平成２８年）	千葉県、柏市	６月12日（日）	千葉県柏の葉公園
第２８回 （平成２９年）	石川県、金沢市	６月10日（土）	兼六園周辺文化の森
第２９回 （平成３０年）	滋賀県、長浜市	５月26日（土）	長浜バイオ大学ドーム 琵琶湖湖岸（長浜）緑地
第３０回 （令和元年）	鳥取県、鳥取市	５月18日（土）	鳥取県立布勢総合運動公園
第３１回 （令和２年）	福井県、福井市	５月16日（土）	福井運動公園
第３２回 （令和３年）	神奈川県、横須賀市	未定	中央公園 横須賀市文化会館

＊主催には、各年とも、国土交通省（建設省）、（財）公園緑地管理財団（第22回まで）を含む。

【全国都市緑化フェア】

全国都市緑化フェアは、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として、昭和 58 年度より開催。地方公共団体及び(公財)都市緑化機構の主催で開催。期間中の中心的な行事として、皇族ご臨席のもと、「全国都市緑化祭」を開催。

○これまでの緑化フェア

会場：都市公園を中心　　期間：概ね 2 カ月程度

体制：開催自治体主体の実行委員会形式

○これからの緑化フェア

開催都市にあわせた構成が可能な地域性を活かせる緑化フェア

- 開催都市における花・緑をはじめとして、観光、産業、農産物、環境等、様々なとりくみをＰＲする場として開催
- 開催都市の条件に合わせ、開催期間や会場の形態・規模を設定

過去の緑化フェアにおけるコンパクトなスタイルでの開催事例

開催地	主会場(都市公園)	開催期間	入場者数
第 34 回八王子フェア	既設・改修(10.6ha)	30日間	28．6万人
第 30 回 鳥取 フェア	既設・改修(7.0ha)	51日間	25．8万人
第 24 回 船橋 フェア	既設・改修(27.3ha)	34日間	21．2万人

- 会場構成は、都市公園に加え、沿道緑化、港湾緑地、商店街、里山等、空間に広がり持たせた展開
- 既存施設の活用や既存イベントの延長、民間施設との連携や企業協賛の獲得等の工夫により事業費を抑えて実施
- 緑化団体が取組む「まちなか花壇」、地域で開催する「オープンガーデン」、民間の「庭園・ガーデン」、「マルシェ」等を主役として開催

第 31 回しずおかフェア
市内の緑化団体によるまちなか会場づくり

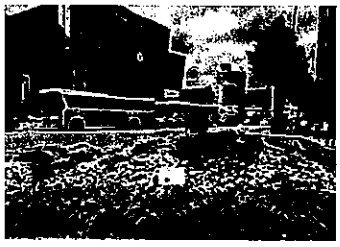

(参考)福岡市一人一花運動
協賛企業スポンサー花壇

【開催検討のための専門家の派遣等】

(公財)都市緑化機構が、フェアの豊富な見識をもつ専門家をアドバイザーとして派遣。
また、開催地のためのフェアの進め方に関する「研究会」を設置し、開催検討を支援。

(1)緑化フェアの導入例

緑化フェアは、市制施行周年記念やインフラ整備事業完成の機会に開催されることで行政施策全般において発信力のある事業として実施。

記念事業と合わせ開催されたフェア

第 35 回山口フェア	平成 30 年(2018)	明治150年記念事業の中心的事業
第 34 回八王子フェア	平成 29 年(2017)	市制100周年記念事業
第 28 回鹿児島フェア	平成 23 年(2011)	九州新幹線鹿児島ルートの全線開業

また、以下のような事業や施策にあわせて開催をはかることで相乗効果が期待できる。

○ 地域振興、観光促進、周年事業として

○ ガーデンツーリズム等にあわせた地域価値の向上や観光資源の活性化策として

第 33 回よこはまフェア
観光名所の更なる魅力向上に貢献

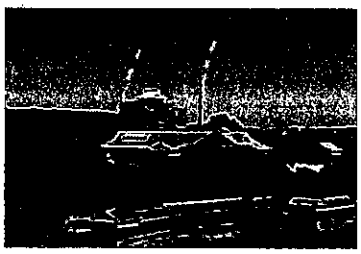

第 38 回くまもとフェア〈開催予定〉
震災支援に対する感謝と復興の発信

(2)開催予定

【第３７回全国都市緑化ひろしまフェア】

愛称：ひろしま はなのわ ２０２０

会期:令和２年３月１９日（木）～１１月２３日（月・祝）［250 日間］

会場:メイン会場　中央公園（旧広島市民球場跡地を中心とする区域)）及びその周辺（広島市）

協賛会場　国営備北丘陵公園（庄原市)、県立せら県民公園（世羅町)、県立びんご運動公園（尾道市)、県立みよし公園（三次市)

主催:広島県, 広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 三次市, 庄原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町, 神石高原町, (公財) 都市緑化機構

【第３８回全国都市緑化くまもとフェア】

愛称：くまもと花とみどりの博覧会～THE GREEN VISION 未来への伝言～

会期:令和４年３月１９日(土)～５月２２日(日)［６５日間］

会場：メイン会場

街なかエリア：熊本城公園及びシンボルプロムナード一帯

水辺エリア　：水前寺江津湖公園一帯

まち山エリア：立田山

パートナー会場　県内すべての市町村の花や緑の名所等

主催：熊本市、(公財)都市緑化機構

○　全国都市緑化フェアの開催状況

	開催年	フェア愛称	主催	会期	主会場	備考
第1回	昭和58年	グリーングロー大阪	大阪府	9／23～11／23（62日間）	服部緑地	148万人
第2回	昭和59年	モアグリーン東京	東京都	10／5～11／10（37日間）	日比谷公園、代々木公園、上野恩賜公園、神代植物公園	550万人
第3回	昭和60年	コウベグリーンエキスポ'85	神戸市	7／21～11／4（107日間）	神戸総合運動公園	220万人
第4回	昭和61年	'86さっぽろ花と緑の博覧会	札幌市	6／28～8／31（65日間）	百合が原公園	148万人
		緑と水の博覧会クマモトグリーンピック'86	熊本県、熊本市	8／1～10／12（73日間）	水前寺江津湖公園	125万人
第5回	昭和62年	グリーンハーモニーさいたま'87	埼玉県、浦和市、大宮市、川口市	10／3～11／15（44日間）	大宮第二公園ほか	206万人
第6回	昭和63年	緑・花・祭なごや'88	名古屋市	9／30～11／23（55日間）	名城公園、若宮大通公園	153万人
第7回	平成元年	'89グリーンフェア仙台	仙台市	7／29～10／16（80日間）	七北田公園、勾当台公園	139万人
第8回	平成3年	グリーンルネッサンス北九州'91	北九州市	9／14～11／11（59日間）	響灘緑地、勝山公園	135万人
第9回	平成4年	グリーンウェーブ相模原'92	神奈川県、相模原市	10／3～11／23（52日間）	相模原公園、相模原麻溝公園	181万人
第10回	平成5年	グリーンフェア'93いばらぎ	茨城県、水戸市	3／27～5／30（65日間）	偕楽園公園、千波公園	167万人
第11回	平成6年	緑いきいきKYOTO'94	京都府、京都市	9／23～11／23（59日間）	梅小路公園、学研記念公園	235万人
第12回	平成7年	グリーンシンフォニーCHIBA'95	千葉県、千葉市	8／25～10／22（59日間）	幕張海浜公園、稲毛海浜公園	159万人
第13回	平成8年	彩りとやま緑化祭'96	富山県、高岡市、砺波市	4／20～9／1（135日間）	高岡古城公園、高岡おとぎの森公園	191万人
第14回	平成9年	グリーンフェスタひろしま'97	広島市	9／20～11／24（66日間）	広島大学本部跡地、中央公園ほか	156万人
第15回	平成10年	にいがた緑のものがたり'98	新潟県、新潟市、新津市	8／1～10／18（79日間）	県立鳥屋野潟公園、新潟県都市緑花植物園	98万人
第16回	平成11年	グリーン博みやざき'99	宮崎県、宮崎市	3／27～5／30（65日間）	阿波岐原森林公園	190万人
第17回	平成12年	マロニエとちぎ緑花祭2000	栃木県、宇都宮市、壬生町	9／9～11／5（58日間）	壬生総合公園、壬生町立総合公園、宇都宮市立総合運動公園	142万人
第18回	平成13年	夢みどりいしかわ2001	石川県、金沢市	9／8～11／11（65日間）	金沢城址公園、兼六園ほか	189万人
第19回	平成14年	やまがた花咲かフェア'02	山形県、寒河江市、新庄市	寒河江会場 6／15～8／11（58日間）	最上川ふるさと総合公園	119万人
				新庄会場 6／30～8／26（58日間）	最上中央公園	
第20回	平成15年	緑・香・in Oita 21	大分県、大分市	4／28～6／29（63日間）	大分県スポーツ公園、佐野植物公園	90万人
第21回	平成16年	しずおか国際園芸博覧会「パシフィックフローラ2004」	静岡県、浜松市	4／8～10／11（187日間）	浜名湖ガーデンパーク	545万人
第22回	平成17年	アイランド花どんたく	福岡市	9／9～11／20（73日間）	アイランドシティ中央公園	115万人
第23回	平成18年	花・彩・祭おおさか2006	大阪市	3／25～5／28（65日間）	大阪城公園ほか	202万人
第24回	平成19年	おとぎの国の花フェスタinふなばし	船橋市	10／2～11／4（34日間）	アンデルセン公園	21万人
第25回	平成20年	花と緑のシンフォニーぐんま2008	群馬県、前橋市、高崎市	3／29～6／8（72日間）	前橋公園、敷島公園、高崎城址公園周辺ほか	142万人
第26回	平成21年	おかやま花だより2009～未来へ～	岡山県、岡山市	3／20～5／24（66日間）	岡山市西大寺地区、岡山城・後楽園	92万人
第27回	平成22年	やまと花ごよみ2010	奈良県	9／18～11／14（58日間）	馬見丘陵公園ほか	210万人
第28回	平成23年	花かごしま2011	鹿児島県、鹿児島市	3／18～5／22（66日間）	吉野公園、鹿児島ふれあいスポーツランド	96万人
第29回	平成24年	TOKYO GREEN 2012	東京都	9／29～10／28（30日間）	日比谷公園、上野恩賜公園、井の頭恩賜公園、浜離宮恩賜庭園等	516万人
第30回	平成25年	水と緑のオアシスとっとり2013	鳥取県、鳥取市	9／21～11／10（51日間）	湖山池公園ほか	26万人
第31回	平成26年	浜名湖花博2014～花と緑の祭典～	静岡県、浜松市	浜名湖ガーデンパーク 4／5～6／15（72日間）	浜名湖ガーデンパーク、はままつフラワーパーク	129万人
				はままつフラワーパーク 3／21～6／15（87日間）		
第32回	平成27年	花と緑の夢あいち2015	愛知県	9／12～11／8（58日間）	愛・地球博記念公園	321万人
第33回	平成28年	ガーデンネックレス横浜2017	横浜市	3/25～6/4（72日間）	山下公園、海の見える丘公園、横浜動物の森公園 ほか	600万人
第34回	平成29年	みどりの丘の花絵巻はちおうじ2017	八王子市	9/16～10/15（30日間）	富士森公園	70万人
第35回	平成30年	山口ゆめ花博	山口県、山口市	9/14～11/4（52日間）	山口きらら博記念公園	136万人
第36回	令和元年	信州花フェスタ2019～北アルプスの贈りもの～	長野県、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市	4/25～6/16（53日間）	県営松本平広域公園、国営アルプスあづみの公園、県営高川渓谷緑地	目標50万人
第37回	令和2年	ひろしま はなのわ 2020 ♫「花笑(はなえみ)」ひろしまから花と笑顔と平和の わ♫	広島県、広島市ほか22市町	3/19～11/23（250日間）	中央公園(旧市民球場跡地)、国営備北丘陵公園、県立せら県民公園、県立びんご運動公園、県立みよし公園 ほか	目標160万人(メイン会場)
第38回	令和3年	くまもと花とみどりの博覧会～THE GREEN VISION 未来への伝言～	熊本市	3/19～5/22（65日間）	熊本城公園及びシンボルプロムナード一帯、水前寺江津湖公園一帯、立田山	目標160万人(メイン会場)

注1)平成2年は国際花と緑の博覧会開催のため開催されず。
注2)いずれの年の主催にも(財)都市緑化基金(H23.4.1から(財)都市緑化機構に名称変更、H26.4.1から(公財)都市緑化機構に移行)を含む。

4. ガーデンツーリズム登録制度（庭園間交流連携促進計画登録制度）

制度概要

※ ガーデンツーリズムの定義 （庭園間交流連携促進計画登録制度要綱より）
複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取組

○ 平成31年4月に「ガーデンツーリズム」を積極的に支援するため、登録制度を創設

登録制度のポイント
- 地域固有のテーマを設定し、地域の魅力を発信
- 複数の庭園、公園、植物園等が連携した取組を重視
- 全国レベルで連携し、日本版ガーデンツーリズムを実現

○ 有識者の審議を経て、令和元年度に8計画を登録

◆ ガーデンツーリズム登録制度の登録ロゴマーク

JAPAN GARDEN TOURISM

◆ ガーデンツーリズム登録制度のねらい

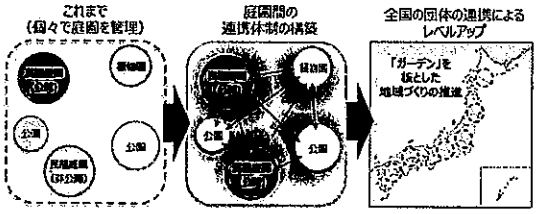

庭園間交流連携促進調査
（0.3億円・継続）

・先行事例・ノウハウを横展開し、計画策定・実施取組の検討を支援

・国登録「庭園間交流連携促進計画」に基づくモデル事業の実施、幅広いニーズに応じたＰＲを実施

◆登録計画一覧（令和元年12月時点：８計画）

	計画名
第1回	北海道ガーデン街道
	ガーデンネックレス横浜
	富士・箱根・伊豆「皇室ゆかりの庭園」ツーリズム
	にいがた庭園街道
	アメイジングガーデン・浜名湖
	宮崎花旅365
第2回	いばらきガーデン＆オーチャードツーリズム
	湘南邸園文化ツーリズム

取組事例

アメイジングガーデン・浜名湖
（浜名湖ガーデンツーリズム推進会議）

温暖な浜名湖周辺は全国屈指の花の産地。複数の花の名所や日本庭園が連携し、食、サイクリングなどとともに「感動」を体験するツーリズム　（構成庭園：７庭園）

●登録団体における令和元年度の取組
- 浜名湖ガーデンツーリズム共通入場券の販売
- 観光雑誌での特集ページ作成
- アメイジングガーデン・浜名湖×浜名湖花フェスタ花めぐり集印帳の販売
- 交通事業者との連携による浜名湖ガーデンパスの販売

共通入場券

宮崎花旅365
（花ボラネットみやざき協議会）

大地に絵を描く」観光のまちづくりが受け継がれた南国宮崎。365日花が迎える庭園で新たに「花と緑と大地の物語を紡ぐ」ツーリズム　（構成庭園：11庭園）

●登録団体における令和元年度の取組
- 共通ガイドブック作成やイベント開催等、一体的ＰＲの実施
- 各種メディア（特集番組や雑誌）での「宮崎花旅３６５」の紹介
- 旅行会社と連携した「宮崎花旅３６５」ツアー構築
- 共通テーマのもと、ガーデンの演出や展示会を開催

共通ロゴマーク

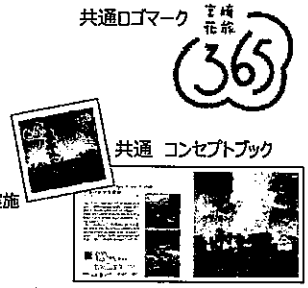

ガーデンツーリズム登録制度の概要（平成31年4月創設）

国土交通省

登録制度の概要　都市局長による登録制度とする

目的	複数の官民庭園の連携による魅力的な体験や交流を創出する取組を促し、もって地域の活性化と庭園文化の普及を図ること
制度名称	庭園間交流連携促進計画登録制度 （ガーデンツーリズム登録制度）
登録対象	庭園間交流連携促進計画 （ガーデンツーリズム計画） ⇒ 地域固有のテーマに基づき、複数の庭園が連携して実施する取組を定めた計画
計画の内容	１．計画の名称 ２．計画のテーマ及び将来像（ビジョン） ３．計画を構成する庭園等 ４．実施する事業 ５．協議会の構成員及び事業実施体制
登録基準	・地域の風土や歴史を反映した共通するテーマが設定されていること ・構成庭園等がテーマと適合していること ・庭園等が公開され、管理者が明確であること ・実施する事業がテーマに適合し、計画性、継続性を有していること ・庭園管理者や自治体による協議会が組織されていること 等

登録・事業実施までの流れ

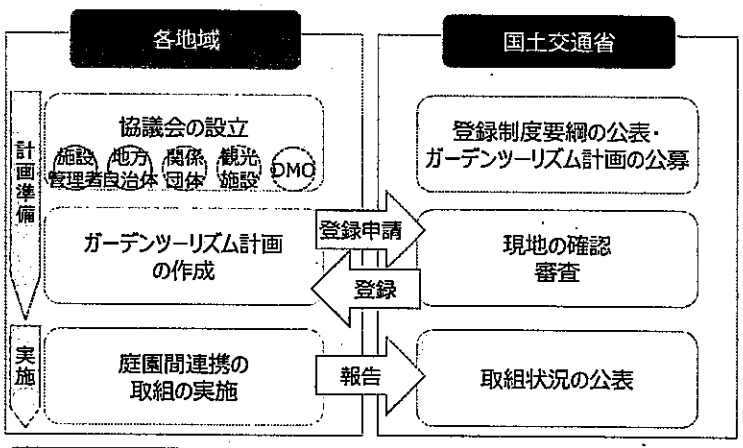

審査会委員　（敬称略・五十音順）

涌井　史郎	東京都市大学 特別教授
倉重　祐二	新潟県立植物園 園長
小林　茂	株式会社JTBパブリッシング 海外情報事業部　副事業部長
須磨　佳津江	フリーアナウンサー　（元NHKアナウンサー）
田中　伸彦	東海大学観光学部観光学科　教授
八木　波奈子	有限会社ビズ出版代表取締役

5．公園緑地における国際的な取組について

【海外日本庭園再生プロジェクト】

（1）海外日本庭園再生プロジェクトについて

海外における日本庭園は、日本の魅力を発信する拠点であり、インバウンドの拡大や対日理解の促進、造園緑化技術の海外展開に貢献している。しかし、その多くは適切な維持管理が行われていないことから、日本から造園技術者を派遣し、海外日本庭園の修復を支援する「海外日本庭園再生プロジェクト」を平成29年度より行っている。

（2）修復支援実施の流れ

【実施年度の前年】

・10月上旬　地方公共団体（姉妹都市関係）及び在外公館へ修復要望調査

※調査期間は1ヶ月程度。

※現地の修復要望の内容、実施体制、資金・人員確保状況、修復効果等を記載した応募様式を作成。国土交通省都市局公園緑地・景観課へ提出。

・3月頃　海外日本庭園保全再生方策検討委員会（翌年度の実施箇所の決定）

【実施年度】

・4月上旬　修復支援実施箇所の公表

・4～2月　修復計画作成・修復事業の実施／維持管理マニュアル作成・講習会等の実施

実施フロー図

【実施年度の前年】

○10月頃……

・修復支援が求められている海外日本庭園を在外公館と日本側自治体に公募

↓

○3月頃……

・有識者委員会により実施箇所を選定

↓

【実施年度】

・日本の造園技術者の派遣により修復計画の作成・修復事業の実施
・維持管理マニュアルの作成・維持管理講習会の実施

↓

・海外日本庭園の修復支援を通じて、インバウンド拡大や対日理解促進
・日本の造園緑化技術の海外展開の促進

（３）修復支援の実施体制

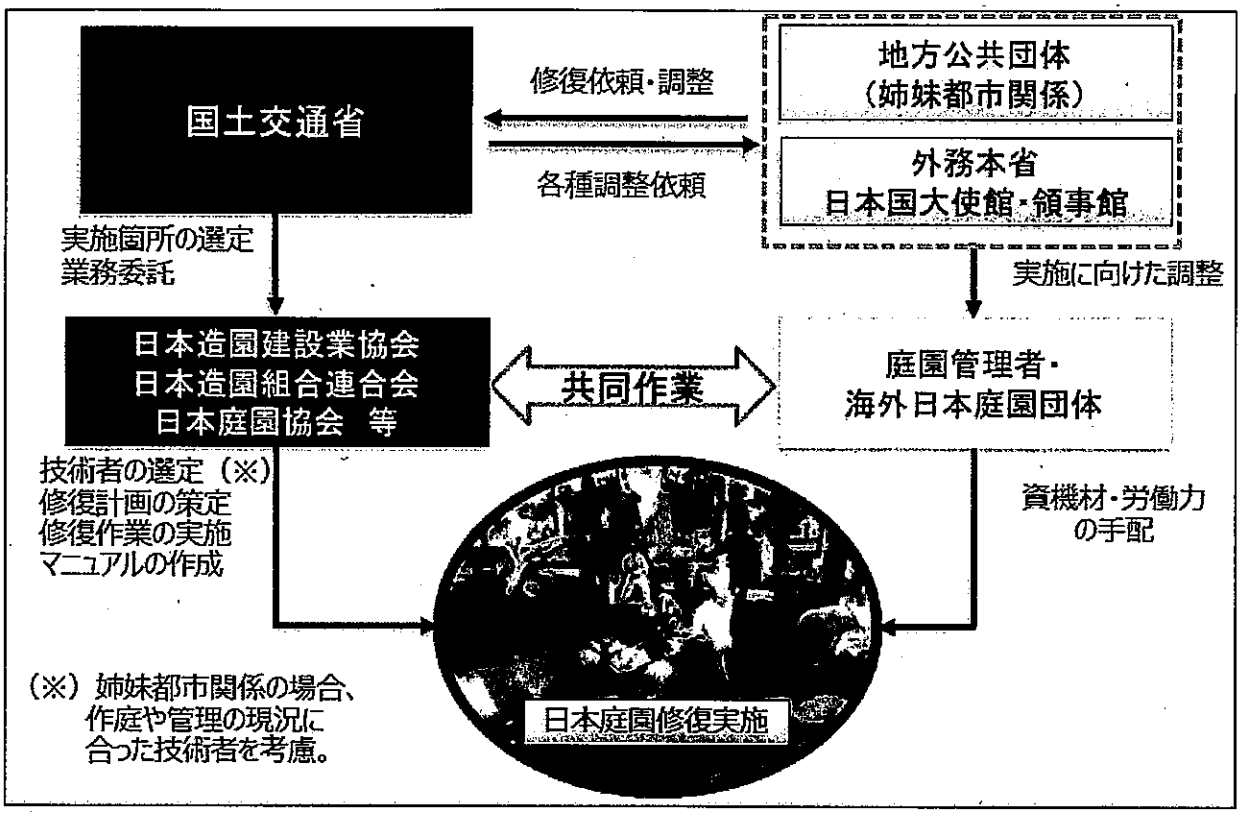

（４）これまでの実施箇所

【平成 30 年度実績（姉妹都市関係）】

アメリカ（ペンシルバニア州フィラデルフィア市）※兵庫県神戸市と姉妹都市

アメリカ（カリフォルニア州リバーサイド市）※宮城県仙台市と姉妹都市

アメリカ（イリノイ州シカゴ市）※大阪府大阪市と姉妹都市

チェコ（プラハ市）※京都府京都市と姉妹都市

【令和元年度実績（姉妹都市関係）】

アメリカ（オクラホマ州スティルウォーター市）※京都府亀岡市と姉妹都市

アメリカ（テキサス州サンアントニオ市）※熊本県熊本市と姉妹都市

アメリカ（イリノイ州シカゴ市）※大阪府大阪市と姉妹都市

ドイツ（ツァイツ市）※佐賀県鳥栖市と姉妹都市

フランス（エクサンプロヴァンス市）※熊本県熊本市と姉妹都市

（５）令和２年度実施予定箇所

令和２年度に修復支援を実施する海外日本庭園の選定にあたっては、在外公館と日本側地方公共団体に対して公募を実施した。その結果、以下の姉妹都市関係２箇所を含む９箇所で実施予定。

【令和２年度実施予定（姉妹都市関係）】
アメリカ（ネブラスカ州オマハ市）※静岡県静岡市と姉妹都市
アメリカ（ニューヨーク州バッファロー市）※石川県金沢市と姉妹都市

（６）姉妹都市関係の海外日本庭園の修復事例紹介

外務省メールマガジン「グローカル通信」では、地方の国際交流に関する情報などを掲載しており、これまで実施した姉妹都市関係の海外日本庭園修復について紹介している。

○外務省 HP：グローカル外交ネット／海外日本庭園再生プロジェクト
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/page24_001013.html

・グローカル通信 2019 年 6 月号（兵庫県神戸市）
・グローカル通信 2019 年 9 月号（宮城県仙台市）
・グローカル通信 2019 年 11 月号（京都府亀岡市）
・グローカル通信 2020 年 1 月号（大阪府大阪市）
・グローカル通信 2020 年 3 月号（佐賀県鳥栖市）

【国際園芸博覧会について】

（１）国際園芸博覧会の種類

国際園芸博覧会は、国際園芸家協会(AIPH)が承認する博覧会で、以下に分類。

区分	開催期間	開催頻度／参加数	開催規模	日本での開催実績
Ａ１クラス 世界園芸博覧会 ※国際博覧会条約に基づき、BIE※の承認が必須	３か月～ ６か月	・同一国では10年間で１回以下 ・10年間で５回以下 ・最低10か国以上の参加	50 ha 以上	1990年 大阪花の万博
Ｂクラス 国際園芸博覧会	３か月～ ６か月	・年２回以下 ・最低10か国以上の参加	25 ha 以上	2000年 ジャパンフローラ淡路 2004年 パシフィックフローラ浜松
Ｃクラス 国際園芸ショー	４日間～ ２０日間	・最低６か国以上の参加	0.6 ha 以上	
Ｄクラス 国際園芸貿易展示会				

※博覧会国際事務局(BIE)：国際博覧会条約の適用を監督・確保するために設立された国際機関
（所在地：パリ（フランス））

※国際園芸家協会(AIPH)：国際的レベルでの園芸生産者の共通の利益を求めるために組織された
国際的生産者組織（所在地：ハーグ（オランダ））

（２）国際園芸博覧会（A1クラス）への日本政府出展状況・予定

（令和２年３月末現在）

開催年		開催地	参加国数	来場者数	出展状況
1984	S59	リバプール（イギリス）	29	338万人	建設省・農水省
1990	H2	大阪（日本）	83	2,312万人	（日本開催）
1992	H4	ハーグ・ズータメア（オランダ）	25	336万人	建設省・農水省
1993	H5	シュトゥットガルト（ドイツ）	10	731万人	農水省
1999	H11	昆明（中国）	95	950万人	建設省・農水省
2002	H14	ハールレマミーア（オランダ）	30	210万人	国交省・農水省
2003	H15	ロストック（ドイツ）	40	300万人	国交省
2006	H18	チェンマイ（タイ）	30	384万人	国交省・農水省
2012	H24	フェンロー（オランダ）	42	204万人	農水省
2016	H28	アンタルヤ（トルコ）	55	450万人	国交省・農水省
2019	R1	北京（中国）	110	934万人	国交省・農水省
2021	R3	ドーハ（カタール）		300万人（目標）	国交省・農水省
2022	R4	アルメーレ（オランダ）		200万人（目標）	国交省・農水省
2024	R6	ウッチ（ポーランド）			

（３）2019 年北京国際園芸博覧会への日本国出展について

北京国際園芸博覧会は、平成 31 年 4 月 29 日～令和元年 10 月 7 日の 162 日間、中華人民共和国北京市で「Live Green, Live Better（緑の生活、より良い生活）」をテーマに開催された。

日本政府は、「庭屋一如（ていおくいちにょ）」をテーマに国土交通省の日本庭園と農林水産省の日本展示館を一体的に出展し、日本展示館への累計入場者数は約 107 万人となった。

日本庭園は、造園業界等関係者のご協力を得て、伝統的な造園技術を駆使した石組みや植栽により日本の自然風景を表現し、池には長岡・小千谷からの錦鯉が泳ぎ、来場者を魅了した。また、2027 年開催予定の横浜国際園芸博覧会に向けた PR も行った。

国際屋外出展コンテストにおいて、日本国出展（日本庭園と日本展示館）は「大賞」を受賞し、AIPH（国際園芸家協会）から表彰された。

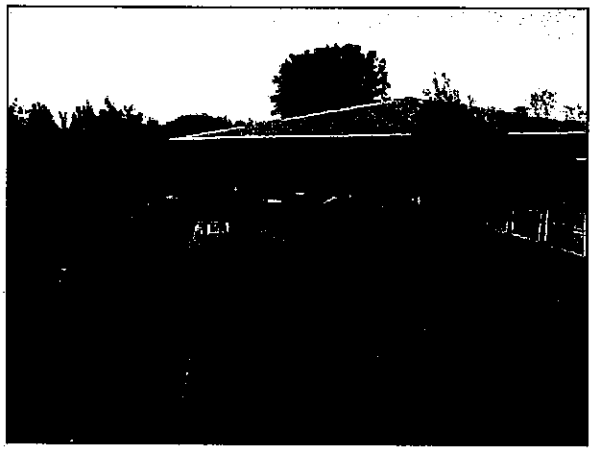

日本展示館と日本庭園

日本展示館内の様子

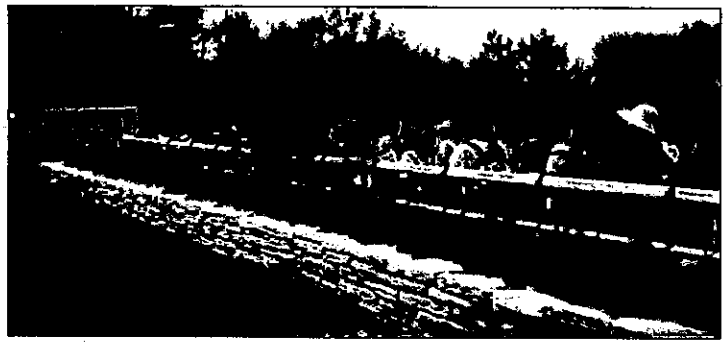

日本国出展に並ぶ来場者

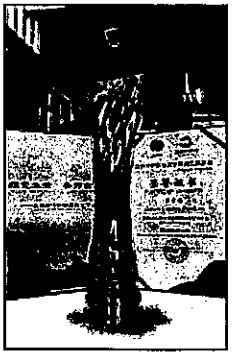

コンテスト大賞受賞

（4）今後の国際園芸博覧会への日本国出展について

これから開催を予定している国際園芸博覧会(A1 クラス)は以下のとおりである。今後、地方公共団体へ参加を呼びかける予定である。

① 2021 年ドーハ国際園芸博覧会

【概　要】

○開催期間：2021 年 10 月 14 日～2022 年 3 月 17 日

○開催場所：カタール・ドーハ　アルビッダパーク（約 170 ha）

○想定来場者数：300 万人

○テーマ：Green Desert Better Environment（緑の砂漠　よりよい環境）

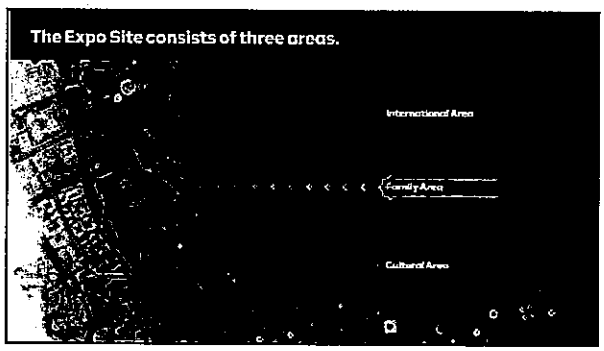

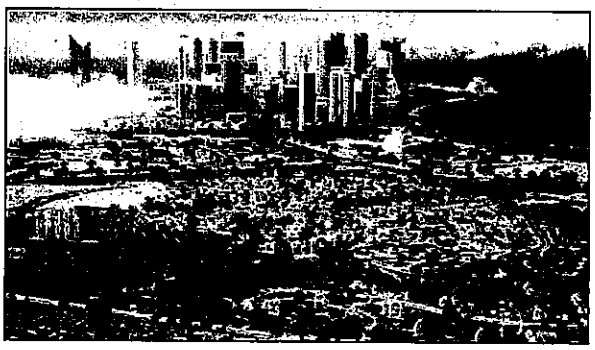

② 2022 年アルメーレ国際園芸博覧会（フロリアード 2022）

【概　要】

○開催期間：2022 年 4 月 14 日～2022 年 10 月 9 日

○開催場所：オランダ・アルメーレ（約 60 ha）

○想定来場者数：200 万人

○テーマ：Growing Green Cities（成長する緑の都市）

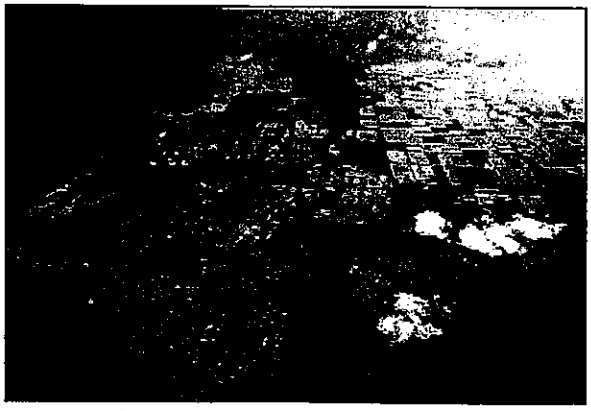

（５）2027 年横浜国際園芸博覧会について

国土交通省及び農林水産省は、横浜市が推進している 2027 年のＡ１クラスの国際園芸博覧会に関して、有識者等による「国際園芸博覧会検討会」を 2019 年９月に設置。３回にわたり審議を行い、国が関与して国際園芸博覧会を開催する意義についてとりまとめた。

これを受け、国土交通省及び農林水産省において、AIPH の規約に基づき、2027 年横浜国際園芸博覧会への支援を表明する政府支持書を、2020 年２月 12 日付けで AIPH（国際園芸家協会）に提出するとともに、AIPH 春会議(2020 年３月２日)において、AIPH へ政府支持書（サポートレター）を提出した旨の表明を行った。

【概　要】
○開催期間：2027 年３月～９月予定
○開催場所：神奈川県横浜市
　　旧上瀬谷通信施設（約 80～100 ha）
○想定来場者数：1500 万人以上を想定
○テーマ：Scenery of The Future for Happiness
　　（幸せを創る明日の風景）

AIPH 春会議 政府支持表明（R2.3.2）

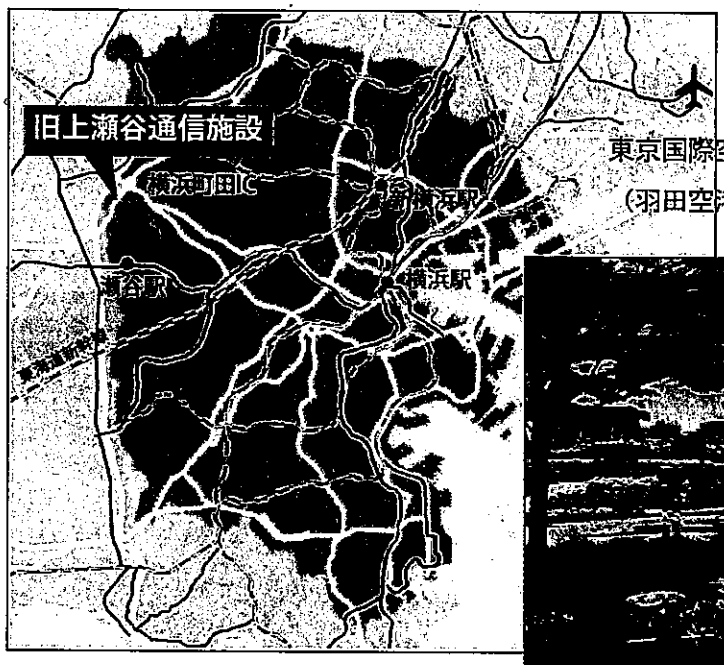

Ⅷ－３　景観・歴史まちづくりの推進について

６．景観計画の策定・見直しの推進について

（１）景観法の概要（平成 17 年６月１日施行）

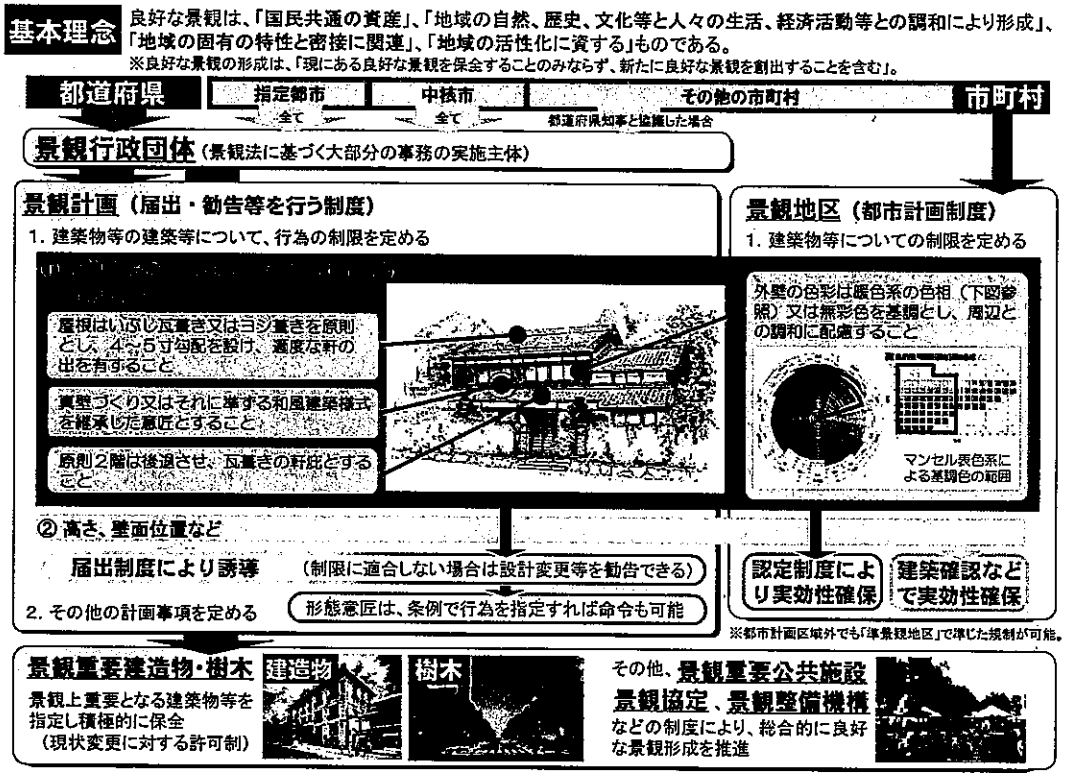

＜景観法の施行状況（平成 31 年３月 31 日現在）＞

○景観行政団体	７３７団体	（45 都道府県	、692 市区町村）
○景観計画策定団体	５７８団体	（20 都道府県	、558 市区町村）
○景観地区	５０地区	（	29　市区町）
○準景観地区	６地区	（	4　市町）
○景観協定	１１０件	（３県	、52　市町）
○景観重要建造物	６１５件	（２都道府県	、97　市区町）
○景観重要樹木	２６１件	（	58 市区町村）
○景観整備機構	延べ１２０法人	（21 都道県	、62 市区町村）
○景観協議会	延べ９８組織	（１県	、54　市町村）

（２）景観計画の策定の推進について

○講習会の開催について

「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（座長：内閣総理大臣）」においてとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成２８年３月３０日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）で、『2020年を目途に、主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）で景観計画を策定』と示されたことを踏まえ、全都道府県において、景観計画の策定方法等を周知する講習会の開催等を行った。

令和２年度も引き続き、都道府県単位で講習会の開催等を行う予定。

○景観改善推進事業の創設について

「明日の日本を支える観光ビジョン」や政策レビューの結果を踏まえ、景観計画策定団体数の増加を図るため、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行う事業を令和２年度より創設する。

景観改善推進事業

令和2年度
130,000千円(皆増)

背景と課題

○地域住民がそのまちに誇りや愛着を持てる住みよい環境を整備するとともに、多数の観光客が来訪するような魅力あるまちづくりを推進するためには、歴史的な街並みや自然景観など、地域の個性や特性を活かした「地域の顔」となる景観形成を図ることが重要である。

○国ではこれまで「景観計画策定の手引き」等の技術資料の作成・周知等により、地方公共団体による景観計画の策定を推進してきたが、平成31年3月時点で策定済の市区町村は558団体にとどまっており、平成30年度に実施した政策レビューにおいては「予算不足」「職員不足」「ノウハウ不足」により策定が進まないという実態が明らかになったところ。
（※社会資本整備重点計画での景観計画策定市区町村の目標値：令和2年度：約700団体）

○また、景観計画策定後は既存不適格となった建築物等の外観を具体に改善しなければ魅力的な景観を形成することが困難。

支援内容

【対象事業】
(1)景観計画策定・改定に要する経費
(2)景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
(3)景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

【補助率】

上記(1)、(2)	事業主体がa.に該当する場合	1／2
上記(1)、(2)	事業主体がb.に該当する場合	1／3
上記(3)	事業主体がa.及びb.に該当する場合	1／3

【事業主体】 以下のいずれかの要件を満たす市区町村
a.立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を公表している市区町村
b.景観に関連のある計画等を定めている市区町村（a.を除く）

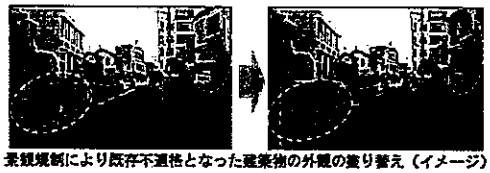

景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え（イメージ）

施策の効果

地域に合った景観計画の策定や、具体の景観改善により、魅力ある景観が各地で形成され、観光振興や地域活性化に資する。

7．歴史的風致維持向上計画の策定の推進について

（1）歴史まちづくり法の概要

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」は、文部科学省、農林水産省、国土交通省三省の共管法として関係政省令とあわせ平成20年11月4日に施行された。

本法は、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、この歴史的風致を維持向上させ、個性豊かな地域社会の実現と都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。

市町村が適切かつ有効な歴史的風致維持向上計画を作成するためには、文化財保護制度やまちづくりの各種制度を所管する主務省（文部科学省、農林水産省、国土交通省）と随時相談することが有益と考えられる。計画策定時等には、各主務省の窓口や各地方整備局等にご相談いただきたい。

【各主務省相談窓口】

文部科学省：文化庁文化資源活用課
農林水産省：農村振興局農村政策部農村計画課
国土交通省：都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室

【歴史まちづくり法のスキーム】

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行）

【法の目的】
歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】
地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

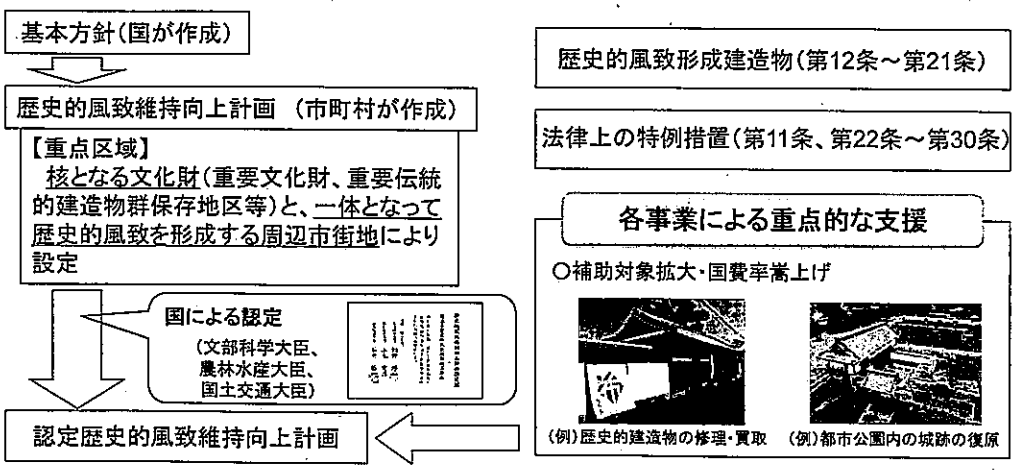

【歴史まちづくりの取組効果】

〔岐阜県高山市〕

○歴史的風致は、我が国や地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源であり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるとともに、各地域のアイデンティティの確立や、我が国の誇る固有の伝統文化を保存し、後世に継承するに当たり重要な意味を持っている。

■事例：高山祭の屋台行事にみる歴史的風致（岐阜県高山市）

維持向上すべき歴史的風致

高山祭は江戸時代から続く祭礼行事であり、屋台を守り続ける屋台組の人々の強い思いと誇りによって執り行われ、旧城下町を彩る豪華な屋台が曳かれる。

歴史的風致の維持向上の取組

土蔵を活用した歴史・美術展示施設、空家等を活用した伝統文化の体験交流施設を整備。

地域内外から支援者を募って伝統行事等の人材を確保する仕組みの構築を図る。

1. 外国人観光客の増加

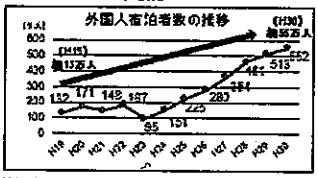

外国人観光客が、約13万人（平成19年）から約55万人（平成30年）に増加。

2. 郷土の歴史・文化への誇りの醸成

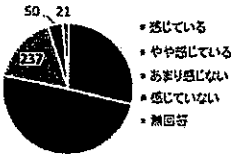

市民の約78%が「文化財や伝承芸能が保存・継承され、郷土の歴史文化に誇りを持っていると感じている」と回答

3. 地域における固有の伝統文化の活性化

屋台保存会において小学生による「神楽舞」の復活に取り組み、平成24年の春祭りで50年ぶりに披露

祭りの歴史や文化を伝えるため、平成27年の秋祭りで小学生が屋台に乗る体験を初実施

（２）歴史的風致維持向上計画の認定状況について

令和２年３月末現在、81 市町の歴史的風致維持向上計画の認定を行っている。国土交通省「歴史まちづくり」のサイトには、認定状況及び各認定計画へのリンクを掲載しているので、参考としていただきたい。

(http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/index.html)

【歴史的風致維持向上計画認定状況】

地方ブロック	認定都市数	割合
北海道	0	0%
東北	10	12%
関東	16	20%
北陸	4	5%
中部	16	20%
近畿	12	15%
中国	7	9%
四国	4	5%
九州	12	15%
沖縄	0	0%
合計	81	100%

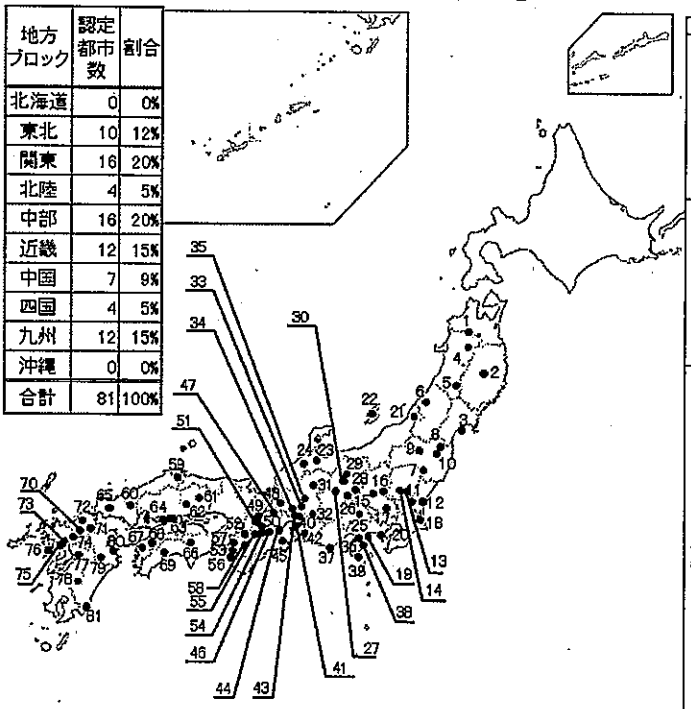

		都道府県	市町村名	認定日
東北	1	青森県	弘前市*	H22.2.4
	2	岩手県	盛岡市	H30.11.13
	3	宮城県	多賀城市	H22.12.6
	4	秋田県	大館市	H29.3.17
	5		横手市	H30.7.11
	6	山形県	酒田市	H25.11.22
	7	福島県	西会津町	H23.2.23
	8		猪苗代町	H27.2.23
	9		磐梯町	H28.1.25
	10		南相馬市	H28.3.28
関東	11	茨城県	笠間市	H21.3.11
	12		水戸市*	H22.2.4
	13	栃木県	下野市	H31.3.26
	14		栃木市	H31.3.26
	15	群馬県	甘楽町*	H22.3.30
	16		桐生市	H30.1.22
	17	埼玉県	川越市	H23.6.8
	18	千葉県	香取市	H31.3.26
	19	神奈川県	小田原市	H23.4.8
	20		鎌倉市	H28.1.25
	21	新潟県	村上市	H28.10.3
	22		佐渡市	R2.3.24
	23	富山県	高岡市	H23.6.8
	24	石川県	金沢市*	H21.1.19
	25	山梨県	甲府市	H29.3.17
	26	長野県	下諏訪町	H21.3.11
	27		松本市	H23.6.8
	28		飯田市	H24.6.6
	29		長野市	H25.4.11
	30		千曲市	H28.5.19
	31	岐阜県	高山市*	H21.1.19
	32		恵那市*	H23.2.23
	33		美濃市	H24.3.5
	34		岐阜市	H25.4.11
	35		郡上市	H26.2.14
	36	静岡県	三島市	H22.10.3
	37		掛川市	H30.1.23
	38		伊豆の国市	H30.7.11
	39		下田市	H30.11.13
	40	愛知県	犬山市*	H21.3.11
	41		名古屋市	H26.2.14
	42		豊橋市	H28.5.19
	43		津島市	R2.3.24

		都道府県	市町村名	認定日
近畿	44	三重県	亀山市	H21.1.19
	45		鳥羽市	H24.6.6
	46		伊賀市	H25.5.19
	47	滋賀県	彦根市*	H21.1.19
	48		長浜市	H22.2.4
	49	京都府	京都市	H21.11.13
	50		宇治市	H24.3.5
	51		舞鶴市	H27.2.23
	52	大阪府	堺市	H26.11.22
	53	奈良県	橿原市	H26.2.14
	54		奈良市	H27.2.23
	55	和歌山県	湯浅町	H23.2.23
	56		広川町	H28.10.3
	57		和歌山市	H30.3.26
	58		太地町	H31.1.24
中国	59	鳥取県	倉吉市*	H23.2.23
	60		湯梨浜町	H25.4.11
	61	岡山県	津山市*	H21.2.23
	62		高梁市	H22.11.22
	63	広島県	尾道市	H24.6.6
	64		竹原市	H24.6.6
	65	山口県	萩市*	H21.1.19
四国	66	徳島県	三好市*	H22.11.22
	67	愛媛県	大洲市	H24.3.5
	68		内子町	R1.6.12
	69	高知県	香南市*	H21.2.11
九州	70	福岡県	太宰府市	H22.11.22
	71		苅田町	H26.6.23
	72		柳川市	H30.3.26
	73	佐賀県	佐賀市	H24.3.5
	74		唐津市	H31.3.26
	75		鹿島市	H31.3.26
	76	長崎県	長崎市	R2.3.24
	77	熊本県	山鹿市	H21.3.11
	78		菊鹿町	H29.3.17
	79	大分県	竹田市	H26.6.23
	80		大分市	R1.6.12
	81	宮崎県	日南市	H25.11.22

※：2期計画認定済

合計 81都市

（3）歴史的風致維持向上計画認定による支援措置

社会資本整備総合交付金

街なみ環境整備事業

○公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援

○歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

都市公園等事業

○地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援

○古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

都市再生整備計画事業

○地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援

○交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

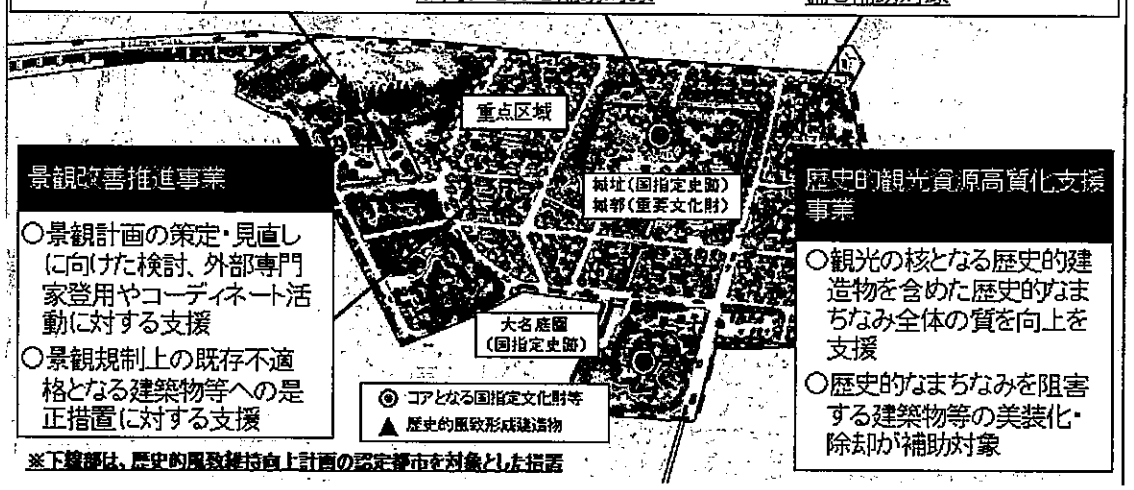

景観改善推進事業

○景観計画の策定・見直しに向けた検討、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援

○景観規制上の既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

歴史的観光資源高質化支援事業

○観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上を支援

○歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却が補助対象

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

【歴史的観光資源高質化支援事業】

令和2年度予算額
国際観光旅客税財源充当事業（観光庁計上）
2，535百万円の内数

歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる。

歴史的観光資源高質化支援事業

◇補助内容
歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却

◇補助事業者 ： 地方公共団体、民間事業者等

◇補助率 ： 1／3

※観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上計画認定都市において実施されるものが対象

歴史的なまちなみを阻害する建築物の外観を和風に美装化

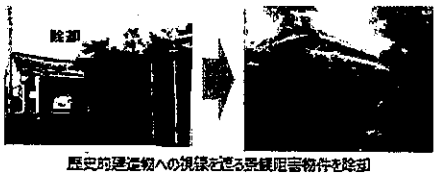

歴史的建造物への視線を遮る景観阻害物件を除却

【美装化・除却（イメージ）】

Ⅸ　下水道部関係

Ⅸ－１　最近の下水道行政の動向について…… 326

Ⅸ－２　令和２年度下水道関係予算等について …… 333

Ⅸ－３　浸水対策の推進について…… 341

最近の下水道行政の動向について

令和2年4月

国土交通省　水管理・国土保全局

下水道部長　下水道企画課

下水道の経営の現状

○ 下水道事業に係る経費は、雨水対策や公共用水域の水質保全など公共が負担すべき部分を除く経費を下水道使用料で負担。

○ 経費回収率（単純平均）は近年緩やかに改善しているものの、100%以上の事業数は全体の1／4にとどまっている。

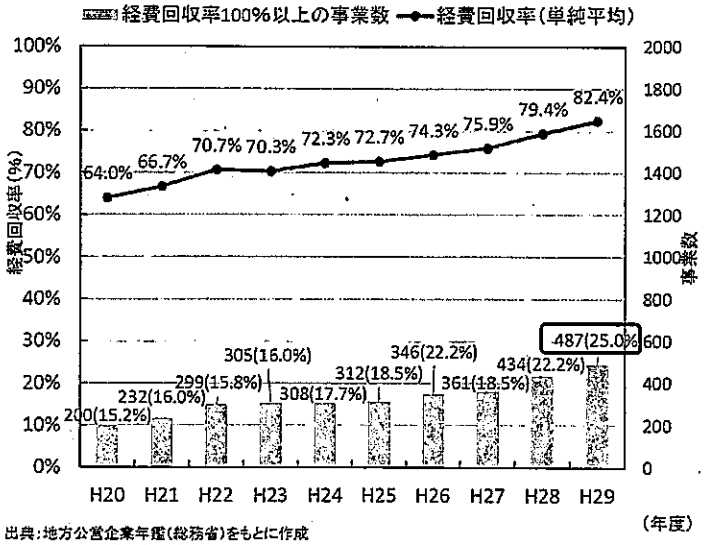

出典：地方公営企業年鑑（総務省）をもとに作成
※公共下水道事業（特環、特公を含む）を対象としている。
※平成26年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。
※グラフ中、経費回収率100%以上の事業数の（ ）内の数字は、全事業数における割合を示している。

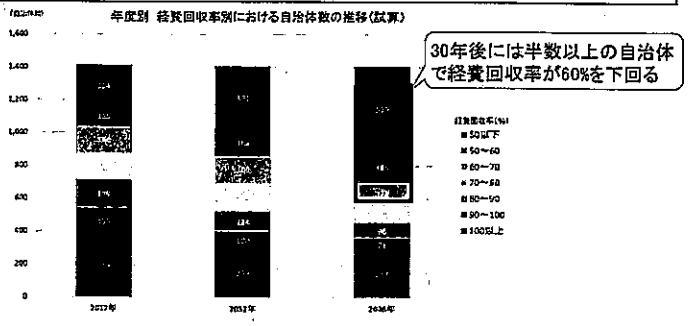

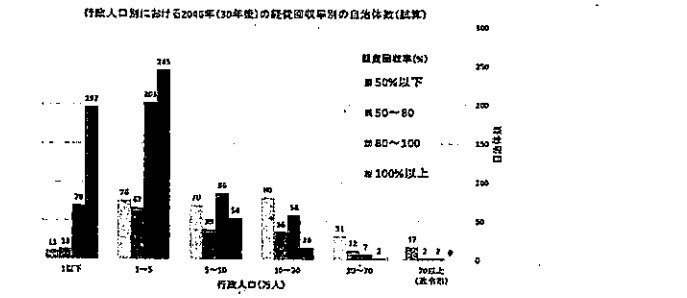

※下水道事業における長期収支見通しの推計モデル（通称：Model G）を用いて、以下の条件にて算出。
1. 料金収入は人口減少率（社人研）に合わせて減少
2. 建設改良費は改築更新（処理場・ポンプ場、管路）のみを計上
3. 維持管理費は過去3か年の移動平均として算出
4. 投資的経費のうち、既発行分の起債償還費は自治体独自の数値を採用
5. 投資的経費のうち、将来分は2の費用を下水道債（30年償還）として算出
6. 基準内繰入金は汚水処理に係る資本費とそれ以外（分流経費、高度処理費等）の割合から算出
・ただし、経営戦略等で長期的な収支を算出済みの場合は、独自の数値を用いている。
・公共・特環の区分を合算し、1自治体として経費回収率を算出（会計区分が異なる場合は処理人口の大きい事業を採用）

都市規模別の経費回収率・公営企業会計適用の取組状況

○ 規模が小さい中小市町村においては使用料収入の減少による経費回収率の低下や下水道職員の不足による技術力の低下が大きな課題。規模が小さい団体ほど、経費回収率は低い。

○ 総務省は、下水道事業を含む全ての公営企業に対し、平成26年8月に、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定※1を要請するとともに、平成27年1月に、経営状況の見える化のため、公営企業会計の適用※2を要請。

※1：令和2年度まで

※2：人口3万人以上の地方公共団体は令和元年度まで、人口3万人未満の地方公共団体は令和5年度まで

○ 平成31年4月1日時点の公営企業会計適用状況をみると、人口3万人未満団体の公営企業会計の「適用済」及び「適用に取組中」は35%。

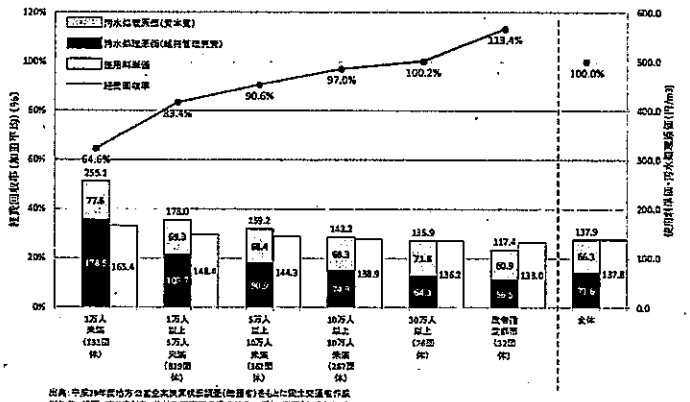

出典：平成29年度地方公営企業決算状況調査（総務省）をもとに国土交通省作成
※公共、特定、特公を合算。複数事業実施の場合はそれぞれ1事業としてカウント
※各区分の団体数は以べ者である（不明用者を除く）。全国平均は未に用等を含んだ数字であり、各区分の合計とは合わない。

下水道事業における公営企業会計適用の取組状況(平成31年4月1日時点)

（単位：団体・%）

	人口3万人以上				人口3万人未満		全団体	
	公共下水道及び流域下水道			その他の下水道事業				
	H31.4.1時点	令和4年度中に適用	H30.4.1時点	H31.4.1時点	H31.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	H30.4.1時点
① 適用済	489 (60.0%)	489 (60.0%)	370 (45.4%)	197 (44.8%)	120 (14.8%)	82 (10.0%)	610 (37.2%)	452 (27.5%)
② 適用に取組中	322 (39.5%)	321 (39.4%)	439 (53.9%)	158 (53.2%)	160 (19.7%)	143 (17.5%)	482 (29.4%)	583 (35.5%)
小計	811 (99.5%)	810 (99.4%)	809 (99.3%)	355 (98.1%)	280 (34.5%)	225 (27.6%)	1,092 (66.6%)	1,035 (63.0%)
③ 検討中	4 (0.5%)	－ －	6 (0.7%)	76 (1.0%)	410 (50.5%)	308 (37.7%)	418 (25.5%)	316 (19.2%)
④ 検討未着手	0 (0.0%)	－ －	0 (0.0%)	53 (1.0%)	122 (15.0%)	283 (34.7%)	130 (7.9%)	291 (17.7%)
合計	815 (100%)	－ －	815 (100%)	484 (100%)	812 (100%)	816 (100%)	1,640 (100%)	1,642 (100%)
(参考)合計（社会・民生地方団体含む）	819 －	－ －	819 －	508 －	819 －	819 －	1,650 －	1,650 －

（出典）「公営企業会計適用の取組状況(平成31年4月1日時点)」(総務省)

（注1）人口3万人未満については、公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業又は個別排水処理施設事業を実施している団体を対象。

（注2）本調査は、都道府県及び市区町村（一部事務組合を含む。）を対象。

（注3）「流域全・流域関係」は、地方債の借運のみの事業（公営企業会計）を含む。

（注4）一の区分において第一の事業が該当し、区別事業及び非適用事業が存在する場合は、適用事業を取組状況とし、非適用事業が複数存在する場合は、取組が最も進んでいる事業を取組状況として集計している。下水道事業について複数の事業が存在する場合は、取組が最も進んでいる事業を取組状況として集計している。

「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」の概要

人口減少等の社会経済情勢の変化が下水道経営に及ぼす影響を可能な限り緩和し、下水道経営を健全化するため、国土交通省では、下水道事業の費用構造を踏まえた望ましい使用料体系を整理・提示することを通じて、地方公共団体による使用料の適正化に向けた取組を促すことを目的として検討会を設置。

【第1回 R1/8/2、第2回 R1/12/6、第3回 R2/1/29、第4回 未定 】

＜背 景＞

- 下水道事業を取り巻く現状として、人口減少等に伴う厳しい経営環境や執行体制の脆弱化、老朽化施設の増大など、課題の深刻度が増している。
- 下水道整備等に要する費用のうち私費で負担すべき経費は、下水道利用者が下水道整備により生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることに鑑み、その受益等に応じて適正に使用料等を負担する必要がある。
- 一方、下水道経営の重要な財源の一つである使用料の徴収実態に目を向けると、私費で負担すべき経費のすべてを使用料で賄えている事業数は全体のわずか1/4に過ぎないなどの課題がある。

＜メンバー＞

※敬称略、◎座長、五十音順

【委員】

◎滝沢 智　東京大学大学院工学系研究科教授

石井 晴夫　東洋大学大学院経営学研究科名誉教授）

井出 多加子　成蹊大学経済学部教授）

大瀧 友里奈　一橋大学大学院社会学研究科教授）

中東 雅樹　新潟大学経済学部准教授）

【オブザーバー】

大塚 大輔　総務省自治財政局準公営企業室長）

渡辺 亨　公益社団法人日本下水道協会企画調査部長）

＜論点＞

○ 下水道事業の持続的な経営を確保するための使用料体系のあり方

人口減少等の影響を軽減する使用料体系のあり方、費用構造に占める固定費割合　等

○ 下水道使用料の適正化に向けた取組

地方公共団体ごとの異なる経営条件での使用料適正性の判断、使用料適正化に向けた国交省からの支援のあり方等

○ 円滑な下水道経営改善に向けて必要な取組

下水道利用者である住民への理解醸成、下水道事業を営む地方公共団体の執行体制の脆弱化への取組　等

下水道事業におけるPPP／PFI事業の実施状況（平成31年4月）

○ 下水処理場の管理（機械の点検・操作等）については**9割以上が民間委託を導入済**。

○ このうち、施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる**包括的民間委託は処理施設で507施設、管路で32契約導入されており、近年増加中。**

○ 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行う事業を中心に**PFI（従来型）・DBO方式は36施設で実施中。**

○ PFI（コンセッション方式）については、**平成30年4月に浜松市で事業が開始**され、令和元年12月に須崎市で運営権の設定・実施契約の締結が行われ、宮城県で実施方針が策定された。また、奈良市、三浦市、宇部市、村田町が導入に向けた具体的な検討（デューディリジェンス）を実施した。

下水道施設

（＊ H30　総務省「地方公営企業決算状況調査」による。H31.3.31時点）
（H31.4時点で実施中（コンセッション方式は実施方針策定済）のもの。国土交通省調査による）
※１団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

	下水処理場（全国2,199箇所*）	ポンプ場（全国6,069箇所*）	管路施設（全国約48万km *）	全体（全国1,471団体）
包括的民間委託	507箇所（261団体）	694箇所（135団体）	32契約（23団体）	（269団体）
指定管理者制度	62箇所（20団体）	80箇所（8団体）	33契約（11団体）	（20団体）
DBO方式	24契約（21団体）	1契約（1団体）	0契約（0団体）	（22団体）
PFI（従来型）	10契約（7団体）	0契約（0団体）	1契約（1団体）	（8団体）
PFI（コンセッション方式）	2契約（2団体）	1契約（1団体）	1契約（1団体）	（2団体）

国土交通省の下水道PPP／PFIに対する支援（令和2年3月時点）

技術的支援（案件形成に向けた取組）

○モデル調査を通じた案件形成（平成28年度～）

- 複数の地方公共団体による広域的なPPP/PFIや他インフラとの一体的なPPP/PFIを含め、コンセッション方式等の先進的なPPP/PFIについて、モデル調査を通じた案件形成を実施。（延べ31団体・地域に対して実施）

○下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会（平成27年度～）

- 2～3か月に1回程度開催し、多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有。（21回開催し、全国より166団体が参画）
- 「民間セクター分科会」を平成29年度に設置。年1～2回程度開催し、課題等を検討。（3回開催し、13民間企業が参画）

○下水道事業における広域化・官民連携・革新的技術（B-DASH）に関する説明会（平成29年度～）

- 毎年度、全国各ブロックで最新の国の方針や取組事例について説明会を実施。（延べ1,086団体1,874名参加）

○官民連携相談窓口「げすいの窓口」（平成29年度～）

- 地方公共団体の担当者からの相談・質問等を受けるための相談窓口（げすいの窓口）を設置。（87件の質問に対応）

○首長等へのトップセールス（平成27年度～）

- コンセッション方式をはじめとするPPP/PFI手法の導入を促すため、首長等に対する働きかけを実施。（延べ100団体以上）

（令和2年3月時点）

技術的支援（各種ガイドライン等の整備）

〈PPP/PFI全般〉
- 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（案）(H29.1)

〈包括的民間委託〉
- 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン (H13.4)
- 包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）(H20.6)
- 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン (H26.3)
- 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入事例集 (H29.3)
- 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン (H30.12)

〈コンセッション方式〉
- 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン (H31.3)

財政的支援

○総合政策局による支援（先導的官民連携支援事業）

- 地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。

○社会資本整備総合交付金等の支援

- 下水道分野におけるPPP/PFI事業に対して社会資本整備総合交付金等により支援を実施。
- 社会資本整備総合交付金等を活用する施設整備について、以下のとおり交付要件を設定。

〈コンセッション方式導入検討〉
下水処理場における改築事業（人口20万人以上、工事規模10億円以上）：
コンセッション方式の導入について検討を了していること等

〈PPP/PFI手法導入〉
汚泥有効利用施設の新設（人口20万人以上、工事規模10億円以上）：
原則としてPPP/PFI手法を導入すること

下水道における新たなPPP／PFI事業の促進に向けた検討会

趣旨：老朽化施設の増大や執行体制の脆弱化が進む中、下水道の機能・サービスの水準を持続的に確保していくため、モデル都市における検討等を通じ、多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有する。

参加団体：47都道府県、105市、14町村の計166団体（令和元年12月時点）

開催実績：平成27年10月に第1回を開催し、これまで21回開催
（次回開催時期は未定）

概要：先進的なPPP/PFIの取組を実施・あるいは導入を検討している団体からの事例紹介と意見交換等を実施

検討会の様子

主なテーマ：

・コンセッション　・管路の包括的民間委託　・広域化・共同化　・他事業との連携

参加随時募集　お問合せは、国土交通省下水道企画課　げすいの窓口（hqt-gmado@gxb.mlit.go.jp）まで

令和元年度の開催実績：

[illegible]	[illegible]	[illegible]
5月29日（水）（第19回）	国の情報提供【国土交通省】、管路のPFI（従来型）【富田林市】、処理場の包括委託・広域化【酒田市】、管路の包括委託・汚泥有効利用施設のDBO方式・広域化【秋田県】	東京
8月6日（火）（第20回）	国の情報提供【内閣府、国土交通省】、広域化【熊本県】、処理場のPFI（コンセッション方式）【浜松市】、管路の包括委託【河内長野市】	横浜
12月19日（木）（第21回）	国の情報提供【内閣府、厚生労働省、国土交通省】、広域化【岩手県】、汚泥有効利用施設のDBO方式【名古屋市】、管路のDB【葉山町】	東京
3月12日（木）＜※中止＞	＜新型コロナウイルスの影響で中止＞　有識者講演、国の情報提供【国土交通省】、広域化【愛知県】、管路の包括委託【横浜市】、民間収益施設併設事業【鶴岡市】	東京

令和元年度　下水道キャラバン概要

1　目的

下水道事業の持続性確保に向け、事業運営効率化を図るための有効な手段となる取組等について、各地方公共団体において実践することを推進するため下水道キャラバンを開催

2　実施状況　※出席者は地方公共団体職員

全国7カ所（北海道、東北、北陸、中部、近畿、中国、四国）において開催し、合計305団体、501名が参加

3　テーマ

- **広域化**：広域化・共同化に関する各種取組、検討事例等
- **官民連携**：下水道事業における官民連携手法、取組事例や支援制度等
- **革新的技術（B-DASH）**：ガイドライン化された革新的技術の内容や導入メリット等

※上記テーマについて、本省からの説明及び取組団体からの事例発表

4　発表地方公共団体　※検討段階を含む

- **広域化**：岩手県、新潟県、愛知県、八尾市、島根県、香川県
- **官民連携**：旭川市（包括委託（処理場））、岩見沢市（包括委託（管路））、鶴岡市（民間収益施設併設事業等）、柏市（包括委託（管路））、金沢市（包括委託（処理場）、民間収益施設併設事業等）、かほく市（包括委託（管路））、豊橋市（PFI（従来型））、豊田市（包括委託（管路））、堺市（包括委託（管路）、民間収益施設併設事業等）、大阪狭山市（包括委託（管路））、神戸市（包括委託（処理場）、民間収益施設併設事業等）、姫路市（包括委託（管路））、広島県（DBO方式、民間収益施設併設事業等）、高松市（包括委託（処理場））
- **革新的技術（B-DASH）**：札幌市、秋田県、富山市、豊田市、兵庫県、倉敷市、須崎市

5　資料等の公表

下水道キャラバンの各発表資料は、国交省HPに掲載

下水道　キャラバン　×　検索

URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000550.html

エネルギー・下水道用地の有効活用（民間収益施設併設事業）

○ 人口減少等により、余剰地が増える見込みであり、施設用地の有効利用による収益確保が重要。
○ 民間収益施設等に係る下水道用地の活用事例は全国で67契約。（H31.4時点）
○ そのうち約9割が再生可能エネルギー事業であり、各地方公共団体は収益施設を運営する事業者から賃料収入等を確保。

下水道用地の活用

山形県　山形浄化センター

太陽光発電
（H25.10運転開始）

○山形県は下水処理場にある用地を民間事業者に貸付。
○設備容量は約2000kW。
○県は用地の賃料として、民間事業者から年間約460万円を受領。
○財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。

下水道用地（上部空間）の活用

大阪府　竜華水みらいセンター

スポーツ施設・スーパーマーケット等を併設
（H23.8開業）

○大阪府は下水処理場の上部空間を民間事業者に貸付（事業用定期借地権）。
○賃料：年間約4,700万円
※総額：約9億8,400万円（21年間）
○財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。

下水道用地（上部空間）の活用
＋バイオガスの活用

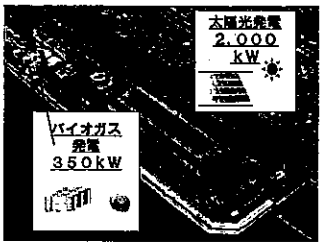

神戸市　垂水処理場

太陽光発電とバイオガスのダブル発電
（H26.3運転開始）

○神戸市と民間事業者との共同事業。神戸市は、民間事業者に下水処理場の上部空間、消化ガスを提供。民間事業者は太陽光・バイオガスによる発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。
○年間売電収入は 約1億7,000万円、そのうち約2割が市の収入。
○財産処分区分は、目的外使用（収益あり）。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要

「下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会」の概要

地方公共団体、特に執行体制が脆弱な中小都市が、適切な管路管理を実践する手段として包括的民間委託の導入検討が円滑に行えるよう、既往の導入事例を踏まえて、実務的な内容を盛り込み、「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」を改正することを趣旨として設立。

【第1回 R1/11/5、第2回 R2/1/10、第3回 R2/2/27】

＜背　景＞

- 下水道整備の進展に伴い、全国の管路施設は約48万kmとなり、今後は施設の老朽化が急速に進行していくことが見込まれている。平成27年に下水道法を改正、平成28年度には下水道ストックマネジメント支援制度を創設。
- 管路施設の老朽化等に起因した道路陥没が年間約3,000件発生し、適切な管路管理が求められているが、職員数の減少及び維持管理予算の不足が顕著であり、管路管理の執行体制の確保及び効率的かつ効果的な管路管理の実施が必要不可欠。
- 管理の効率化及び質の向上を期待できる包括的民間委託が注目されている。 国土交通省では、平成26年に包括的民間委託導入ガイドラインを公表、平成29年には、管路管理の包括的民間委託を導入した地方公共団体に対して、導入効果等のアンケート調査を行い、結果を事例集にとりまとめた。

＜メンバー＞

※敬称略、◎座長、五十音順

◎長岡 裕	東京都市大学工学部 教授
佐藤 弘泰	東京大学大学院新領域創成科学研究科 准教授
髙橋 玲路	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
小泉 雄司	柏市土木部下水道整備課 副参事
佐野 和史	富士市上下水道部下水道施設維持課 統括主幹
奥野 聡文	河内長野市上下水道部経営総務課 課長
酒井 憲司	（公社）日本下水道管路管理業協会 専務理事

＜ガイドライン改正の方向性（案）＞

○ 管路管理の必要性、包括的民間委託導入の有効性を提示
○ 包括的民間委託の導入検討の方法等を分かりやすく提示
○ 包括的民間委託の契約までに必要な事務を分かりやすく提示
○ 包括的民間委託の導入後の事務を提示
○ 多様な導入スキーム及び導入事例を紹介

下水道への紙オムツ受入に向けた検討について

○ 新下水道ビジョン加速戦略（平成29年8月）において、既存の下水道ストックのさらなる有効活用による付加価値向上に向け、少子高齢社会への対応としての「下水道への紙オムツ受入れ可能性の検討」を位置付け。
○ 平成29年度に概ね5年間で実施する検討ロードマップを作成し、ロードマップに基づき3タイプの紙オムツの処理方式を検討することが決定。平成30年度から住宅局と連携し本格的な検討に着手。
○ 平成31年3月には実証実験のためのガイドラインを策定。これをうけ、令和元年度から実証実験を実施予定。

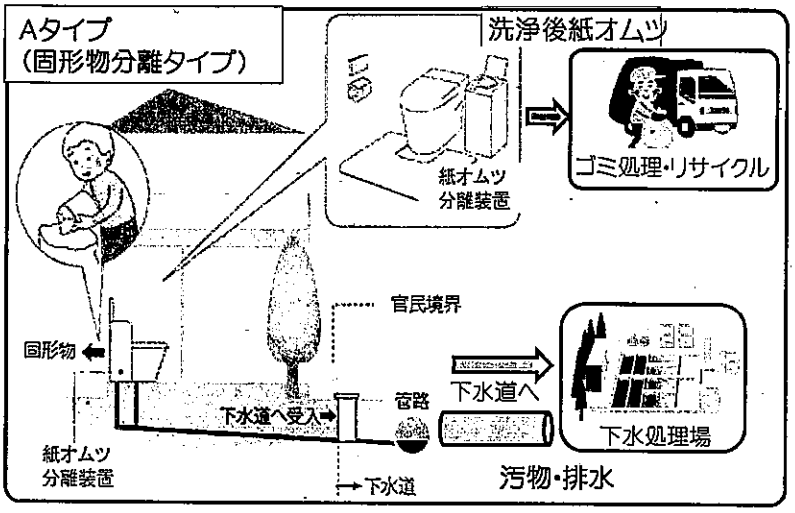

※他にBタイプ（破砕・回収タイプ）、Cタイプ（破砕・受入タイプ）も想定。A、Bタイプの装置開発は平成30年度より住宅局の実証事業で実施中。

使用済み紙オムツが吸収した水分や汚物を下水に排出することで廃棄物の減量化が可能、リサイクルも容易に！

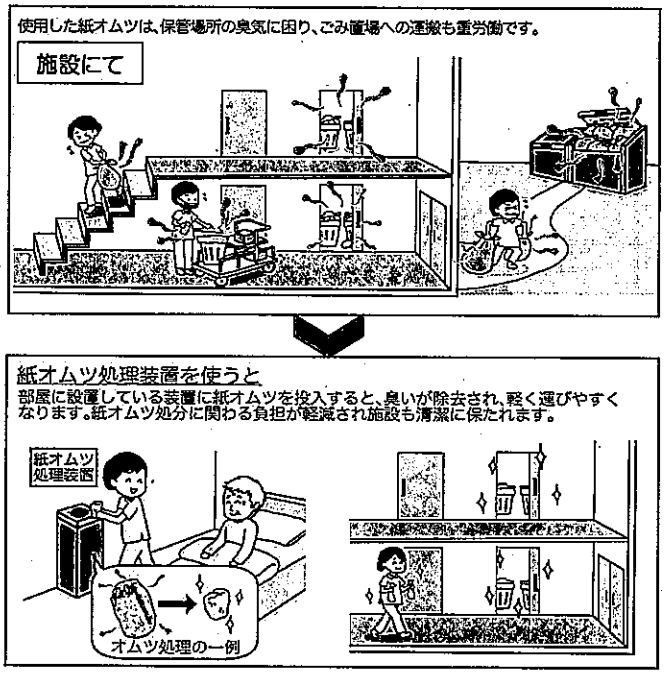

新技術の導入による下水道事業の効率化

○ 下水道における革新的な技術について、国が主体となって、地方公共団体のフィールドに実規模レベルの施設を設置して技術的な検証を行い、ガイドラインを作成・公表し、全国展開を図るため、平成23年度より下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）を実施しているところ。
○ H30年度までに41の技術（実規模実証）を採択。20のガイドラインを国土技術政策総合研究所のHPに公表済。
○ 中小規模処理場向けの技術も実証されているところ、施設の改築・更新等の際には、B-DASH技術の導入についても検討いただきたい。

これまでにガイドライン化されたB-DASH技術の例

＜水処理技術＞
高効率固液分離技術
ICTを活用した省エネ型水処理技術

＜汚泥処理技術＞
バイオガス回収・発電・活用技術
窒素・リン除去技術
汚泥焼却発電技術
水素創出技術

＜管きょ技術＞
下水熱回収・利用技術
効率的管きょマネジメント技術

＜浸水対策＞
ICTを活用した浸水対策技術

超高効率固液分離技術を用いたエネルギーマネジメントシステムに関する実証事業

概要：超高効率固液分離、高温消化、スマート発電システム等を組合わせ、高効率に下水汚泥のエネルギー利用をするためのシステム技術
実証フィールド：大阪市中浜下水処理場

超高効率固液分離槽　高温消化槽　スマート発電システム

【導入実績】
秋田県
大船渡市
小松市 等

管路内設置型熱回収技術を用いた下水熱利用に関する実証事業

概要：管更生と熱交換器設置を同時施工して、未処理下水から熱回収し、回収熱をヒートポンプを介して建造物の空調（暖房・冷房）や給湯に利用する技術
実証フィールド：大阪市海老江下水処理場

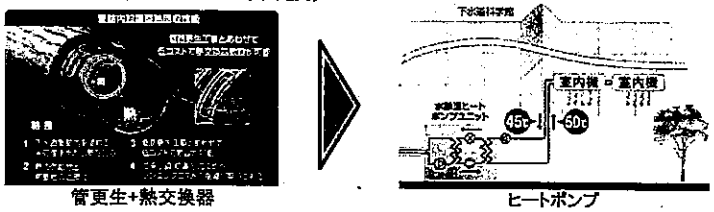
管更生+熱交換器　ヒートポンプ

【導入実績】
仙台市
新潟市
大津市 等

「下水道政策研究委員会 制度小委員会」の概要

「新下水道ビジョン」の実現に向けた各施策の推進にあたり、法令等の制度に関する課題及び対応方策について検討し、同ビジョンの更なる加速を図るため、下水道政策研究委員会 制度小委員会を設置。

【第1回 R1/12/27、第2回 R2/2/21、第3回 R2/3/31、第4回 R2/5-6月頃】

＜背 景＞

- 「新下水道ビジョン」（平成26年7月）では、長期ビジョンに「循環のみちの『持続』と『進化』」を二つの柱として位置付けるとともに、この実現に向けた具体的な施策などが示されている。
- これを受け、地方公共団体からの制度改正の要望や他の公物管理法の改正の動向等を踏まえ、平成27年5月に下水道法等を改正するとともに、関連する通知等により制度改正を行ってきた。
- 一方、近年に見られるように、広域的かつ甚大な浸水被害が発生しており、その対応が課題になっている。また、水道・下水道について、持続的な経営を確保するための広域化・共同化が政府の方針として強く打ち出されるとともに、事業基盤の強化等を目的とした水道法の改正がなされたところである。

＜メンバー＞

※敬称略、五十音順、◎委員長

◎	花木 啓祐	東洋大学情報連携学部 教授
	足立 泰美	甲南大学経済学部 准教授
	板垣 勝彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授
	井出 多加子	成蹊大学経済学部 教授
	神山 守	東京都下水道局 技監
	小林 潔司	京都大学 名誉教授
	斎野 秀幸	岡山市下水道河川局 局長
	清水 義彦	群馬大学大学院理工学府 教授
	滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科 教授
	成田 肇	横須賀市上下水道局技術部 部長
	錦戸 和友	希北町水道環境課 課長
	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科 教授
	増田 隆司	日本下水道事業団 副理事長
	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院 教授

＜検討事項（案）＞

○下水道事業の持続性の確保

ストックマネジメントの推進、使用料の適正化、広域化・共同化の推進など

○浸水対策の強化

近年の内水被害を踏まえた計画的な浸水対策の推進、下水道施設の耐水化の推進など

○その他の事項（例：SDGs、人口減少・高齢化等への対応）

令和２年度 下水道関係予算等について

国土交通省　水管理・国土保全局
下水道部　下水道事業課

下水道事業予算額等の推移

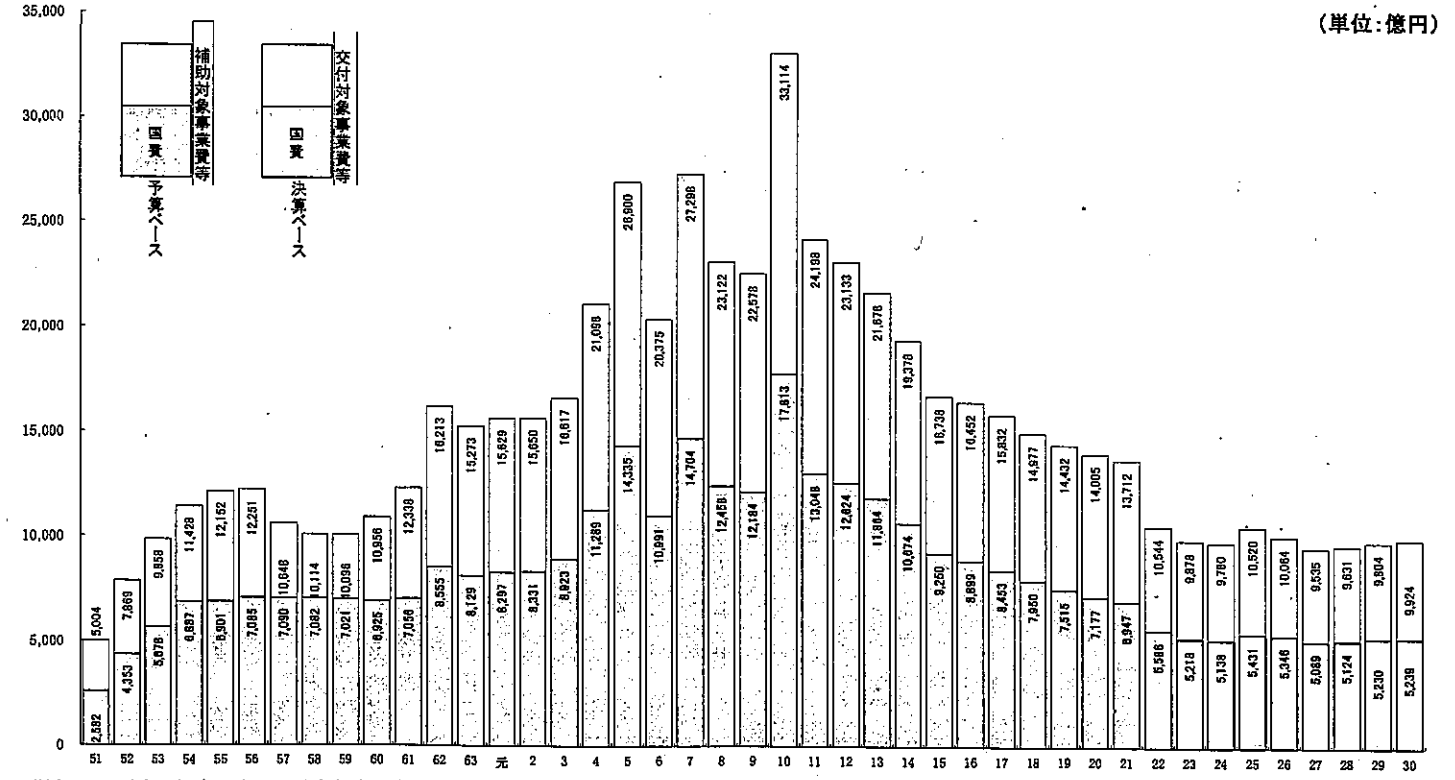

（注）１．平成17年度以降は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金（旧・汚水処理施設整備交付金）の実績額を含む。
２．平成21年度以前は、国土交通省下水道部が当該年度に配分した国費（補正予算を含む）の集計値である。
３．平成22年度に、社会資本整備総合交付金が創設される。平成22年度以降は、地方公共団体が当該年度に執行した国費の集計値である。
４．平成24年度以降は、沖縄振興公共投資交付金及び東日本大震災復興交付金等の実績額を含む。
５．地方単独事業も含めた平成29年度の下水道事業全体の事業費：1兆[illegible]（出典：総務省 地方公営企業年鑑）

財政制度等審議会での主な指摘事項

R1春の財政審(5/16)

・人口密度に応じ、個別処理(合併処理浄化槽)と集合処理(下水道、農業集落排水事業)のコスト優位性が変わることを踏まえ、将来の各地域の人口密度の予測を十分に考慮し、個別処理の一人当たりコストが低くなる見通しとなる過疎地域については、集合処理から個別処理への切り替えについて検討していくことが重要である。

R1秋の財政審(10/17)

・汚水処理について、広域化・共同化、PFI導入やICT活用等により経営効率化を進め、国が各地方公共団体に対し費用構造を踏まえた望ましい使用料体系の在り方を積極的に示していくべきではないか。
また、施設ごとの公共性も踏まえ、使用料収入を適切に確保し、管渠等に係る公費投入を効率化しつつ、

・地域の防災強化の観点からの雨水処理対策について、個別補助化等も活用して、公費を重点化していくべきではないか。

R1秋の財政審【地方財政】(11/6)

・経費回収割合を引き上げるための一つの方法は、汚水処理に要する費用の抑制。「規模の経済」を働かせるためにも広域化・共同化への取組を着実に進めるべき。

・各団体が汚水処理費に見合う使用料を設定するインセンティブを働かせるためには、一般会計等からの繰入れ(公費投入)を抑え、受益と負担の対応関係を明確化させる必要。

・基準内繰出の要件の1つである「経営努力」の基準となる使用料水準は平成18年以降3,000円に据え置かれているが足下の全国平均はこれを上回っており、基準内繰出の基準の見直しが必要ではないか。

令和2年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント(財務省作成資料)

下水道事業における市街地の内水氾濫への対策強化

令和2年度政府案:244億円

○ 今般の台風災害において、市街地での内水氾濫により生活・経済活動に甚大な被害が生じたこと等を踏まえ、下水道事業(雨水対策・汚水対策)について、
①雨水による内水氾濫対策への重点化を行うため、段階的に個別補助化を行う方向とし、令和2年度予算においては、雨水貯留施設の整備等について新たに個別補助制度を創設。(140億円)
②他方、汚水対策については、「雨水公費・汚水私費」の原則等を踏まえ、補助対象や支援水準を見直し、公費投入の効率化を図る。

個別補助化による重点的な内水氾濫対策

○内水氾濫対策への重点的・計画的な支援を行うため、段階的に交付金から切り出して個別補助化する方向
○令和2年度予算においては、140億円を個別補助化し、雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保を図る取組みを集中的に支援

汚水処理の管渠等に係る公費投入の効率化

汚水処理の普及率が高いことや「雨水公費・汚水私費」の原則等を踏まえ、管渠等に係る公費投入を効率化
○汚水処理施設整備が概成した団体における未普及対策の非重点化
○汚水処理施設整備が概成した団体における管渠の単純改築への補助の廃止
○「主要な管渠」の見直しにより、令和3年度以降、管渠の機能向上改築への補助を縮減

内水氾濫対策の具体的内容

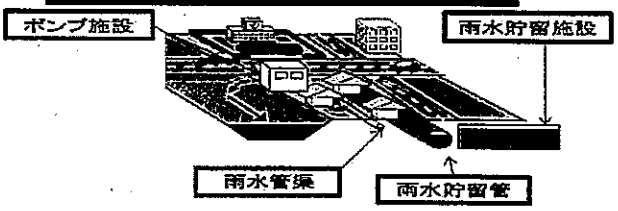

市街地に降った雨を一時的に貯留することにより、河川への流出を抑制し、内水浸水被害の防止・軽減を図る

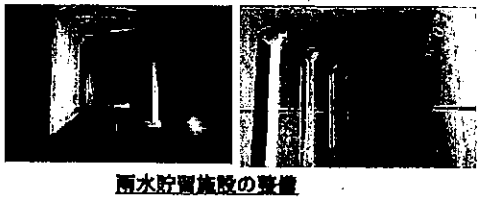

雨水貯留施設の整備

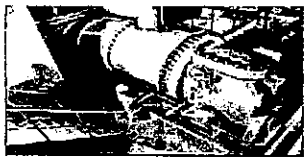

雨水ポンプの整備

雨水貯留管の整備

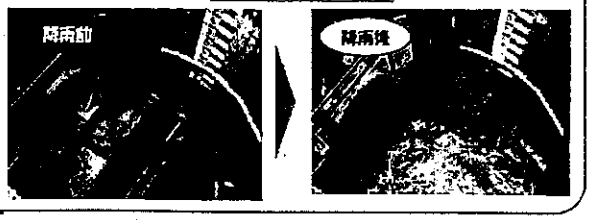

令和2年度下水道関係予算の規模・内訳

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

（単位：百万円）

	事業費			国費					
	令和2年度	対前年度倍率	前年度	通常枠 (A)	対前年度倍率 (A/D)	臨時・特別の措置 (B)	合計 (C=A+B)	対前年度倍率 (C/D)	前年度 (D)
社会資本整備	3,647,906	0.95	3,851,686	1,512,468	0.81	288,988	1,801,456	0.96	1,876,961
うち社会資本整備総合交付金	1,546,255	0.91	1,707,786	727,746	0.87	34,906	762,652	0.91	836,374
うち防災・安全交付金	2,101,651	0.98	2,143,900	784,722	0.75	254,082	1,038,804	1.00	1,040,587

※下水道事業に係る費用は、この内数。
※前年度予算額は、通常分であり、臨時・特別の措置を含まない。
※本表のほか、東日本大震災復興特別会計（復旧・復興）366,159百万円の内数、地方創生推進交付金100,000百万円の内数、沖縄振興公共投資交付金49,183百万円の内数がある。

下水道防災事業費補助、下水道事業費補助、下水道事業調査費等

・下水道防災事業費補助：大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と一体的に実施する事業への支援等
・下水道事業費補助　：民間活力を活用し、下水道資源の利用等を推進するため民間事業者への直接支援等を行う事業や日本下水道事業団による代行事業
・下水道事業調査費　：国が自ら行う技術実証事業等

（単位：百万円）

区分	令和2年度予算額		令和元年度予算額		対前年度倍率（国費）
	事業費	国費	事業費	国費	
下水道防災事業費補助	48,894	24,447	20,815	10,408	2.35
下水道事業費補助	2,674	1,465	2,088	1,219	1.20
下水道事業調査費等	3,746	3,746	3,985	3,985	0.94
合計	55,315	29,659	26,888	15,611	1.90

※上記には、消費税率の引上げに伴う影響額を含む。
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

社会資本整備総合交付金等における重点配分項目の見直し

○ 平成30年度予算より、社会資本整備総合交付金等による国費支援については、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、汚水処理施設の未普及地域の解消や集中豪雨による浸水被害の防止等の雨水対策に重点化しているところ。

○ 令和2年度予算より、未普及対策の重点配分対象を汚水処理施設整備が概成していない団体に限定する等の見直しを実施。

令和元年度の重点配分項目

【社会資本整備総合交付金】
① アクションプランに基づく下水道未普及対策事業
② PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要※となる下水道事業

【防災・安全交付金】
① 各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業
② 国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するために追加的に必要※となる下水道事業
・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設（揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠）の地震対策
・下水道総合地震対策事業（マンホールトイレ整備を含むものに限る）
・下水道施設の耐水化・非常用電源確保（津波対策を含む）

令和２年度の重点配分項目

【社会資本整備総合交付金】
① アクションプランに基づく下水道未普及対策事業（汚水処理施設整備が概成していない団体に限る）
② PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要※となる下水道事業

【防災・安全交付金】
① 各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業
② 国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するために追加的に必要※となる下水道事業
・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設（揚水・沈殿・消毒施設、管理棟、下水道総合地震計画に位置づけられている管渠）の地震対策
・下水道総合地震対策事業（国土強靭化地域計画に基づき実施するもの又はマンホールトイレ整備を含むものに限る）
・下水道施設の耐水化・非常用電源確保（津波対策を含む）

※ PPP/PFI、地震対策等でも汚水の改築の性格があるものは対象から除外（[illegible]で実施する処理場の改築、耐震で実施の管更生 等）

防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策

○ 昨年発生した7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等をはじめ、近年激甚な災害が頻発しており、災害で明らかとなった課題に対応するため、防災のための重要インフラ、国民経済・生活を支える重要インフラについて、災害時にしっかり機能を維持できるよう政府全体で総点検を行い、平成30年11月27日に結果及び対応方策をとりまとめたところ。

○ 総点検の結果等を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとし、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を平成30年12月14日に閣議決定。

○ 下水道施設に関しては、以下6項目について緊急対策を実施。

① 全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策
：雨水排水施設の整備（約200地方公共団体）等

② 全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策
：下水道施設（約10箇所）の水密扉の設置等

③ 全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策
：非常用発電設備の設置（処理場約100箇所、ポンプ場約100箇所）等

④ 全国の下水処理場等の耐震対策等に関する緊急対策
：下水道施設の耐震化（処理場約200箇所、ポンプ場約300箇所）等

⑤ 全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策
：地下街を有する地区の内水ハザードマップ（約20地方公共団体）等

⑥ 緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策
：マンホール浮上防止対策（約200km）、管路の耐震化（約600km）等

令和元年東日本台風による下水道施設の被害と対応

（令和2年1月末現在）

○ 下水処理場16箇所で浸水被害により処理機能停止等が発生。うち13箇所で通常レベルの運転を再開、3箇所で簡易な生物処理により運転。

○ ポンプ場28箇所で浸水被害が発生し、運転停止。うち20箇所で通常運転再開、8箇所で応急対応中（排水能力の一部確保）。

下水処理場（16箇所）

【岩手県】	T1. 大槌町	大槌浄化センター	通常運転
	T2. 野田村	野田浄化センター	通常運転
【宮城県】	T3. 松島町	松島浄化センター	通常運転
【福島県】	T4. 阿武隈川上流流域	県北浄化センター	簡易な生物処理
	T5. 新地町	新地浄化センター	通常運転
【茨城県】	T6. ひたちなか市	下水浄化センター	通常運転
	T7. 城里町	かつら水処理センター	通常運転
【栃木県】	T8. 宇都宮市	下河原水再生センター	通常運転
	T9. 宇都宮市	川田水再生センター	通常運転
	T10. 益子町	東野水処理センター	通常運転
【長野県】	T11. 千曲川流域	下流終末処理場	簡易な生物処理
	T12. 千曲川流域	上流終末処理場	通常運転
	T13. 長野市	県部浄化センター	通常運転
	T14. 中野市	上今井浄化管理センター	通常運転
	T15. 佐久市	佐久市下水道管理センター	簡易な生物処理
【静岡県】	T16. 静岡市	清水南部浄化センター	通常運転

汚水ポンプ場（11箇所）

【岩手県】	P1. 山田町	前浜真ポンプ場	通常運転
【宮城県】	P5. 仙台市	人来田西ポンプ場	通常運転
	P7. 名取市	閖上中継ポンプ場	通常運転
	P10. 松島町	松島汚水中継ポンプ場	通常運転
	P11. 七ヶ浜町	小田汚水ポンプ場	通常運転
【福島県】	P16. いわき市	仁井田中継ポンプ場	通常運転
	P17. いわき市	新舞子ポンプ場	通常運転
	P18. 本宮市	本宮第三ポンプ場	通常運転
【埼玉県】	P23. 鴻巣市、北本市・桶川市下水道組合	鴻巣第2中継ポンプ場	通常運転
【神奈川県】	P24. 箱根町	堀木園ポンプ場	通常運転
【長野県】	P29. 飯山市	有尾中継ポンプ場	通常運転

雨水ポンプ場（17箇所）

【宮城県】	P4. 仙台市	孫兵衛水ポンプ場	応急対応中（一部）
	P6. 仙台市	仙石町水ポンプ場	通常運転
	P8. 丸森町	丸森雨水ポンプ場	応急対応中（一部）
	P9. 松島町	高城雨水ポンプ場	通常運転
【福島県】	P12. 福島市	御倉目雨水ポンプ場	通常運転
	P13. 福島市	渡利雨水ポンプ場	通常運転
	P14. 郡山市	水門町ポンプ場	通常運転
	P15. 郡山市	桜田ポンプ場	通常運転
	P19. 本宮市	館前排水ポンプ場	応急対応中（一部）
	P20. 本宮市	万世排水ポンプ場	通常運転
【埼玉県】	P21. 川口市	領家第八公園ポンプ場	通常運転
	P22. 坂戸、鶴ヶ島下水道組合	大谷川雨水ポンプ場	通常運転
【長野県】	P26. 長野市	三輪沢雨水ポンプ場	応急対応中（一部）
	P27. 長野市	神明水ポンプ場	応急対応中（一部）
	P28. 長野市	恋路雨水ポンプ場	応急対応中（一部）
	P30. 飯山市	城山雨水排水ポンプ場	応急対応中（一部）
	P31. 小布施町	陸田雨水排水ポンプ場	応急対応中（一部）

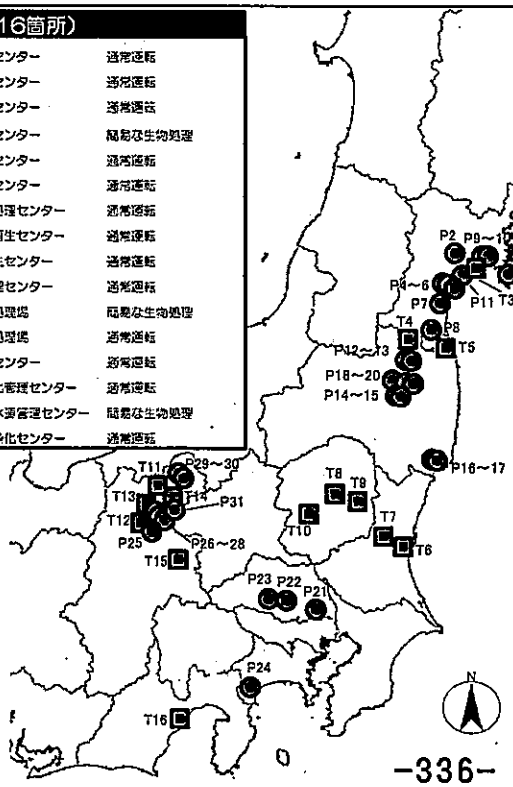

〔被災のあった下水道施設〕

■：処理場（通常運転）

●：ポンプ場（通常運転）

□：処理場（応急対応中）

◉：ポンプ場（応急対応中）

令和元年東日本台風に伴う下水道施設の被災と対応状況

○ 国土交通省の排水ポンプ車等により、浸水した処理場・ポンプ場の施設周辺及び施設内を排水。
○ 本復旧までに一定の期間を要する被害箇所では排水ポンプ車、仮設配管等の応急対応により、下水道機能を確保するとともに、処理場では、段階的に処理レベルを向上させ、放流水質の改善を図る。

被災状況

浸水した下水処理場
（長野県　千曲川流域下流処理区終末処理場）

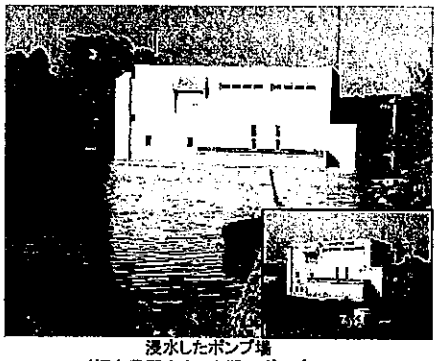

浸水したポンプ場
（福島県郡山市　水門町ポンプ場）

対応状況

国交省の排水ポンプ車により施設内を排水
（長野県　千曲川流域下流処理区終末処理場）

国交省の排水ポンプ車により雨水を排水
（仙台市　蒲生雨水ポンプ場）

仮設ポンプの設置
（長野県　千曲川流域下流処理区終末処理場）

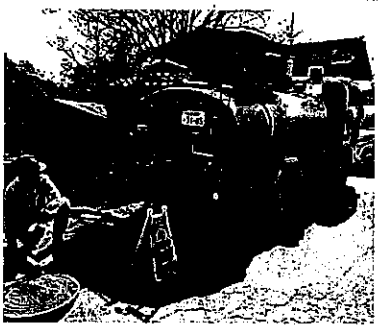

バキューム車により汚水を運搬
（長野県佐久市）

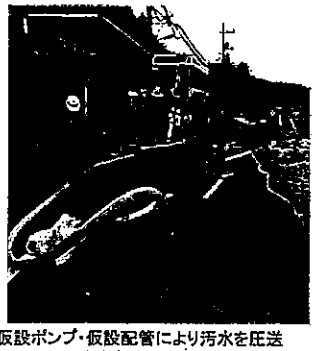

仮設ポンプ・仮設配管により汚水を圧送
（東京都日の出町）

下水道の施設浸水対策の状況

○ 下水処理場の約5割、ポンプ場の約7割が浸水想定区域内に立地。
○ 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風では、河川の氾濫等による浸水により下水道施設の機能停止が発生。
○ 地下深くからの汲み上げが必要、仮設ポンプの設置スペースの確保が困難などの施設では、機能回復に時間を要したケースも存在。

浸水想定区域内に設置された施設と耐水化の実施状況

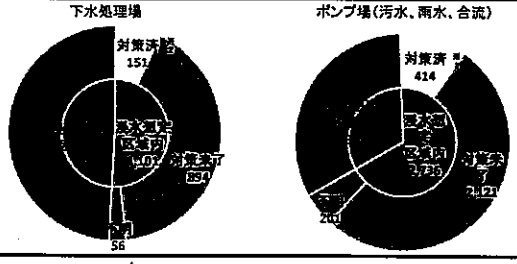

洪水、内水、津波、高潮のいずれかの外力による浸水想定区域内に立地している施設のうち、揚水機能が確保されている施設※は処理場14%、ポンプ場15%にとどまる。

※ 当該施設において想定される最大の浸水深に対して、揚水機能が確保されている施設

平成30年7月豪雨による被災状況

下水処理場11箇所、ポンプ場12箇所等が被災。

＜真備浄化センター（岡山県倉敷市）＞

岡山県倉敷市真備浄化センターでは、仮設ポンプの設置等により、被災3日後に、揚水・沈殿・消毒機能を確保。

令和元年東日本台風による被災状況

下水処理場16箇所、ポンプ場28箇所等が被災。

＜千曲川流域下流処理区終末処理場＞

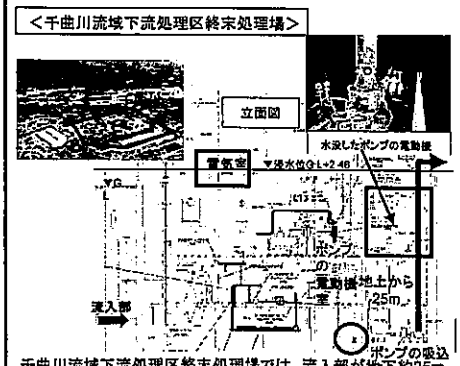

千曲川流域下流処理区終末処理場では、流入部が地下約25mと深いことから、仮設ポンプ等による施設内の排水及び揚水能力の確保に時間を要した。

＜仙台市蒲生雨水ポンプ場＞

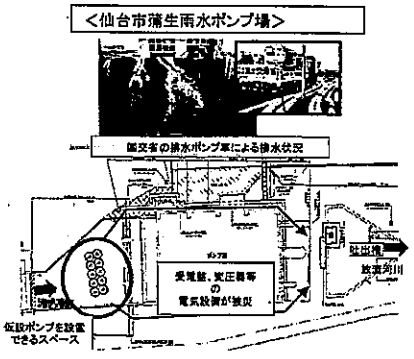

仙台市の蒲生水ポンプ場では、ポンプの設置スペースの限界から、従来の排水能力の一部しか確保できていない。

下水道施設の地震対策

○ 地震時においても最低限の下水道機能確保に向けて、地震対策をハード・ソフト両面で推進。
○ 地震対策通信簿において評価点の低い地方公共団体は、地震対策の取組を促進が必要。

東日本大震災や熊本地震時の下水道施設被災状況等

断層ズレによる下水管の破断

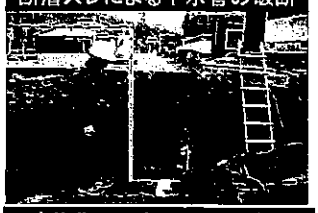

液状化によるマンホールの隆起

帰宅困難者のトイレ確保

地震対策

下水道施設の耐震化

重要幹線の耐震化率 51%
最低限の水処理機能確保率 37%（平成30年度末）

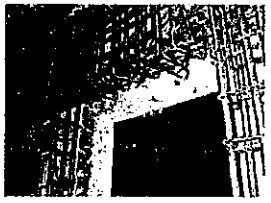

躯体補強（RC断面増厚工法）

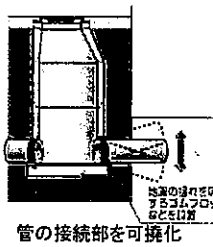

管の接続部を可撓化

マンホールトイレの整備

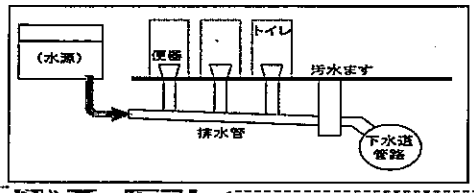

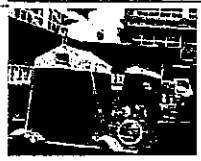

<マンホールトイレの特徴>
・洋式水洗トイレに近い環境を確保
・し尿を下水道管路に流下でき、衛生的かつ臭気が少ない。
・入口の段差がなく要配慮者の使用が容易。

下水道BCPのブラッシュアップ

○ 地方公共団体におけるBCP策定率は、全国で99．7%（平成29年度末時点）。
「下水道BCP策定マニュアル2017年版（地震・津波編）」を踏まえ、下水道BCPのブラッシュアップを進める。
○ 平成30年度末までに見直し実施予定の地方公共団体は全国の82%。一方で、平成31年度以降に予定している管内市町村等が30%以上の都道府県は、北海道、茨城県、富山県、福井県、山梨県、鳥取県、広島県、高知県、鹿児島県、沖縄県。

地震対策通信簿

○ 地方公共団体における、管渠及び処理場の耐震化率や下水道BCPの見直し実施・予定状況を評価した地震対策通信簿を公表。自己診断や他団体との比較等に活用し、地震対策の取組促進に繋げる。
○ 30年以内の発生確率60%以上の首都直下地震、南海トラフ地震等のエリア内で通信簿2以下（40点未満）の市町村等が40%以上の都道府県は、茨城県、神奈川県、和歌山県。

下水道事業の持続性向上

○下水道事業の現状・課題

①事業経営の悪化 ―― 使用料収入減少 ⇒経費回収率低下

②老朽化・災害対策 ―― 下水道施設の更新需要増加 集中豪雨の局所化・激甚化、震災の頻発

③執行体制脆弱化 ―― 下水道職員の不足 技術力の不足

今後ますます加速

執行体制の確保や効率的な事業運営等により、持続可能な下水道経営のための取組が必要

老朽化対策
（ストックマネジメント、効率的維持管理、新技術導入）

官民連携の推進
（PPP/PFI、コンセッション等）

広域化・共同化の推進
（都道府県構想、施設統廃合、維持管理共同化）

資源利用の推進
（エネルギー利用、下水熱利用等）

維持管理を起点としたマネジメントサイクルの確立

【課題】
- 膨大な維持管理情報を紙ベースで記録
- 報告書は書庫、倉庫で保管
- 維持管理情報の集積、分析が不十分
- 効率的な修繕・改築が困難

【今後の取組】
➢ 先行事例やモデル事業をもとに、維持管理情報を効率的に蓄積して修繕や改築に活用する技術を体系化、標準化

■従来のマネジメント(線的なフロー)

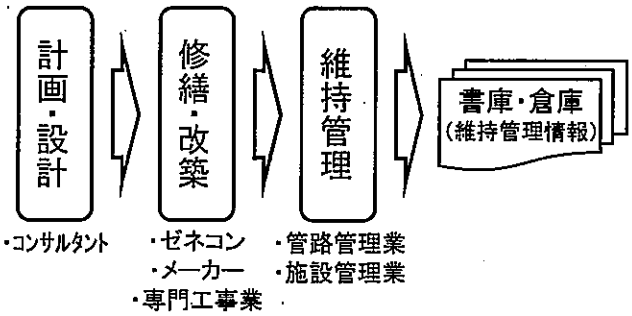

膨大な報告書の管理の不徹底

○紙ベースの膨大な報告書が、書庫や倉庫に保管されることが多く、情報の適切な整理や集計が行われていない。

⇒その結果、計画策定時に改めて維持管理情報の整理・集計や対象施設の調査を要している。

紙からデータへ

■維持管理起点のマネジメントサイクルのイメージ

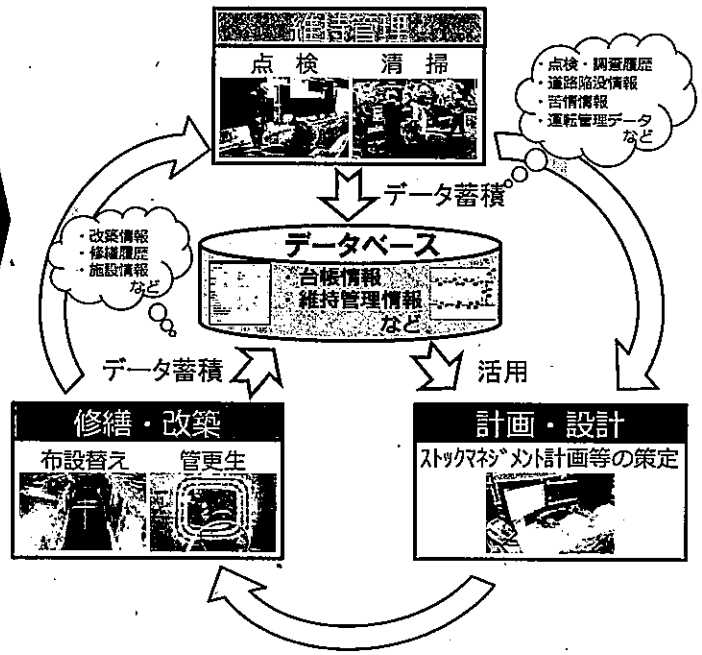

腐食のおそれの大きい箇所の点検・調査結果　下水道管路メンテナンス年報

平成30年度の点検調査結果　※腐食するおそれが大きい箇所

- 点検を実施した管渠752.6kmのうち約16%にあたる118.8kmで異状がありました。
- 平成30年度に実施した管渠の調査による緊急度の判定区分の割合は、Ⅰ 2%、Ⅱ 15%、Ⅲ 42%、劣化なし 41%となりました。

■ 管渠の点検結果

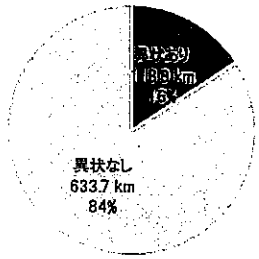

■ 管渠の詳細調査結果

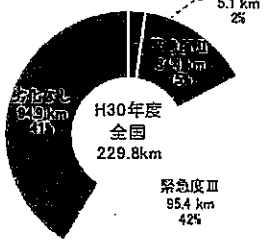

※下水道管路の緊急度の判定区分について

緊急度	区分	対応の基準
Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合。
Ⅱ	中度	出来るだけ早期に対策が必要な場合。
Ⅲ	軽度	劣化状況を確認しながら、対策時期を検討。
劣化なし	－	－

「緊急度Ⅰ」とは速やかな措置が必要となりますが、道路陥没等は発生していない状態です。調査により緊急度Ⅰの状態であることが判明した場合には、「予防保全」として速やかに対策を講じることで、道路陥没等の事故を未然に防ぐことができます。

5年に1回の点検の確実な実施

➢ 平成28年度時点での点検実施計画と比較し、平成30年度までの3箇年での点検実績は改善。
➢ 点検実施計画の見直しにより、令和元年度～2年度の計画も平準化。
➢ 令和2年度までに1回目の点検を確実に実施すること。

■ 5年間の点検実施予定及び実績(全国)

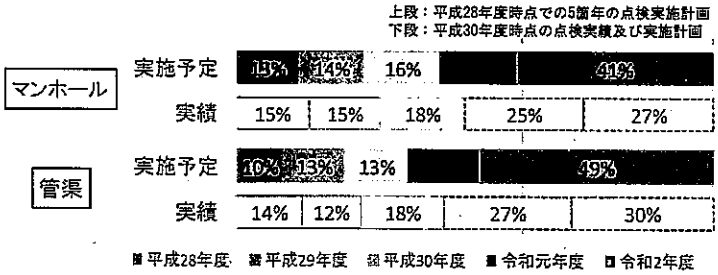

○ 令和2年度までに1回目の点検を確実に実施するとともに、点検により異状が確認された箇所については、速やかに対策を実施すること。

広域化・共同化の推進

○ 持続可能な汚水処理事業の運営に向けて、<u>広域化・共同化の具体的な目標</u>を設定。
- ・目標① 汚水処理施設の統廃合について450地区で取組実施※
- ・目標② 全ての都道府県における広域化・共同化に関する計画策定

※下水道同士だけではなく、集落排水同士、下水道と集落排水等の統廃合を含む。

○ <u>広域化・共同化の事例集や計画策定マニュアル を策定</u>し、都道府県の検討を支援。

広域化・共同化の例

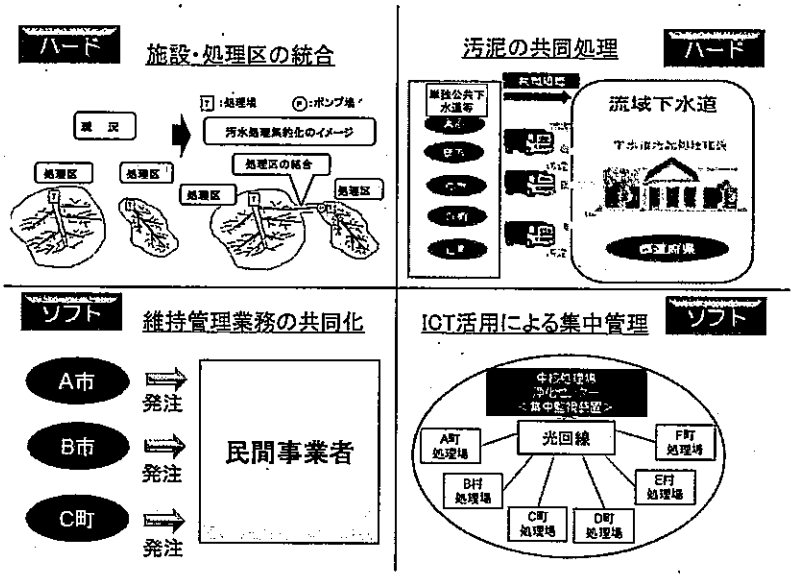

秋田県における広域化・共同化の取組

- ・秋田県では、ICTを活用して複数自治体の処理場施設情報を集約し、運転状況等を評価。
- ・テレビ会議等で改善点を提案・共有し、管理を最適化。

取組イメージ

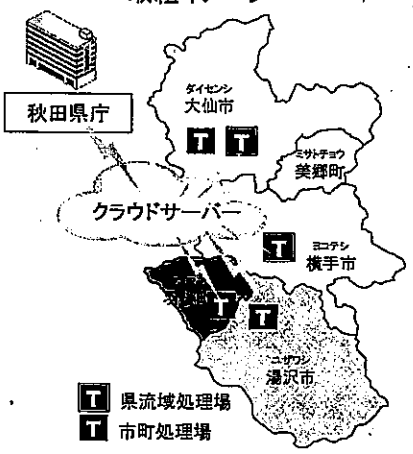

汚水処理の役割分担最適化（10年概成の推進）

○ 汚水処理人口普及率は90%を超えたが、未だ1,100万人以上の未普及人口が存在。

○ 10年概成を目指し、<u>都道府県構想見直しを要請</u>（令和元年度末までに、福島県を除くすべての都道府県で都道府県構想の見直しを完了）

○ 下水道区域の見直しにあたっては、<u>整備済区域に整備効果の高い地域※だけを加える</u>など、下水道整備は真に必要な区域に限定。

※人口が密集している、合併浄化槽の普及が少ない、確実な接続が見込める等の地域

○ 下水道では<u>重点配分等による未普及地域の早期解消</u>を推進。

10年概成に向けた3つの方針

①下水道区域の徹底的な見直し

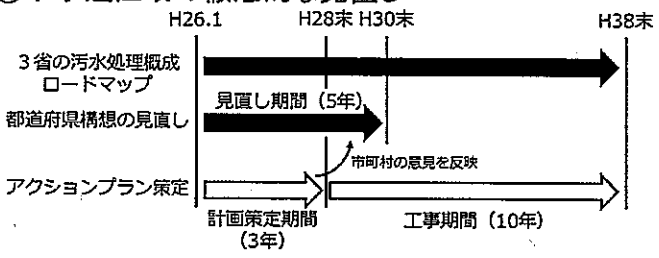

②クイックプロジェクトの活用（低コスト技術の採用）

工場製作型極小規模処理施設

クイック配管（露出配管）

③面整備における設計・施工一括発注の採用

【官側メリット】
- ・職員の業務負荷軽減
- ・事業費の調整/平準化

【民側メリット】
- ・施工時期/場所等の柔軟設定
- ・資材調達の合理化

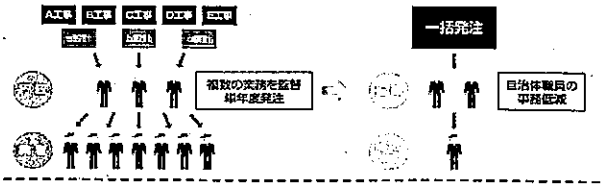

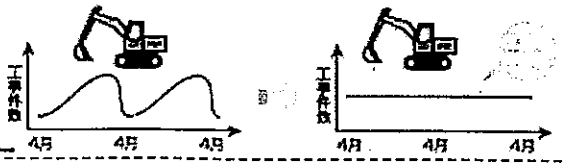

浸水対策の推進について

1）下水道による浸水対策の推進について

下水道による浸水対策については、人（受け手）主体の目標設定、地区と期間を限定した整備（選択と集中）、ソフト対策・自助の促進による浸水被害の最小化という、浸水対策における基本的考え方に基づき、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を推進している。

この基本的な考え方は、都市機能が集積し、一定規模以上の浸水被害実績を有する地区や浸水シミュレーション等により一定規模以上の浸水被害が想定される地区などにおいては、下水道浸水被害軽減総合事業制度により広く展開・活用されている。

一方で、下水道浸水被害軽減総合事業が適用されず、通常の下水道事業を行う地域においては、従来型の事業の連続性等の観点から、基本的考え方が広く活用・展開される状況に至っていない。

このため、国土交通省では、市街地の全域等を対象として、降雨の規模、土地の浸水のしやすさ、脆弱性を総合的に考慮して浸水リスクを評価した上で、緊急的・重点的に対策を実施すべき区域（どこを）、目標とする整備水準（どの程度）、段階的な整備方針（いつまでに）等を定める雨水管理総合計画の策定を推進している。

浸水リスクの評価については、都市浸水対策に関する検討会（平成30年度）からの提言においても、「気候変動等の影響で下水道の施設計画を超過する降雨の増加が見込まれる中、現在の施設計画で設定している降雨確率が将来的に上がる可能性があることを踏まえ、想定最大規模降雨や既往最大降雨等に対する浸水リスクを把握するとともに、計画対象降雨の再評価、施設計画の再評価といった、計画の一連の検証・再評価を強く推し進めるべき」としており、まずは施設計画を超過する想定最大規模降雨等における内水浸水想定区域図の早期作成が望まれる。

また、内水浸水想定区域図等を活用し、住民等へ浸水リスクを周知することで、自助・共助による減災対策および適切な水防活動や避難行動等を促進するとともに、雨水管理総合計画等で定めた浸水対策を実施すべき区域においては、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な浸水対策を、予算制度等を活用しながら重点的に実施して頂きたい。

特に「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に位置づけられた箇所等については、達成目標が2020年度までに完了するよう各施策の推進をお願いする。

2）内水ハザードマップの作成促進について

①内水ハザードマップ作成及び公表の推進

国土交通省では、内水による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民にわかりやすく事前に提供するため、内水ハザードマップの作成・活用を推進している。

平成27年の水防法改正では、地下街等がある地区など、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして水位周知下水道を指定した地区については、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を指定し、想定最大規模降雨による内水ハザードマップを公表することとなっている。

下水道による浸水対策を実施している全ての市区町村においては、令和元年10月28日付「内水ハザードマップの作成促進について」の通知のとおり、「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月）に基づき内水ハザードマップの作成及び水害に係る防災訓練等の実施に積極的に取り組んでいただきたい。

特に、床上浸水など甚大な浸水被害が発生した地区、下水道浸水被害軽減総合事業等を実施する地区、地下空間利用が高度に発達している地区などを有する、内水ハザードマップの早期作成が必要な市区町村については、重点的に作成を進めるべきと考えている。また、既に作成済みの市区町村においては、防災訓練や防災教育での活用など、継続的に住民の理解を促進するとともに、作成後の降雨状況等を踏まえ、適切に内水ハザードマップを見直すようお願いする。

②内水ハザードマップの必要性

内水ハザードマップのベースとなる内水浸水想定区域図は、地域の既往最大級の降雨や他地域での大規模な降雨、水防法に基づく想定最大規模降雨等の下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道その他の排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できない場合に浸水の発生が想定される区域や、実際に浸水が発生した区域である。

内水浸水想定区域図は洪水浸水想定区域図と比較し、浸水範囲や浸水深は相対的に小さい傾向にあるが、内水浸水は洪水浸水想定区域図から離れた場所でも発生する場合があること、発生頻度が相対的に高く洪水が発生しなくても内水浸水は発生する場合があることから、洪水ハザードマップだけでは内水浸水のリスク情報を十分提供されているとはいえない。

また、気候変動の影響により、短時間高強度の豪雨が増加する傾向にあり、これまで内水浸水が発生していない地区においても、今後、浸水被害が発生する可能性がある。

内水浸水は市民生活や企業活動に密接な係わりがあり、内水ハザードマップ等による浸水リスク情報は、住民や企業等が行う止水板等による減災対策、住宅建築時に高床式や盤上げをするなど住まい方の工夫、水平避難の際の避難ルートの選択など、水害リスクを最小化するための取組みの参考となることから、内水浸水のリスク情報の提供が望まれている。

浸水シミュレーションによる内水浸水想定区域図の作成が早期に実施できない場合は、浸水実績による内水浸水想定区域図の作成も有効であり、下水道による浸水対策を実施している全ての市区町村は、自助・共助による防災・減災対策の促進の観点からも、早期に作成・公表することが重要である。

③内水ハザードマップ作成に係る支援

内水ハザードマップのベースとなる内水浸水想定区域図の作成は、浸水想定を含むシミュレーション等の検討について、浸水対策の実施に必要なものとして交付金の基幹事業として支援できる。また、内水ハザードマップは内水浸水想定区域図に避難情報を追加したものであるが、作成については、浸水対策と一体性を有する事業として、効果促進事業の対象となるので留意されたい。

④排水先の河川水位

内水浸水想定区域図の作成においては、下水道の能力不足だけでなく、放流先河川等の水位上昇によって雨水を排水できないことによって発生する浸水現象等を対象とすることから、放流先河川等の水位の経時変化を設定する必要がある。

対象とした実績降雨における放流先河川等の最大水位が低い場合には、実績水位を引き伸ばすことにより設定する。この場合、放流先河川等の最高水位は、河川等の堤防の決壊や河川からあふれた水によるはん濫を伴わない水位に設定する。放流先が洪水予報河川である場合には、はん濫危険水位、水位周知河川である場合には、避難判断水位を目安にすることも考えられる。

なお、河道からの溢流による浸水は、内水浸水想定に含めない。

ポンプ排水区においては、排水ポンプ場の運転調整が行われる可能性があることに留意し、一例として、放流先河川が最高水位となった時点で排水ポンプ場の運転調整が行われる浸水シナリオによる内水浸水想定区域図の検討を行うことも必要である。

なお、外水位（河川）の影響が大きな場合には、下水道と河川を統合的に解析できるモデルを採用するなど、内水の挙動をより詳細に再現することが望ましい。

なお、内水浸水想定区域の作成にあたっては「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」（平成 28 年 4 月）を参考とされたい。

⑤ハザードマップポータルサイトへの登録について

国土交通省では、平成 19 年より全国の各種ハザードマップを一元的に検索・閲覧が可能なポータルサイトを運営している。内水ハザードマップを作成・公表した際やホームページの更新等により URL が変更となった場合には、速やかにハザードマップポータルサイトへの登録申請を行っていただきたい。

内水ハザードマップの作成状況

○過去に甚大な浸水被害が発生するなど、内水ハザードマップの早期作成が必要な484地方公共団体のうち361地方公共団体が、既往最大規模降雨等による内水ハザードマップを公表済。
○平成27年の水防法改正後、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する20地方公共団体のうち1地方公共団体が、想定最大規模降雨による内水ハザードマップを公表済。

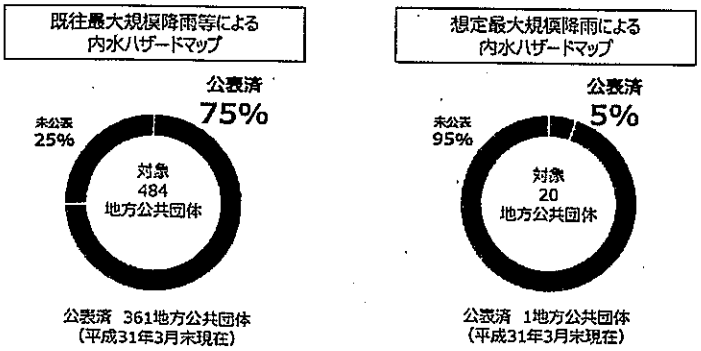

3）水位周知下水道の導入促進について

【制度概要】

・想定し得る最大規模の内水に対する避難体制等の充実・強化のため、水位を周知する下水道を指定し、内水による災害の発生を特に警戒すべき水位である内水氾濫危険水位を設定して、その水位に達した場合は、内水氾濫危険情報を関係者に通知・周知する制度。

・水位周知下水道を指定した下水道が存在する地区では、その地区における想定最大規模降雨に対応した内水浸水想定区域図を公表し、ハザードマップの作成やそれに基づく訓練等を実施する必要がある。

【制度活用のポイント】

・地下街等を有する都市については、地下街管理者と制度の内容や実際の運用方法について意見交換を行い、検討を早急に進めていただきたい。

・また、水位情報の発信にあたっては、降雨情報等、水位以外の情報を十分に活用しつつ、水防活動や避難の判断に資する情報となるよう、各地方公共団体の実情に応じてご検討いただきたい。

・地下街等が存在しない都市においても、近年甚大な浸水被害が発生した地区を有する都市においては、ソフト対策の強化を目的として、水位の情報を活用したリスク情報の発信に積極的に取り組んでいただきたい。

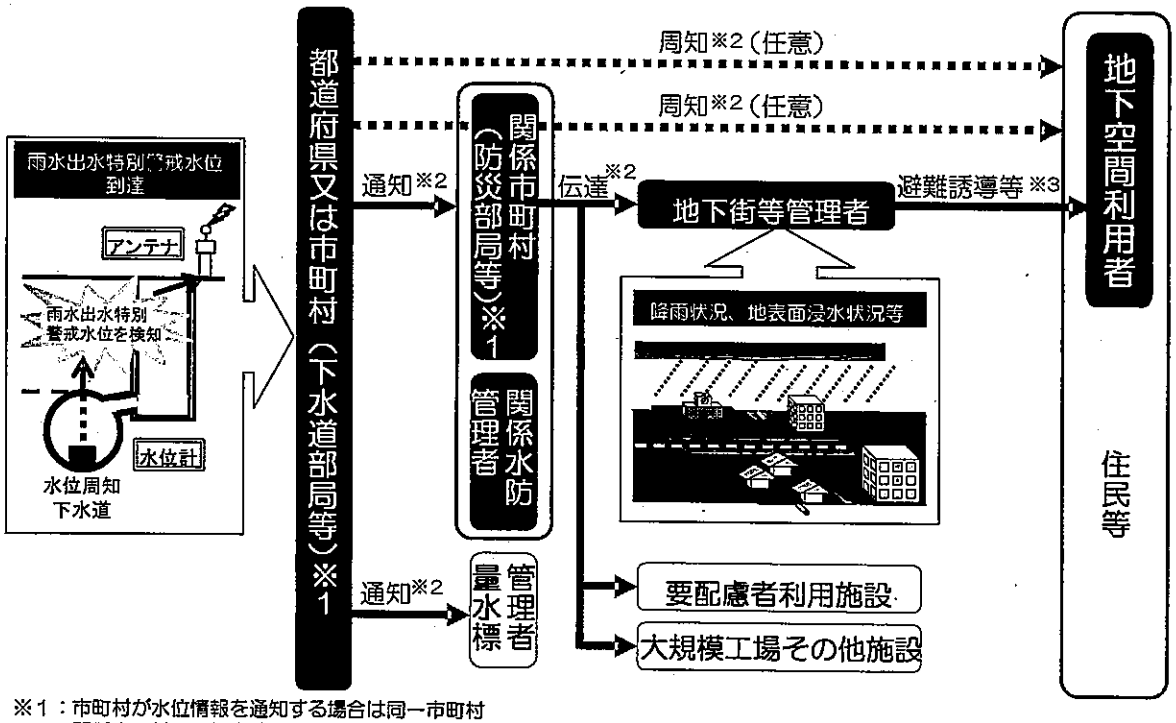

※1：市町村が水位情報を通知する場合は同一市町村
※2：関係市町村・関係水防管理者・量水標管理者への通知、地下街管理者等への伝達は必須事項、住民等への周知は任意事項
※3：地下街等管理者が水位情報のほか、降雨状況、地表面浸水状況等を総合的に判断して地下空間利用者へ避難誘導等を実施

水位周知下水道のイメージ（発災時）

4）下水道浸水被害軽減総合事業等の活用について

近年、中小都市における浸水被害が増大していることを踏まえ、令和元年度予算より下水道浸水被害軽減総合事業を拡充し、中小都市の中心部についても対象となるよう地区要件を緩和するとともに、ボトルネック箇所等の浸水被害の軽減を早期に発現させるため、機動的かつ柔軟な対応が可能な排水ポンプ車の整備を交付対象とした。

また、下水道浸水被害軽減総合事業や効率的雨水管理支援事業は地区ごとに計画の策定が必要で市全体の浸水対策の方針が不明確であったことから、下水道浸水被害軽減総合事業に効率的雨水管理支援事業を統合し、地区ごとの計画を集約するとともに、市全体の整備方針を明確化することとした。

ここでは、浸水対策における「基本的考え方」の活用・展開の観点から、留意事項を記載しているので、参考とされたい。

【下水道浸水被害軽減総合事業】

令和元年度の予算制度改正により、下水道浸水被害軽減事業を下水道浸水被害軽減型、効率的雨水管理支援事業を効率的雨水管理支援型として統合した。

下水道浸水被害軽減型は、駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区，床上浸水被害が発生した地区，河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区，内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減，最小化及び解消を目的として，再度災害防止や事前防災・減災の観点等から，他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせて総合的な浸水対策を実施するものである。

効率的雨水管理支援型は、行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、浸水リスクに応じたきめ細やかな目標設定と、迅速かつ経済的な浸水対策を推進し、既存施設を最大限活用した下水道整備や個人・事業者等による共助・自助の取組により浸水対策を実施するものである。

下水道浸水被害軽減総合事業は、浸水対策実施の基本方針、対象地区の概要及び選定理由、整備目標（効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標）、事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）、その他必要な事項を定めた「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定する必要がある。

このうち、浸水対策実施の基本方針は、市街地全域等における浸水対策の基本的な考え方、浸水対策を実施すべき地区の概要など「雨水管理総合計画」で定める内容を反映することとしているが、雨水管理総合計画の策定は効率的雨水管理支援型で支援できるので積極的に活用されたい。なお、この場合、効率的雨水管理支援型を活用した計画策定に必要な検討の結果として雨水管理総合計画の策定ができるものであり、雨水管理総合計画を策定することのみを目的とした効率的雨水管理支援型の活用はできないことに留意されたい。

なお、下水道浸水被害軽減総合計画の策定にあたっては「下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）」（令和２年３月）を、雨水管理総合計画の策定にあたっては、「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」（平成29年７月）を参考とされたい。

下水道による浸水対策を支援するため、下水道浸水被害軽減総合事業のほか、以下に示すような各種制度を準備しているので、各制度の内容・趣旨をご理解いただき、下水道による効率的な浸水対策の実施のために、積極的に活用されるようお願いする。

下水道による浸水対策に関する事業制度

【事業目的】	【事業メニュー】	【支援内容】
交付対象管のみを整備	通常の下水道事業	・交付対象管渠となる雨水管等の整備を支援。
再度災害防止等の観点から浸水安全度を早急に高める	下水道浸水被害軽減総合事業	・再度災害防止や事前防災・減災の観点から、浸水安全度を早急に高めるため、ハードとソフトを組み合わせた総合的な浸水対策を支援。（下水道浸水被害軽減型）
行政と住民等が連携して、既存施設を最大限活用した対策を実施		・既存施設を最大限活用した下水道整備や止水板の設置等を支援。（効率的雨水管理支援型）
下水道と河川のネットワーク化施設等を整備	都市水害対策共同事業	・下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調整施設をネットワーク化するための施設等の整備を支援。
民間の雨水貯留施設等の整備を推進：各戸貯留浸透等	新世代下水道支援事業	・個人・民間事業者等による雨水貯留浸透施設等の設置を支援（地方公共団体を通じた間接補助）
民間の雨水貯留施設等の整備を推進：大規模な雨水貯留施設等	特定地域都市浸水被害対策事業	・浸水被害対策区域（下水道法に基づき市町村等が条例で指定）や都市機能誘導区域において民間の雨水貯留施設等の整備を支援。
都市機能集積地区の浸水安全度を早急に高める	下水道床上浸水対策事業	・都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、計画的に実施する大規模な浸水対策を支援。
河川事業と連携し浸水安全度を早急に高める	事業間連携下水道事業	・内水による深刻な影響を回避するため、下水道整備と河川事業を一体的かつ計画的に実施する浸水対策を支援。
大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保を図る	大規模雨水処理施設整備事業	・計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置または改築を集中的に支援。

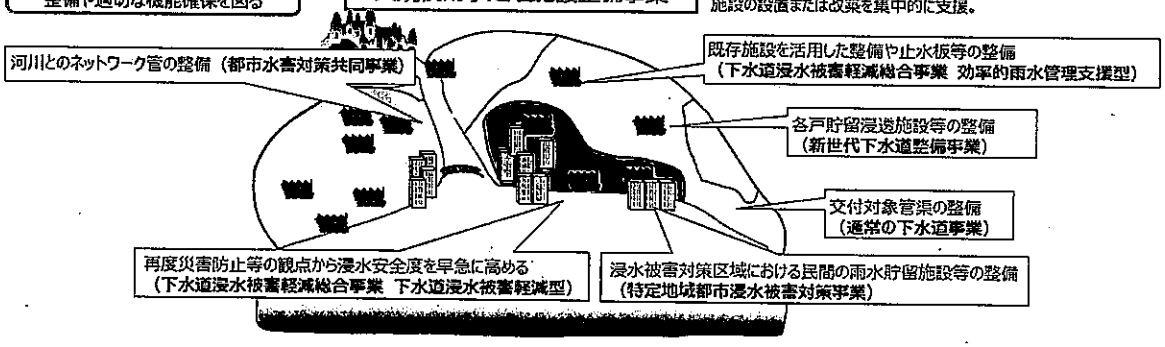

【下水道による都市浸水対策の達成状況】

平成31年3月末現在で、人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等において、概ね5年に1回程度発生する規模の降雨に対して下水道の整備が完了した面積の割合は約59%となっている。

■都道府県、政令市別の都市浸水対策達成率（平成31年3月31日現在）

都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	66%	滋賀県	30%
青森県	53%	京都府	79%
岩手県	39%	大阪府	73%
宮城県	32%	兵庫県	67%
秋田県	48%	奈良県	46%
山形県	43%	和歌山県	23%
福島県	45%	鳥取県	63%
茨城県	59%	島根県	17%
栃木県	33%	岡山県	44%
群馬県	47%	広島県	59%
埼玉県	43%	山口県	56%
千葉県	45%	徳島県	72%
東京都	67%	香川県	42%
神奈川県	63%	愛媛県	55%
新潟県	56%	高知県	52%
富山県	75%	福岡県	67%
石川県	50%	佐賀県	40%
福井県	68%	長崎県	61%
山梨県	50%	熊本県	54%
長野県	22%	大分県	66%
岐阜県	52%	宮崎県	57%
静岡県	42%	鹿児島県	70%
愛知県	78%	沖縄県	60%
三重県	40%	全国	59%

政令市等	達成率
札幌市	78%
仙台市	34%
さいたま市	47%
千葉市	77%
東京都区部	70%
横浜市	66%
川崎市	57%
相模原市	70%
新潟市	58%
静岡市	50%
浜松市	32%
名古屋市	98%
京都市	91%
大阪市	88%
堺市	57%
神戸市	80%
岡山市	58%
広島市	70%
北九州市	72%
福岡市	75%
熊本市	54%
政令市等	71%

5）河川やまちづくりとの連携について

①「100mm/h 安心プラン」の策定促進について

平成 25 年度より要綱を定め、地方公共団体からの申請に基づき、令和元年 10 月時点で 21 都市 23 計画を登録した。登録された地区は、下水道浸水被害軽減総合事業下水道浸水被害軽減型の対象地区となる。

「100mm/h 安心プラン」の策定にあたっては、施設の計画を超える局地的な大雨等に対して、河川部局等の関係機関や住民等と協議し、計画を策定していただきたい。円滑な登録手続きを進めるためにも、関係機関と事前協議を行った上で登録申請がされるよう調整されたい。

また、気象、地形、土地利用等の違いにより都市をとりまく状況は様々であることから、登録の視点は都市によって異なる。都道府県におかれては、市町村の計画策定を支援していただくとともに、その計画内容などについての不明点などがある場合には、地方整備局等を通じてご相談されたい。

河川と下水道の連携（100mm/h安心プラン登録制度）

○計画を超える降雨に対して、地域の関係機関・住民等が協力して、浸水被害の軽減を図る取組みを定めた計画を国土交通省が「100mm/h安心プラン」として登録し、国が重点的に支援する制度を平成25年度に創設。（令和2年3月末時点で21市24計画を登録）
○平成27年度より、100mm/h安心プラン登録地区が、下水道浸水被害軽減総合事業の交付対象要件として追加。

100mm/h安心プラン登録都市

福島県郡山市、茨城県水戸市、茨城県ひたちなか市、
栃木県鹿沼市、埼玉県春日部市、千葉県茂原市、
長野県岡谷市、富山県高岡市、石川県金沢市、
静岡県富士市、静岡県沼津市、静岡県焼津市、
静岡県袋井市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市（4箇所）、
愛知県東海市、岐阜県多治見市、兵庫県姫路市、
広島県福山市、福岡県北九州市、佐賀県佐賀市
R1は3市3計画登録

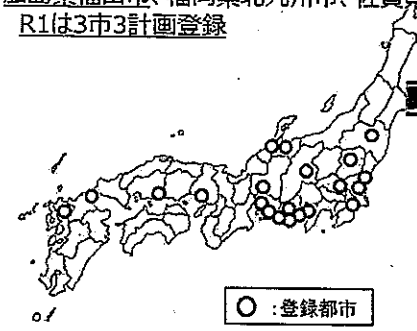

地域	計画数
北海道	0
東北	1
関東	6
北陸	2
中部	11
近畿	1
中国	1
四国	0
九州	2
沖縄	0

プランは国交省HPでも公表

広島県福山市の登録証の伝達式（R1.10.1）

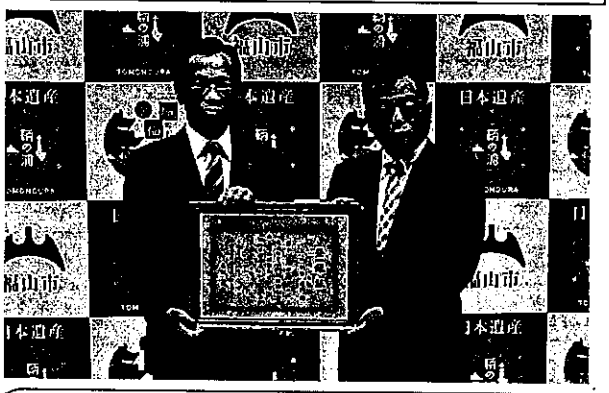

＜福山市100mm/h安心プラン＞
浸水リスクの高い地域を集中的かつ迅速に整備を行い
浸水被害の早期軽減を図る。
【取組内容】
・河川改修、排水機場ポンプ増設、雨水幹線整備、雨水ポンプ場整備
・公共用地等を利用した雨水貯留施設の暫定整備
・Webを利用した監視カメラ画像・水位情報の提供
・内水ハザードマップの作成、公表
・市民と行政が一体となった「総合防災訓練」等の実施 等

② 特定都市河川浸水被害対策法による浸水対策の推進

これまで鶴見川、新川、寝屋川、巴川、境川（愛知県）、猿渡川、境川（東京都、神奈川県）、引地川の８河川が特定都市河川浸水被害対策法（以下「特定都市河川法」という。）の指定を受け、総合的な浸水対策が進められている。指定を受けた特定都市河川では、あらかじめ国土交通大臣の同意を得て、流域水害対策計画を策定することとされている。流域水害対策計画の策定状況は以下の通りである。

都市部における浸水は、都市機能の麻痺や地下街の浸水をもたらすなど、重大な被害につながることから、著しい浸水被害が発生、又はその恐れがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域においては、特定都市河川法に基づく総合的な浸水対策に積極的に取り組まれるようお願いする。

【参考】流域水害対策計画の策定状況（平成 31 年 3 月末時点）

河川名※	関係機関	特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（下段：施行日）	流域水害対策計画の策定
鶴見川	国土交通省関東地方整備局、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市、稲城市	平成17年4月1日（同上）	平成19年3月14日
新川	愛知県、名古屋市、一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町	平成17年5月31日（平成18年1月1日）	平成19年10月30日（平成26年10月17日一部変更）
寝屋川	大阪府、大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、藤井寺市	平成18年1月13日（平成18年7月1日）	平成18年2月15日（平成26年8月5日第一回変更）
巴川	静岡県、静岡市	平成21年2月6日（平成21年4月1日）	平成22年3月26日
境川	愛知県、名古屋市、刈谷市、豊田市、安城市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町、東浦町	平成23年7月1日（平成24年4月1日）	平成26年3月25日
猿渡川	愛知県、刈谷市、豊田市、安城市、知立市	平成23年7月1日（平成24年4月1日）	平成26年3月25日
境川	東京都、神奈川県、横浜市、町田市、相模原市、大和市、藤沢市、鎌倉市	平成26年2月14日（平成26年6月1日）	策定中
引地川	神奈川県、大和市、座間市、海老名市、藤沢市、茅ヶ崎市、綾瀬市	平成26年2月14日（平成26年6月1日）	平成27年6月5日

※当該河川に流入する支川の一部を含む。

③ 予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除の推進について

平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より答申された「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」において、緊急的に実施する対策の一つとして、社会経済被害を最小化し、中心市街地や重要拠点等の機能確保を図るため、「排水先の河川の水位が低く、水位予測によっても河川の水位上昇が見込まれない場合などは、予備ポンプや移動式ポンプ等を活用して効果的な内水排除を推進すること」が示されている。

答申を踏まえ、河川管理者及び下水道管理者は、社会経済被害の最小化に向け相互に連携し、「出水時における排水ポンプ場の運転調整について」（平成 13 年 6 月 27 日　国河治第五二号）「出水時における排水ポンプ場の運転調整等について」（平成 13 年 6 月 27 日　国都下流第一六号）に基づく運転調整ルールの設定を前提として、予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除に向けた運転ルールを適切に定められたい。

④ 浸水被害対策区域制度（官民連携した浸水対策）

【制度概要】

・財政状況の逼迫、地下空間の輻輳等により、下水道管理者のみでは追加的整備を行うことが困難な場合に、民間施設の地下空間を活用するなど、民間の協力を得て、浸水対策を実施する区域を指定する制度を創設。

・下水道法に規定する「浸水被害対策区域」や都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に定められた「都市誘導区域」では、管理協定を締結することで下水道管理者が民間設置の雨水貯留施設の管理を行えるなど、官民連携した浸水対策を実施。

【制度活用のポイント】

・浸水被害対策区域等を活用した民間事業者等と連携した効率的な浸水対策の実施により、都市部における浸水に対する安全度の早期向上を図られたい（平成 29 年 3 月 31 日付国水下流第 43 号「官民連携による効率的な浸水対策の推進について」参照）。

・なお、浸水被害対策区域等における民間事業者等の雨水貯留施設の設置に対しては、特定地域都市浸水被害対策事業において、整備費用の一部を国が直接支援する制度もあるため、これらの制度の活用も考慮して積極的に検討されたい。

・浸水被害対策区域制度の活用にあたっては「官民連携した浸水対策の手引き（案）」（平成 29 年 7 月）を参考とされたい。

浸水被害対策区域制度（官民連携による浸水対策の推進）

○公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、地方公共団体が条例で「浸水被害対策区域」を指定。

○下水道法第10条の排水設備の基準に代えて、条例で、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定め、民間に対して雨水貯留施設の設置等を義務づけることができる。

○区域内に存する貯留容量100m³以上の雨水貯留施設について、公共下水道管理者自らが管理する必要があると認めるときは、施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設を管理することができる。

浸水被害対策区域の効果

局地的な大雨（ゲリラ豪雨）の頻発等により、早期に浸水安全度を向上させるニーズ

↓

公共下水道管理者が、道路や公園等の公共用地の下に雨水貯留管等を整備しようとしても、公共用地等の地下にスペースがない

↓

民間の再開発等にあわせて、「浸水被害対策区域」を指定

↓

官民が連携して浸水対策を実施、早期に地域の浸水安全度を向上

官民連携した浸水対策のイメージ

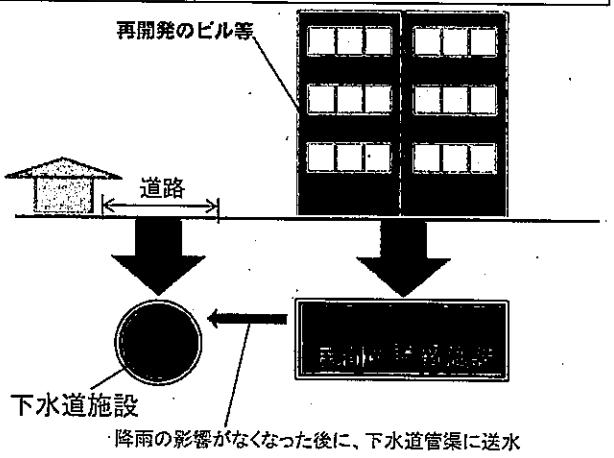

６）気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会について

○概要

気候変動による降雨量の増加を反映した外力の設定方法等について検討するため、令和元年１２月に、学識者等で構成する検討会を国土交通省下水道部が設置。

○設置趣旨

近年、都市化の進展等に伴う浸透面積の減少により、雨水の流出量が増え、河川や下水道にかかる負担が増加していることに加え、気候変動の影響等により、大雨等が頻発し、内水氾濫が発生するリスクが増大している。

令和元年東日本台風においては、河川の氾濫等による被災とともに、全国15都県140市区町村において内水氾濫による浸水被害が発生した。併せて、下水道施設そのものも被災し、市民生活に多大な影響を与えることになった。

こうした中、本年10月、国土交通省水管理・国土保全局に設置された「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」において、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言」がとりまとめられた。国土交通省では、提言を踏まえ、気候変動による降雨量の増加を反映した治水対策に転換するための具体的な方策について検討を速やかに進め、全力を挙げて、防災・減災対策に取り組んでいくこととしたところである。

そこで、これまでの下水道による都市浸水対策の取組を踏まえつつ、気候変動の影響等を考慮した取組を推進するため、気候変動を踏まえた下水道による浸水対策等について議論を深めることを目的として、本検討会を設置するものである。

○スケジュール

第１回検討会　R1.12.18　近年の降雨及び内水被害の状況、下水道整備の現状等
第２回検討会　R2.4（予定）　下水道計画としての外力の設定方法等
第３回検討会　R2.5（予定）　とりまとめ

気候変動を踏まえた下水道による浸水対策等に係る課題及び論点（案）

現状・問題点	課題（対策の方向性）	論点（解決すべき事項）	検討事項
○気候変動に伴う降雨量の増加等の懸念 ○近年、度重なる出水により多くの内水被害が発生するとともに、河川の氾濫等により下水道施設が浸水し、機能が停止 ○下水道整備は一定程度進捗しており、完成施設では効果が発現 ○一方、下水道整備が途上である地区において内水被害が発生。また、下水道整備が完了した地区でも下水道の施設計画を超過する降雨により内水被害が発生 ○内水ハザードマップについては、既往最大規模降雨等で75%の地方公共団体、想定最大規模降雨で地下街を有する地方公共団体のうち5%で作成済	○気候変動を踏まえた雨水計画（事業計画）の見直し	○気候変動の影響を踏まえた計画目標の外力の設定	○下水道計画としての外力の設定方法等
	○下水道施設の機能の維持（耐水化の推進）	○耐水化の対象外力の設定 ○効率的・効果的な対策手法	○耐水化の対象外力の考え方 ○効率的・効果的な対策手法の検討 ・対策箇所の優先順位・対策期間 等
	○早期の安全度の向上	○効率的・効果的なハード整備 ○既存施設の運用の工夫策 ○まちづくりとの連携によるリスク軽減手法	○効率的・効果的なハード整備の検討 ・整備の加速化、更なる連携施策 等 ○既存施設の運用の工夫策 ・ポンプ排水の効率化、水門の操作性の向上 ○まちづくりとの連携によるリスク軽減手法の検討 等
	○ソフト施策の更なる推進・強化	○効率的・効果的なソフト施策（内水ハザードマップ等）	○内水ハザードマップ作成の加速化 ・内水ハザードマップ（実績、想定最大規模）作成の推進 等 ○効果的なソフト施策の検討

7）気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会について

○概要

国土交通省は、社会資本整備審議会に対し、気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について令和元年１０月に諮問。これを受け、令和元年１１月に同審議会河川分科会に気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会を設置。治水計画、海岸保全、都市浸水対策などの課題に関して有識者会議で検討し、必要に応じて小委員会で包括的に検討。

○諮問の内容

・全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が頻発し、甚大な被害が発生しており、気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されている。

・平成２７年９月の関東・東北豪雨を受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えの下、ハード・ソフト一体となった対策を推進してきたところ。

・国土交通省が設置した「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」では、産業革命以前と比べて世界の平均地上気温を２℃上昇以下に抑えることを、前提としたシナリオの場合でも、21 世紀末には 20 世紀末と比べて、降雨量が全国平均で 1.1 倍、洪水の発生頻度が全国平均で２倍になるとの試算結果が示された。

・今後、気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇、人口減少や超高齢化社会の到来、社会構造の変化等を踏まえ、低い水準にある治水安全度の速やかな向上や、予測される将来の降雨量等を反映した治水対策への転換に加えて、災害リスクを勘案したコンパクトなまちづくり等の国土・土地利用のあり方の転換と一体となって、流域全体で備える水災害対策を如何に進めるべきか。

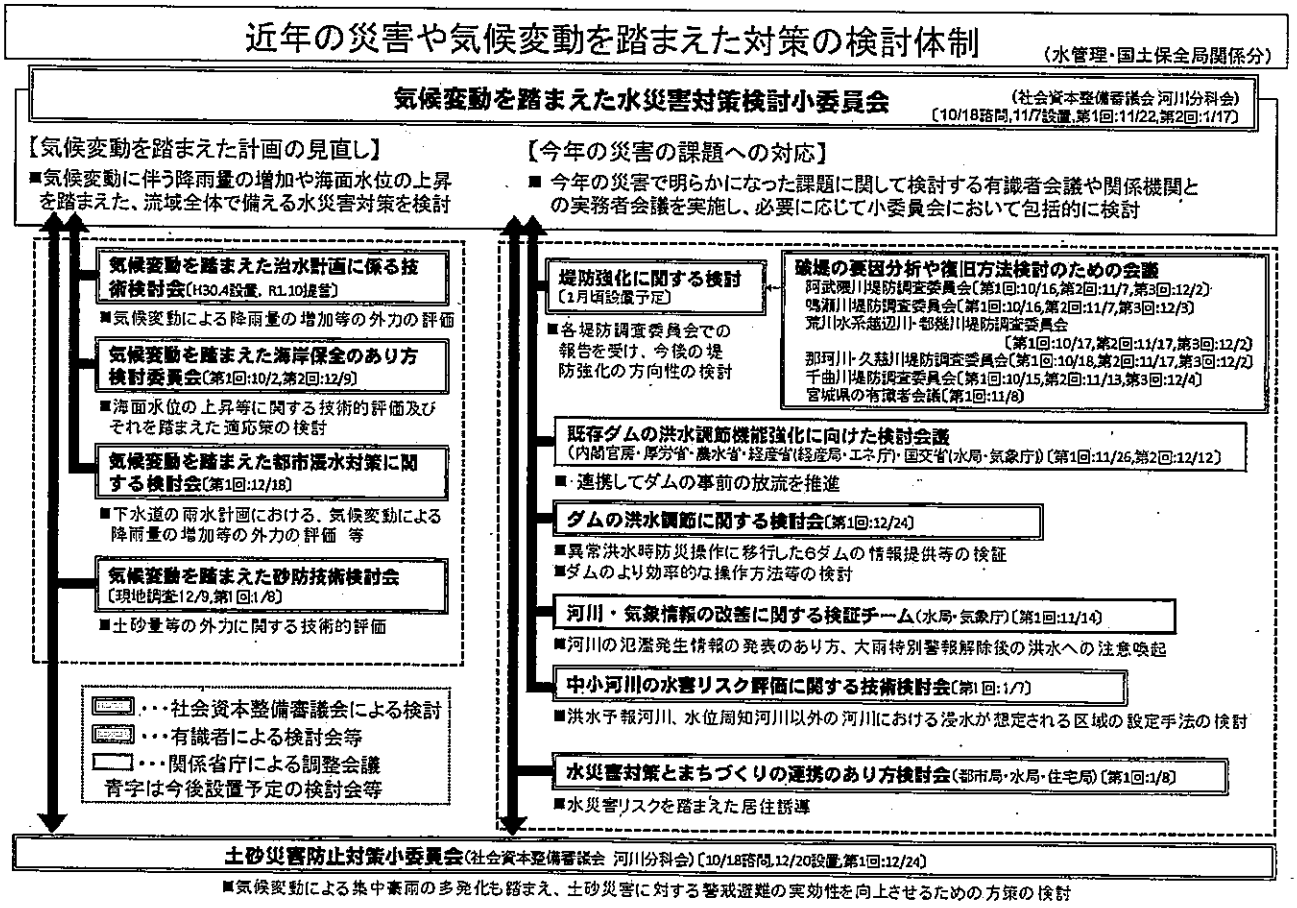

（この資料は、再生紙を使用しております。）